

081.5-Su96ㄅ



1200500724735

81.5

Su.96



始





081.5  
Su96



鈴木重胤全集

第一





鈴木重胤大人肖像

大瀧直之助所藏



鈴木重胤大人肖像

大藤直之氏撰



正直謹寫



## 序

天つ日の御光りの照りいたる國とふ國に、書とふ書は多かれと、千五百秋の水穂の國の  
これの大御書は、箸鷹のとねりの親王か、益良雄の心ふり起し、大地のなしのまゝなる  
古事をら、つはらくに記し給へれば、天の下百八十國の本つ書にして、千萬書の祖ふ  
みになもありける。故この書はしも、言さへくから人の囀り言を、わか言靈にみかゝし  
め、くはし女か手引の糸を、からあゐに染め出たし、大和錦と織りなせれば、誰しの人  
も仰き見て、天たな機の音にのみ愛てはやすとはすれど、初學ひらか、たはやすく知り  
うへきたため、ときさとしたる書も聞えさりつるを、肌薄穂つみのをちか、若草の若き時  
より、此の書に心を碎き、思ひ得かたき言葉の種を、い行きなつさふ荒野に拾ひ、神習  
ふ道の行く手を、風のとの遠き神代にもとめ、茜指晝夜といはす文机に打ち向ひ、たゆ  
む事なく怠る事なく、まつふさに書きやはし、日本書紀のしるへ書と名をおほせ、神代  
の巻もいまたかきをへぬとに、百卷餘り數くは、り、文のみち久しといひし三とせの、



八月の望の夕に、てる月の雲かくりしは、覺むらくしらぬ夢ともいはまし。おのれ、吾妻の葛飾に在りしほとは、彼の翁とおなし縣に家をらし、行きかふ道の遠からねは、わさ田のなはて踏みならし訪ひとはれしを、むさし野の草のゆかりとつみとらし、出羽の國人照井主か、今は雲離れ遠くへなれる年治か許に、此のはし書をと乞ひにおこせつる此の主よ、嚴かしか本を立ちならし、人の中にも、櫃の實の獨抜け出てたる物しり人にしあれは、とこゝろのすさひのまにま、此の書をさくら木に匂はしめまく思ひ起し、いそしみぬと聞のうれしみ、吾か住まんこの堤にすむ鳥のかり初に、そのゆゑよしをおろおろかきしるしつ。

## 敷田年治

### 日本書紀傳獻納の由來

一、先師鈴木大人、曾て古史太元考を著し、稿二卷にして、即ち其の業を止め、更に古事記の體に倣ひて、神代語事を著し、其の傳をも作りて、稿成れるもの若干卷ありき。既にして、大人、大に覺る所あり、みづから本文を作りて、之に傳を作り添ふること、いと心なきわざなりとて、又其の業を止められつ。かくて後、大人は、専ら力を古典の解釋に用ひられ、延喜祝詞式講義、及び中臣壽詞講義を著し、初稿既に完成したりしかば、更に、日本書紀傳の選述を思ひ立たれたり、これらの事實にて、當時、大人の學殖、年月に増進し、思想愈、高尚なる境に向はれたりしを觀るべきなり。

一、本書は、大人の初稿のまゝにて傳はれるものなり。その初めて稿を起さるゝや、腦裏に蓄積せるものを盡くし出だして、意の趣くまゝに詳解し論辨して、餘蘊あらせじと期せられたるがごとし。これ文辭言説丁寧反復して、往々重複せるものあるを



免れざる所以なり。

一、大人の常に言はれしは、本書の初稿成りなば、更に熟思精撰して、其の粹を抜き要を集めて、之を完成すべく、かくて、脱稿に至らば、直に之を天朝に奉獻すべし、敢て之を家門に私せずと。これ大人が文學を以て忠誠を國家に竭さむとの素志を知るに足るべし。

一、中古の學者、大概儒佛の説に據りて、我が古史を解釋せむとせり。故に大道を明にすること能はざりき。荷田、賀茂二翁の出づるに及びて、斯學維新に、本居翁出でて大道維明に、平田翁出でて、こゝに其の光現れたりしを、我が大人に至りて、いよいよこれを輝かしめられたるもの多し。

一、本書は、未だ神代紀の解釋をだに終へざれども、而も卓説高論甚多く、既に我が古典の蘊奥を究めて古、今に徹するものと謂ふべし。恨むらくは大人をして、天壽を全くして、斯の著を終へしめざりしことを。凡そ此の傳を繙かむ者、誰か感慨し追惜せざらむ。

一、大人は、天資、清廉剛毅にして、一意大道を明にし、以て國家に報いむとするにありき。されば常にすべての嗜好を遠ざけ、産を治むるを事とせず、僅に賢木舎社中より贈る所の資を以て其の生計を營まれき。故に大人と社中とは、殆ど一家族のごとく、其の既成の原稿は、悉く之を社中に保藏せしめられしを、大瀧光賢別に一本を謄寫して、先生に致したりき。其の本は、今、越後國中蒲原郡新津村桂譽輝が許に藏せり。

一、足立正聲君諸陵頭たりし頃、本書の一部を其の寮中に藏せむと欲し、明治二十七年九月十三日、余に囑して、其の事を執らしめられぬ。余乃ち賢木舎中と相議り、筆生數名を募り、同年十月四日業を起し、謄寫成るに従ひて、每卷之を校訂せり。但し原稿は、言句文字を添補せるもの、削除せるもの多く、且、未だ何人の校訂をも經ざりしものなれば、先、原稿を校して、更に謄寫本に及ぶなど、大かたの事にあらざりしが、明治三十年四月三十日に至りて、その業を終ふることを得たりき。即ち、一部分本、百四十七冊なり。此の内數十卷は、筆生羽根田作右衛門をして校訂



せしめたるが、毎卷、其の疑しき所には、紅紙を貼せしめ、而して余復校閱する所ありしかども、固より淺學寡聞、尙遺漏甚多からんことを恐るゝのみ。

明治三十年四月三十日

羽前國西田川郡大山町

秋野庸彦識

## 例言八則

一、本書は、元、明治四十三年、國學院大學出版部に於て、刊行されたことがあつたが、今回は宮内省圖書寮所蔵の副本に依つて原稿を整理し、更に山形縣大山町賢木舎現主大瀧直之助氏の襲藏に係る重胤大人自筆の原書に據つて嚴密なる校合を加へ、萬、遺漏なきを期した。

一、本書原本の體裁は、書紀解説の本文と、之に對する夥しき細註割書との二部に分れて居るが、今、通讀に便せんがために、細註の部分をも全部一行書きに改めた、但し元の割書の部分には、必ず前後に半圓の括弧を施して、文脈の識別を瞭然たらしむることに意を用いた。

一、本書行文中、「傳一之卷」、或は「本傳二之卷」等とあるは、何れも、「日本書紀傳」の略稱、又、引用書名に「記傳」とあるのは、宣長大人の古事記傳で、猶、其外參考書を略稱で擧げたものが、少くないが一々之を抽出して説示することは省略する。



- 一、本書記文中、間々圈點を施した所のあるのは、重胤大人最後の高弟秋野庸彦翁の補説に係るものである。之は明治三十年本書の副本を宮内省に獻納した際、同翁が大人生前の教旨に基き、其足らざる所を補つて之を本文中に記入したものである。
- 一、祝詞講義と日本書記傳とは重胤大人大著の雙璧で、講義先づ成り、紀傳は之に後れて執筆されたものであるから、全集の配列も之に従ふのが當然の順序であつたかも知れぬ。今、紀傳を先にしたのは、偶々原稿の整理が早く整つた爲で、他意ある譯ではない。但し、本書の記文中、祝詞講義を參看すべしとの注意が散見してゐる事から考へて、講義を後廻はしにしたことは編者の早計であつた。
- 一、本書の序文は、敷田年治翁の文集「百園雜纂」から、こゝに轉用したもので、元、紀傳の原書に附せられてゐたものではないことは勿論である。蓋し、重胤、年治の二翁は生前、久しく親交の間柄であつたので、後年、重胤大人受業の高弟照井長柄の依囑に依つて文を作したものの、今、國學院舊刊本に倣つて之を卷頭に掲げたのは、兩翁の勝縁を千載に傳へんとする微意に依るものである。

一、本書の卷序、元、三之卷に起り、一、二は之を缺いてゐる。是れ、紀傳完結の後、本書の開題、竝に總論等をと、のへて、一之卷、二之卷とせんとした著者の用意であつたと察せらる。されど、今は詮なきこと故、便宜に従つて、元の三之卷を一之卷とし、以下順次卷序を追ふて之を改めた。

一、重胤大人の紀傳執筆は實に畢生の一大努力であつた。而かも之が完成の後には體裁を整へて天朝に奉獻、敢て一家の私藏とせざるを切念したが、不幸其完結を見ずして難に遭ふたのは千載の恨事であつた。後、明治年間に至り、之が副本を作製して之を宮内省に奉獻したことは、實に大人生前の大志を貫徹したもので、明治三十年四月庸彦翁の草した、「紀傳奉獻の由來」を卷頭に掲げたのは、遺弟諸翁の功績を百代の後に傳へんとする意に外ならぬ。

昭和十二年十一月二十日

樹下快淳記



日本書紀傳卷一 目次

一之卷	神世七代章	一頁
二之卷	神世七代章	八五
三之卷	神世七代章	一六九
四之卷	八洲起元章	二九一
五之卷	八洲起元章	四三五
六之卷	四神出生章	五三六
七之卷	四神出生章	六三四

目次



日本書紀傳 一之卷

穗積重胤謹撰

神代上第一 神世七代章



古天地未剖。陰陽不分。渾沌如雞子。溟滓而含牙。及其清陽者。薄靡而爲天。重濁者。淹滯而爲地。精妙之合搏易。重濁之凝場難。故天先成而地後定。然後神聖生其中焉。故曰。天地開闢之初。洲壤浮漂。譬猶游魚之浮水上也。于時天地之中生一物。狀如葦牙。便化爲神。號國常立尊。至貴曰尊。自餘曰命。並訓美舉等也。下皆倣此。

次國狹槌尊。次豐斟淳尊。凡三神矣。乾道獨化。所以成此純男。

御紀三十卷なる中に、首二卷有り、此を神代上下と云事、本文に所見たるが如し、偕此神代上下卷に、段落凡九章有り、一を神世七代章、二を八洲起元章、三を四神出生章、四を瑞珠盟約章、五を寶鏡開始章、六を寶劍出現章、七を



天孫降臨章、八を海宮遊行章、九を神皇承運章と云へり、此稱何れの御代に、如何なる人の號けたるにか、詳ならずと雖も、此紀を讀むに、甚便理宜ければ、今も從て用ふ、(猶巨細に別てらむには、何章にも成べけれども、正書を章首に立て、一書は其下に隸て、別章とは成さざる者なり)此を神世七代章と云は、此章の終に、自國常立尊、迄伊弉諾尊伊弉冊尊、是謂神世七代者矣と、有を取れる者なり、偕古事記には、先に別天神五柱の傳を擧て、次に神世七代の神等を載られたるを、御紀には、一書の傳に、所々に別天神の御名を擧られて、正書には、唯御事迹をのみ記されて、御名を彰はされず、國土の成れる始を主と立つる御紀の趣意なるが故に、國常立尊を其首には立てられり、(古事記は古傳のまゝに、天地の初發よりの事を記されしを、御紀も同じく古傳のまゝに依るとは云中に、史法を定め成されし故に、別天神などの御事は客にして、國土の事を主と爲らるゝ御心掟なる事、題號を日本書紀と云にても著かり、唯西蕃などに對へたるのみにて、釋紀開題に、問此書名日本書紀其意如何、答師說依註日本國帝王事、謂之日本書紀とも、延喜講記發題曰、問此書號日本書紀如何、說云書本朝事故云と有て、少も佗に對へたるに非ざりしを思ふ可し、但し後に日本文德天皇實錄、日本三代實錄など、殊更に冠らせて云は既に別なり)○古天地未剖陽陰不分より、然後神聖生其中焉と云迄の文は、別天神の御名を省きて、御事迹を以て傳へたる古語なり、然れども三五曆記、及び淮南子、春秋緯など云ふ漢籍に依て、文を成せるが故に、人皆我が古説に非るが如く思ふめるは、固陋なる事なり、凡て御紀の中なる古傳共に、少も彼に似寄れる事有れば、當否は姑く措て、彼文を擬用らるゝ事常なれば、難む可に非ず、然れども彼と此と、風土素より別なれば、相合ざる事多かるを、強て合せたるは、其意を以

て辨別すは有べからず、(三五曆記には、古昔天地未分、渾沌如雞子、萬八千歲、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、神於天、聖於地、萬八千歲、天極高地極深、數起於一、立於三、成於五、盛於七、處於九、云々と見え、淮南子天文訓には、天墜未形、馮々翼翼洞々漚々、故曰大昭、道始於虛靈、虛靈生宇宙、宇宙生氣、氣有漢垠、清陽者薄靡而爲天、重濁者凝滯而爲地、清妙之合專易、重濁之凝竭難、故天先成而地後定、天地之襲精爲陰陽、陰陽之專精爲四時、四時之散精爲萬物と有る、專易の專字を、一作搏と有り、此二は漢土にて、天地の古説なれば、此を取て文を成されし事云も更なるが、此の古言以て傳たる古傳の、彼文に遇中る者ぞ、又三墳と云書にも、清氣未升、濁神未沈、遊神未靈、五色未分、中有其物、冥々而性存、謂之混沌、混沌爲太始、太始者元胎之萌也、太始之數一、一爲太極、太極者天地之父母也云々と有て、此餘にも此意味なる語多かり)偕此傳は、別天神の御事迹なりと云故は、古天地未剖陰陽不分と有る一章は、第五一書に天地未生之時と云時にて天地(質)も陰陽(氣)も、未だ形れざる以前にて、又第四一書に、高天原所生神名、曰天御中主尊、次高皇產靈尊、次神皇產靈神と有る、其時の狀を云事、次に説るが如し、若て天御中主尊の未剖不分れざりし物、初て剖分るゝ氣勢の屈伸に就て、高皇產靈尊、神皇產靈尊と、夫妻二柱神等共に俱生坐て、陰陽の氣初て分れしが相結ばして天地と成べき混沌たる物を産せる迄を含めたる事、文の續きに著明かり(此時に高天原と云は、後に天日を指すなどゝは異にて、唯虚霧を云へる事、第四一書の傳に註すが如し)次に、混沌如雞子、溟滓而含牙と有は、第三一書に、天地混成之時、始有三人焉、號可美葦牙彥舅尊と有に同じくして、其含牙と云へる物、即ち葦牙なる者なり、(牙



を伎邪志と云は、氣進と云事にて、氣と質と相分るゝにて、第一、第四、第六の一書に、天地初判と有る是なり。次に、其清陽者、薄靡而爲天、重濁者、淹滯而爲地云々、故天先成、而地後定と有は、第六の一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神、號天常立尊云々、又有物若浮膏、生於空中、因此化神、號國常立尊と有に當れる文也、(此に於て、天地初立の時と云には成れるなり)右にて、別天神の御事迹は至り盡せるが、此中に國常立尊の御事迹も含りて有事なれども、地は天より甚く後れて成れる故に、文を割みて、次に故曰と云て、同じ狀なる事を重ねて復さひ云る者と所思ゆ、委しくは、下に、神聖在其中焉の下に云る如し、然るを、釋紀に、日本書紀三十卷と有る細書に、無序但師說初文、天先成而地後定、然後神聖生其中焉、已上者序文と有は、右の文を得しも讀み解かざるより、言出でたる臆度の説なり、(印本には、無序の二字細字に作り、但し以下は大書に爲るを、例とも違へれば、今は一本に依て、共に連けて細書とは爲り)○古は往去方にて、昔と同じく、共に當今に對へる語なる中に、昔の方は、殊に我身に親しく近く、古は廣くして遠き意味有り、(昔は向去の意なる故に、身に親しく云事なり、神武天皇御紀に、昔我天神高皇產靈尊、大日靈尊云々と宣ひ、下にも、昔伊弉諾尊、目此國曰云々と有などは、古とは云ふまじく決て昔と云べき所なるを思へし)第二一書にも、古國稚地稚之時と見えたる、共に久代を廣く指せるなり、寶鏡開始章第三一書に、此太古之遺法也と見え、孝德天皇御紀に、古道と云ひ、餘にも古某と云ふ語多かり、萬葉一(十一丁)には、古昔母然爾有許會と云て、現身に對へたり、(古語拾遺に、蓋聞上古之世、未レ有文字、貴賤老少口々相傳、前言往行存而不忘、書契以來不好談古と有は、其上世を以て、古とは云へるなり)然れば、此は天

地の成立てる當今より、其未だ生ざりし上世の事を云ふ爲に、古云々とは言出でたる者なり、○天地未剖と云へる天は、天日を云ひ、地は國土なる事、誰も知る如くなるが、此は世界一般の始なるに、天日と國土と二つにては、猶盡さず、此に因て思ふに、天表に在らゆる星宿は、共に天にて、天日の外圍に在る五星、及び月輪は、皆がら他の所屬なる者なり、(此は餘りに贅ち過たる説の如くには有れども、天地の成始れる事、共に世界一般ならでは、事の意を究め盡せりと云べからねば、年頃必ず斯在らむと思定て言出でたるなり)天表に在と有ゆる星宿共に、天日より分散たる火氣の、各一塊なるが、天表の氣の剛健くして、極めて寒冽れるに壓迫れて收縮れるが、火の性の隨に發暢むと爲る質有るを以て、極て遠きも其光輝ばかりは幽に見ゆるなりけり、下に説ける如く、瑞珠盟約章に、日之少宮と云は、謂ゆる天極なるが、少は別の語にて、天日より別れ放れる國と云義なる事、云も更なるが上に、星宿を保志と云へるも、火氣の義なるを以て所知たり、儲、常には氣と云を、志と云は如何と云に、伎とは全體の氣の名にて、其氣の物に迫りて一壠なるを志と云り、其は空氣の迫りて動搖くを風と云て、其神名に志那と負坐るを始として、魘は屯氣、嵐は荒氣、虹は丹氣なる例なり、(西蕃にも其遺傳有て、春秋說題辭と云に、陽精爲日、日分爲星、故其字曰下生也と云り、古人造字の時、必受る所有なる可し、宋王應麟が玉海に、張衡曰、星、日之餘也と云るは、其說に據れるなる可し、洋西の説に、天表に在ゆる無數の星宿は、皆は一箇の日輪にして、各々其の外圍に、土星以下、及び地球などの如き附屬星有て、其氣光内に懸り、且旋轉する事、猶我一圓天内の如き者なりと云るは、然も有ぬ可き事の状態とは所感ゆれども、我神代の古傳に、然る別世界を立たりと云ふ古説無ければ、諾ひ難し、唯天表に薰り満ちたる水



氣を以て、無數の火球を圍みたる、其氣の壓迫れると發暢ると互に相軋り合て、我一圓天内の位置を定めて、終古に易らざる天柱と成れると思ひて、事は足なむ）楮、五星を地の所屬なりと云ふ證は、天孫降臨章に、二神遂誅邪神及草木石類、皆已平了、其所不伏者、唯星神香香背男耳、故加遣倭文神建葉槌命者則服、故二神登天也と有る星神を、同章第二一書に、天神遣經津主神、武甕槌神、使平定葦原中國、時、二神曰天有惡神、名曰天津彗星、亦名天香香背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有て、此には天津彗星と云り、此を天とは云へども、地より天表の方に見放くるを以て云るなるが、決く五星の中なる火星を司れる神なり、天孫の此國土に降坐むと爲る、國平の時に當りて、然る星神を令誅給へりしは、此國土の分判れし、其片方なる故なる可ければ、此を以て、其五星も共に、天地と對へる地にて、此國土よりは大なるも、獨邊僻の地有が如くなる可き事、云も更なり、然れば、次なる如雞子と云物、判割て天日及び列星と成れる、是天なり、列星は天表に羅り、天日は天の中央に位て、土星木星火星大地金星水星の六は、天日の外邊を周旋り、從ひて共に地にて、月も亦地球に屬て周旋る物なれば、等しく地なるなり、（右の五星も、國土と同じ狀なるを、同じく保志と云は、此國土より瞻望るに、其質は闇體なるも、天日の光を得て明なる事、猶天表に在る火球の星に相異らざるが故に、其名を假借て、共に保志とは云ひ習へる者なり、譬ば、月輪は右の五星の如く、天日には屬ず、唯此國土に附屬物なれども、地を離れて、天の方に遠く在る物なる故に、萬葉三に、久堅乃天歸月云々、六に天爾座月讀壯子云々など、天の物にして詠めるが如く、其視る象を以て云る者なり、猶、下なる國狹槌尊の傳に、云事を合せ考ふべし）此天地未剖とは、決て遠く遼なる太古にして第四一書に、高天原所生神

名、曰天御中主尊と有る時なるが、何時より始て、此天中に存在しにか、其始を知べからざれども、無始より以來、其天地と成べき物質にして、天中に充實て在る精眞と、其を主宰し給ふ神とを相生成て、世を始め給ひし故に、天御中主尊と申奉る事にて、委しく其章に就て説るが如し、其神名の御は崇辭には非ず、天中に充塞れる氣中に胎みたる精にて其中に即ち神の寓舎て、其迹物に著見れて、虚しからざる其にて、次に成坐る高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱は、其精を身統て、天地萬物と成し給へりし神等に坐せり、古事記に、此三柱神者、並獨神成坐而隱身也と有る、隱身は顯身の反にて、人體を云には非ず、其神靈の物に含有て、其信有を以て、身とは云へるにて、其身即ち謂ゆる精なる事を明らむ可し、然れば、天中は天御中主尊の隱身にして、其精も神も亦其神一柱の有にて、其より天地は出來、諸神は成坐せりと雖も、亦其神一柱の神威なりかし、古書に惟神と云語の有は、神中在と云義にて、此神の天中に在立して其有べき隨に、天地を成給へりし由縁に起り、神道と云は、此神の天中に在立して移り動く事無く、完成し給ふ所以に依事など、孝徳天皇紀傳に註せるが如く、世の始より打任せて神と申すは、此神一柱に限れる事申すも更なり、（漢籍老子に、道之爲物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、其中有象、恍兮惚兮、其中有物、窈兮冥兮、其中有精、其精甚眞、其中有信、自古及今、其名不滅、以閱衆甫と有る、信字を、平田翁の赤縣太古傳に引れたるには、申に易へて、其説に、申信同音の故に、周易を始め古書に、屈信と用ひたれども、説文に、申神也、白手自持也と有て、古の神字なり、河圖括地象、及び淮南子に、正東陽州曰申土と有は、神土の義なるを、括地象の一本に、信土と有も通用の故なり、後に、申に示を從て、説文に神天神、引し出萬物者也、从示針聲と有り、抑、此道の中なる、象物と



稱し、精眞と指したる物は、即上皇大一にて、天地萬物を申出せる最初の天神なれば、世の初めより打任せて申と稱せるは、此神なりし故に、如此云と聞えたり、と云れたるは、信に然る事にて、此上皇大一を、天御中至尊に當て説かれたるは、寔に叶ひて聞ゆれども、有物混成、先天地一生の物を、此の古傳に合せずして、彼北辰星の事と爲られたるなどは、甚しき僻事なり。○陰陽不分とは、元氣の未だ分れざりし時を云なり、天地は更にも云ず、宇宙に在と有ゆる萬物は、元より此陰陽の元氣より悉く結び成れりと雖も、猶其交合無かりし古を云なり、(是即天御中至尊の、無始より以來天中に御在し坐しかども、高皇產靈尊、神皇產靈尊の未だ成出坐ざりし間の事なり、莊子に、天地者形之大者也、陰陽者氣之大者也と云へるも、此に叶へり) 凡天際の内は、至虚しきが如しと雖も、元氣に精と神と孕胎て、水の凹きに溜れるが如く、少も間然無く大に彌綸たり、是を高天原と云ふ、偕此元氣も、亦渾沌たる一物にして、素より陰陽の別有事無きを、其本體は水にて、健く剛くして能く天體を固成せるを、其天中にして、後に天日の所在よりして、大に天表の方に其氣の長伸て動きしかば、其天表の氣も、其に釀成て靜に相網纏合て、始て氣中に火を含む事を得たり、是に於て、陰陽の二氣と成て、天地萬物を生成給ふ高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神等の、神威彌々眞盛になむ成れりける、(猶委しく云むには、元氣は本體にして、精は水なり、神は火なり、此に至て、陰陽の二氣始て分れたりと雖も、素より無かりし物の始て有には有べからず、天御中至尊の靈威の中に隠るひたりし物の、今啓發るゝにぞ有ける、此二氣に依て、始て宇宙に靈妙なる事の成始れる事、譬ば人の支體の、物に觸て智覺を成すは火の精神有が故なり、人若寒氣に犯され、火の精神散去て龜手ば、其手指、物に觸て覺る事無きを以て、火は物の精

神なる事を曉る可し、崇神天皇御紀に、識性の二字を、美多麻志比と訓るをも思ふ可し) 偕天表の氣は健く剛くして、天中に直行に壓迫れる、其質は水なれども火を含みて陽なり、天中の氣は天表に長伸る内に、其直行に壓迫れるに遇て、右に宛曲れるが、其質は火なれども、水を含みて陰なり、如此陰陽と二に分れては有れども、互みに相結びりて、謂ゆる陰中の陽、陽中の陰と云ふ意味にて、右の二柱の神等の御事を、記傳二(十五丁)に、「二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有べき」と云れたるは、天地古今に貫きて甚尊しかし、(如此くして天地萬物を相結ばせる中にも、二柱の神等、各々其剛健の氣と、柔順の氣とを分て所知食す故に、天孫降臨章に、高皇產靈尊、見其矢曰、是矢則昔我賜天稚彥之矢也云々、於是取矢還投下之、其矢落下、則中天稚彥之胸上云々、中矢立死、此世人所謂、反矢可畏之緣也と見え、古事記、大宜津比賣神段に、神產巢日御祖命、令取茲成種とも有て、其生すと殺すとの事にも、持分て預り給ふ趣なるをも、又思合す可き事多し) 陰陽を賣衰と訓める言義は、賣は盛、退など同義の言にて、古事記なる伊邪那美命の御言に、吾身者成成、不<sub>ニ</sub>成合<sub>一</sub>處一處在と申給へる如く、物を盛容る可き空虚なる處有るを云り、俗に地の凹かに成れるを、賣伊流と云も退冲在の義なるなり、(退は、公家に、裝束の次第に去らし着するを米良須と云に、此字を用ひ、樂家に、音の輕重上下に、甲乙の字を用ひたるなど、思合す可し、乙字、説文に、象<sub>ニ</sub>春草木窻曲而出<sub>一</sub>、陰氣猶疆、其出也乙々也と有を、段玉裁と云者の注に、乙々難<sub>レ</sub>出之貌、物之出<sub>レ</sub>土難、屯如<sub>ニ</sub>車之輻<sub>一</sub>地澁滯と有も、亦退字に近し、偕此を單語に、目を米と訓めらるも、盛と同義にて萬景を盛て神識に達す事、必此より先なるは無く、佗物を迎へ入れて、其用甚切なるを以て米とは



云へるにて、陰又女を賣と云に、其義異ならず。袁は、古事記なる伊邪那岐命の御言に、我身者成成而、成餘處一處在と詔給へる如く、成餘りて佗に及ぶ可く、豐盈に成れるを云へるなり、其時妹神に、故以吾身成餘處、刺塞汝身不成合處而、以爲生成國土奈何と、遵合の事を仰せ進ませ給へりし事に合せて思ふに、其勢る狀に就て、物に破彫など云義に近かる可し、山に丘と云ひ、生類に尾と云ひ、絲に緒と云も、其成り餘れる端方の佗に及べるを云なり、(破と云も彫と云も、此より、持たる刀に在れ、何に在れ、物を彼に刺し入れて、其門を開くより云て、彼刺塞と、其意味大に同じきを思ふ可し、猶陰陽の言義、此にては未だ盡さず、高皇產靈尊の高は勢、神皇產靈時の神は嚙と云説の、下に出づるを見て辨ふ可し)然れば、袁は進みて物に合ふを性とす、賣は退て物と圓かるを性とす、此即ち陰陽の二氣にて、人は更にも云ず、天地の間に在とし有ゆる萬物に至る迄、悉く其二氣に結び成て、男女の形體を具有ふ事の起元なり、人の男女も、此二神の元氣に資て成れるが、其表陰處に見る、故に、八洲起元章に、雌元之處、雄元之處とも、亦唯に元處とも記され、第一一書には陰元、陽元とも有は、皆此陰陽二氣に象れる者なり、(西蕃には、此二神を盤古氏と傳へたり、三五曆記に、盤古氏夫妻、陰陽之始也と見え、赤縣太古傳に引れたる世史類篇、述異記、枕中書等に、生於大荒、莫知其始、蓋陶鑄造化之主、天地萬物之祖、乃元始天王、大元聖母是也と有り、委しくは其書に就て見る可し、説文に、元、始也と有る、段玉裁注に、易曰、元者氣之始也と有は、然る事なり、子華子に、元者太初之中氣也、天帝得之運乎無窮、后土得之溥博無疆、人之有元百骸統焉と有り、此天帝は、必、右の盤古氏を云なり、太初は同書に、夫混茫之中、是名太初と見ゆ、隋書に引る道經に、元始天尊生於大元之先、稟自然之氣、

冲虚凝遠、莫知其極と有て、元氣も、此神有て後に成れる趣也、又、初學記に引る大玄真一經に、無上無宗而、獨能爲萬物之始、故名元始、運道一切爲極尊、而常處二清、出諸天上、故稱天尊也と有る二清は、陰陽二氣の中に處給ふを云と聞ゆ、淮南子精神訓に、古未有天地之時、惟像無形、窈々冥々、芒芟漠闕、鴻濛鴻洞、莫知其一、其門、時有二神混生、經天營地、孔乎莫知其終極、滔乎莫知其所止息、於是乃別爲陰陽、離爲八極、剛柔相成、萬物乃形と有は、文子九守篇に、老子曰、天地未形、窈々冥々、混而爲一、寂然清澄、重濁爲地、精微爲天、離而爲四時、分而爲陰陽と有を演たる説なるが、此二神は、決く陰陽二神にて、盤古氏夫妻を云るなり、此等は、漢土玄家の説なれども、僻儒の陰陽八封など云ふ推量の臆説には勝りて、我古傳にも合ひて聞ゆる者なり)○未剖不分の剖分の字を、共に和加禮と訓むは、我と彼と物の二に成る事なるが、天地陰陽の混在たりし世には、我と彼と二に成べき物とは無くして、天中は唯虚しき域なりし故に、我と云ひ彼と稱くるに、未だ至らざりしかば、此を以て、世の始を天地未剖、陰陽不分と、二句に云起されたる者なり、藤原兼良公御説に、未剖者、未見上下之位也、不分割者、不見流行之漸也と宣へるが如し、一書には、天地初判と三處に見え、欽明天皇御紀には、天地割判之代ともあり、萬葉三(二十七丁)にも、天地之分時など有り、(但右の初判を、古くより波自麻流登伎と訓るは、右の未剖不分などの如く、天地にも陰陽にも拘はる事無くして、唯世の始を云ればなり。然れども猶波自米氏和加流々登伎と正しく訓べき事、天地開闢の下に云へり、次なる萬葉のは廣く古を云なり)○渾沌は圓在にて、天地と成べき物の未だ割れずして、混成に在しを云なり、第三一書に天地混成之時と有り、口訣に、謂元氣融疊圓然之貌



と有は然る事なり、孝徳天皇御紀(十六丁)に、昔在天皇等世混齊天下而治と有る、混齊を、麻呂加禮とも、牟良加禮とも訓し、又天武天皇御紀下(三十七丁)に更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓と有る混を、麻呂加禮と訓めり、猶名義抄に、丸ノ字を麻呂加須、又麻登奈利、又麻抒加爾と訓み、此語、空穗助秋(六十、五十)に、「小しに小圓がれする髪を、撓洗ひたる、即て人脊中にこぼる、迄」とあり、權卷(十九丁)に、「麻呂加禮たる御額髪云々」、夕霧卷(二十二丁)に、「御額髪の濡れ麻呂加禮たる云々」、東屋卷(二十丁)に、「鹿らかなる東絹共を押し麻呂加して云々」など有れば、古言なる事云も更なり、(谷川士清が通證に引る、孫子に渾渾沌沌形圓と有る、圓は、本字圓にて、説文□部に天體也、从□四袁聲、段注に、呂氏春秋曰、何以說天道之圓也、精氣一上一下、圓周復棟、無所稽留、故曰天道圓、許言天體、亦謂其體一氣循環、無始無終、非謂其形渾圓也と有が如し、三五曆記に、天地未分、渾沌如雞子と有る渾を、又混とも作り、淮南子要略訓に、原道者虛牟六合混渾沌萬物、象太一之容、三墳に、清氣未升、濁氣未沈、遊神未靈、五色未分、中有其物、冥々而性存、謂之混沌、混沌爲太始と有り、又、沌を淪に作り、列子天瑞篇、及、易緯乾鑿度に、太易者未見氣也、太初者氣之始也、太始者形之始也、太素者質之始也、氣形質具而未離、故曰渾淪、渾淪者言萬物相渾成、而未相離、視之不聞、循之不得、故曰易也、淮南子詮言訓に、洞同天地、渾沌爲樸、未造而成物、謂之太一など有り、猶下に、天地混成之時と有る所に云を、見合す可し)右の渾沌字を、又傍に牟羅加禮と訓るは、聚在にて、天地と成べき物の聚々として在しを云なり、圓在は、其體を云に當り、聚在は其用を云に叶ひて、甚分明し、(天村雲命、天叢雲劍など、又は村肝、村鳥、味村の

類の牟羅、此に同じ、常にも物の多く集り圓まるに、群がるなど云言多かり)○如雞子とは譬なり、如此く天地の未だ成定らざりし間の形象を、其成定れる後よりは、如何にとも像どり云も得まじかる者なるを、如此其形容を、今も正目に見るが如く、譬を以て宣へるは、必ず伊弉諾伊弉册二神の御所爲なり、其は八洲起元章第四一書に、二神相謂曰、有物若浮膏と宣へるを以て知らる、其時より始めて神より神に傳へて、人代に語繼き言繼ぐには、其間受る方の耳に入て、心に留め易き狀に宣ひ諭し給ふ事にし有れば、種々に物に比へて譬とは成し給へりし者なり、此章の内にも、其同じ物にして譬の別なるは、神々の心々に傳へ給へるが故なり、然れども、其極まる處は、第一一書に、狀貌難言と云が如くにぞ有べきなる、今は唯其譬に就て物を見、物を以て、其實物の太體を想像る可なり、(熱國の人に、寒國の、雪の事を語り聞かせむに、白鹽又は硝石等を以て、其潔白なる色は論す可し、然れども、右の二物の味を以て、雪の淡き味はひは論し難く、縦や佗物を以て、其淡味には當つとも、其隆冬極寒の氣節と、其氷りも凍けも爲る狀などは、如何にとも譬ふるに由無れば、雪は唯白き物と云より外無れば、雪を論すには、雪より外に求む可き物無が如し、然れば、實に彷彿たる物に譬へて、如此く懇到に、皇神等の諭し給へりと雖も、天地の成れる後より、其未成ざりし始を云事なれば、思の外なる事なむ多かめるを、今は如此も有むと、心の思及ぶ限は説べきなり、然は有れども強事に也成むと、甚可畏き心ちす)如雞子を、此下に復述て、譬猶游魚之浮水上也と云ひ、第二一書には、譬猶浮膏而漂蕩と云ひ、第五一書には、譬猶海上浮雲無所根係と云て、其譬の四に分れたるを以て思ふに、如雞子は、天御中至尊の靈威に資て、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱成出坐る、其產靈を以て生成し給へるが、古説



の如く、空中に一卵の如き物の、成出たるには有べからず、精と氣と神とを胎める、我一圓天内を觀象たる狀貌を云りと所思たり、然れば登理は多理にて、圓滿なる形貌を云なる可し、萬葉二(廿三丁)に、天足有と有は、天體を以て御世の常しき事を稱奉れるなり、然れば、登理は、元卵に起れる名なりけり、萬葉五、鎮懷石歌序に、有二三石大者長二尺八寸、圍一尺八寸六分、小者長一尺一寸、圍一尺八寸、并皆橢圓狀如雞子、と有も其形狀を譬たる者なり、(前に、天地未割、陰陽不分渾沌と有る物の狀貌を云るにて、殊更に一物の天中に成れる事とのみ思ふめるは、漢意に惑へりし者なり、玄家に謂ゆる渾天、朱熹が謂ゆる天殼と云る、即ち如雞子なる物なり)如此く其渾沌たる事雞子の如くして、其大なる事、宇宙を統と雖も、聚がり湊りて天地萬物と凝固り成べき、微小なる精氣の狀貌も、亦如雞子なりしが故に、游魚に比へ、浮膏に譬へ、浮雲の如しとも論し給へるは、目にも見え難き微細の質なれども、今現に人の見觸るゝ物に依て、其言難き狀貌を宣ひ傳へ給へりし物なり、右の如雞子と云ふ微細しき物、二神の産靈に資て次々に、相圓がりて組圓たる一物は成れる、其も亦如雞子なりしなり、(夫婦遣はり合て、共に相感くる時に其精相圓がりて、一物と成て生るゝ事なるが、其精は父母の體中に包藏たる物なるが、各、微細の物の湊り合てこそ、精液の狀貌は見ゆめれ、其未だ交らざる際に、此を見むと爲むは、木を割て花の所在を探るが如しと雖も、其子と成る本質は、素より其中に在ども、見え難き微細の物、天地の感を得て、其形貌を見はすに至れるなり、荒西の醫説に、「氣の相會て物と成べき屬子は、纖毫絲狀の圓長物なるが、天表の氣と天日の氣と相合て成る、其天表の氣は直行し、天日の氣は宛曲する性有て、其相合ふに、必ず天表の氣を以て、天日の氣を包容る故に、圓に長き絲狀の物を成し、

纖毫の如き物と雖も、右の如く形を成す時は、即ち中空洞達にして、氣液其間に穿入流行するなり、其水火氣土の四元が融和妙合して、一毫纖絡を化成し、其纖絡が比續聯綴し、遂に種々纖組して、以て衆器を造成して、人身を成す耳ならず、萬物の形質を成せる皆然り」と云るは、人身萬物を解盡し見て窮めたる説なるが、其纖毫絲狀の圓長物は、此に如雞子と傳へたる物なり、彼は理を盡して、其成れる末は知るを、我は天地を造化給ふ神代の傳なる故に、如此く奇異なる説は有なりけり)然れば右の如雞子とは、天地も陰陽も未だ剖分ざりし太古に、二神の産靈の御徳に依て、天中謂ゆる高天原と稱る此世の圓在て成れる中に、氣、形、神の三、未だ離れずして聚在たりし狀貌も、又如雞子と傳たる事、下に游魚の譬を再び復重ねて云るを以て知らる、大虚に始て然る狀の物の突然にしも出來れる如く云るは、其本末を棄たる説共なるが、其本末の性に依て混成れる物も、亦如雞子なる可き理なれば、其天體に譬ふるは大にして外無く、其氣中に在る物は小にして内無く、其聚がり圓がりて天地と剖判べき物實と成れるは、其中なる者なり、冠辭考に、久堅之天とは、天の形は圓くて虚らなるを、匏の内の圓く空しきに譬て、匏形の天と云ならむ」と有て、天表を匏形と説かれたる、予が雞子の説に合へり、(西蕃の古説は、上に引る三五曆記に、此と同じく、渾沌如雞子と見え、晋天文志に載する渾天説に、天之形狀如鳥卵、地居其中、天包地外、猶卵之裏黃、圓如彈丸、故曰渾天、言其形體渾々然也と云るは、今の天なれども、如鳥卵とは、古傳の有るを用ひたるなり、通證にも、通鑑註、雞子卵也と有り、印度には本無日月星辰及地、唯有大水時、大安茶生如雞子、周匝金色時、熟破爲二段、一段在上作天、一段在下作地、彼二中間生梵天、名一切衆生祖父、作一切有名無命物と有る、大安茶は天御



中主尊に、梵天は產靈神に當る可し、又延實登と云へる荒西の説に、太古の時に、祁邇夫と云ふ天神、無始より御在して、口中より一卵を吐出せるが、漸に生長して此全世界と成れり、天地日月星辰人物、皆此卵中の物なり、此大神、即ち造物主にて、世界第一の尊神なるが、其神像は巨大にして、手に卵を捧ぐる形なり」と云り、何れも此世界の成れる始を卵と傳へたるは、少彥名命の萬國を巡り作りし時など、漏し傳へ給へりし説の遺れる者なり。○溟滓は久々母理とも、久母理とも阿加久久良久とも訓めり、偕久久母理は氣氣圓、久母理は氣圓にて、大雞子の内に、在と有ゆる微細なる如き雞子と云狀なる物の、圓がり聚りて、狀貌難言と云ふ一物に成れるを云て、其混成す狀、亦如き雞子なる事、上に已に説るが如し、口訣に、如き雲掩將雨之謂と有は、然る事にて、曇と云も微細なる水氣の聚り凝る事なるが、其極に至りて雨と成が如く、宇宙に在ゆる如き雞子物の聚まり圓かりて、天地の元因と成れる狀を想像る可し、(雲の中天に起れるは、微細なる水氣の聚るにて、忽然其物の現れたるには非る道理を以て此なるも其如くなる可き事を想ふべし、豐斟淳尊、豐組野尊、及、豐雲野神など申す神名の、斟、組、雲と同義の言なり、其は其下に云べし)又江家點に、阿加久久良久志氏と訓めるも所謂有事なり、然るは、此成れる渾沌たる如き雞子と云物には、清み陽にして、天と成り、重く濁りて地と成べき物とを兼たりし故に、或は上り或は下りも爲つらむを、其上る時には天の氣勝て明るく、下る時には地の氣勝て闇く有けむ故に、如此も傳たりし者なり、(如此上り下り明く闇くして有ける間に、含まり固りて、其中より天と成べき物の牙す時には成れりし、上に引る圓字の注に引る呂氏春秋に、何以説天道之圖也、精氣一上一下、圓周復襍無所稽留、故曰天道圖と云るをも思合す可し)○含牙は、次に狀如

葦牙とも、第二書に如き葦牙之抽出とも、第五一書に如き葦牙之初生渾中一也とも、第六一書に若き葦牙生於空中とも見えたる、葦牙是なり、伎邪志は氣刺にて、一物の圓在たる中より、清陽なる物は薄靡て應に昇らむとして、譬は寶珠の尖れるが如く成れりし故に、含とは云るなり、(萬葉十九に、梅花開有之中爾、布敷寶流波、戀哉許母禮留、雪乎待等可と詠るを考へて、含は其中に隠れるを云事知べし、然して今應に牙まむと爲るに云るなり)右の如く、圖在たる中にも、自然に重濁なるは沈み清陽なるは浮ぶ故に、氣刺と云るは、刺は立に同じ、八雲立出雲と云を、萬葉三に八雲刺出雲子等と續け、古事記(日代宮段)に佐泥佐斯佐賀牟と續け給へるは、峻嶺立相武なるを以て刺は立にて萌騰むと爲る氣勢を云事灼し、日の發語に赤根刺と云も、赤丹刺にて、光輝の赤く立を云なり、古事記に如き葦牙因萌騰之物と有て、牙より萌を照應せたるも、深き意味有る書狀なり、(呂氏春秋大樂篇に、太一出兩儀、兩儀出陰陽、陰陽變化、一上一下合而成章、渾々沌々離則復合、合則復離、是謂天常、萬物所出造於太一、化於陰陽、萌芽始震、凝寒以形と有り、通證に、牙、氣機也溟滓而含牙、出春秋緯、字書、牙與芽通と有る如く、牙も芽も共に草木などの芽むに用ひたり、但し蓋此牙乃萬化之元靈、天地之主宰者矣と云るは非なり、此牙を成たる神こそ、萬化之元靈天地之主宰とも申すべけれ、豈牙を指て、靈とも神とも云べき由有らめやも)此の委しき事實は、第三一書に天地混成之時、始有三人焉、號可美葦牙彥尊、次國底立尊と有り、可美は例の美稱と心得むも僻事には非ざれども、二神の產靈に因て、此一物を生産し給へるより、其語、後には美稱とは定れりしかども、其起り必ず右の如くならざれば、始有三人と云るになむ協ふまじかりける、葦牙は、右の含牙の牙なるが、清陽なる物の薄靡き昇れ



るが、大虚の氣に包まれて青く明かりしが、後に成れる物にて、其狀貌の能く似著きて有しかば、草の名とは成れるを、打復して其物を假借て、如葦牙と文にこそは云りけれ、譬を取て御名に負坐るには非る事、第二書に説るが如し、彦舅を第三一書に此云比古尼と有る、比古は引伸る義、尼は連聯く意なるを、此より後の神にも人にも、男を彦とも彦舅とも云事には成れども、打ち任せて此神一柱に限て稱奉れりし語の弘まれる者なり、(其は世の始に打任せて神と申すは、天御中至尊一柱に限れりし事なれども、終に何れの神にも申す事に成れりしが如し、比古は引伸の義なりと云ふ予が説、期らずも説文に、神、天神、引出萬物者也と有如し) ○其清陽者と、下なる重濁者と對云て、謂ゆる天地開闢の時なり、偕此は、右の含めりし物の牙の狀を云り、其を阿斯訶備と云ふ、阿斯は明清の義なるを倒及して、清陽者とは云るなり、清は下なる濁に對へたる事云ふも更なるが、常にも澄る水を清水と云を以て、斯に清澄の義有を知べし、訶備は氣精にて、此に精妙之合轉と云ふ物此なるが、既く凝結て天日と爲りて天光成れるが、訶備に凝日の義を包ね、其に就て、天日は氣の中に最も精なる物の成れりし事なむ、著明く所知たりける、仁德天皇五十三年御紀に、精を宇麻と訓せたり、記に、譬には葦牙と記し、神名には阿斯訶備と書れたるに、心を著て考ふ可き事なり、(美を備と呼び、備を美と通はし云事、古書の例なる事人の知れるが如し、精は美と云物なる事上に云り、説文に、萬物之精、上爲列星と見え、玉海天文篇に、張衡曰、地有山嶽、精鍾爲星、蓋星辰者、地之精氣上發乎天而、有光耀者也と云へる、地の精氣の星と成れる説は如何なれども、天は精氣の鍾れる古説は捨べからず) 偕上に陰陽不分と有は、陰陽二氣を云るを、此は天地未剖と有し物の上下に剖分るなれば、清陽者と云るは、古事記

に、萌騰之物と有る、其を指て陽とは云るにて、明麗の義なり、又短く明と云ひ、轉じて騰とも云なり、古事記の右の文を、師の燃つゝ萌え、騰るなりと云はれたる尤に當れり、(陽字は元、易なりしを、後に偏を加へたるなり、若て字書には無れども、且は朝日にて、勿は其光輝を容れる象形の字なる可き由、赤縣太古傳に云り、麗は端麗とも佳麗とも作て、共に伎良米久と訓めり、又煌とも作り、説文に煌々は輝也と見ゆ、淮南子に氣有漢根、清陽者薄靡而爲天と有る、氣有漢根の漢は清陽なるを云ひ、根は重濁なるを云り、三五曆記及び列子天瑞篇にも、清輕者上爲天と有り、清陽と云ざるは、下に濁重を云に對へたるなり、上に引る文子九守篇に、老子曰、天地未形、窈々冥々混而爲一、寂然清澄、重濁爲地、精微爲天は、此次に、精妙之合と有に同じ、欽明天皇御紀に、從昔來、未嘗得聞如此微妙之法と有る微妙を、精妙と同じく訓めるを以知べし、三墳にも、太極者天地之父母也、一極易天高明、而清、地博厚而濁、謂之太易と有り、此高明は此の清陽を云るなり、説文地字の下に、元氣初分、輕清陽爲天と云ひ、乾鑿度にも、一者形變之始、清輕者上爲天と云り、此等の中には眞の古傳なるも、唯道理に就て云るも必有べし) ○薄靡は足長引なり、右の牙を含めりし清陽なりし物の、漸々に抽出て上れるが、然有つゝも、地は常に回り傾て止まざりし故に、直に立は昇らず、地の外圍に雲の如く霞の如く飄飄りし故に、足長引とは云へりしなり、古事記に訓三板擧云多那と有も、高き處に長く横たはりて有を以云なれば、此の薄靡の狀をも思合す可き者なり、又是を以て、元より地に旋轉の有し事迄も所知るは、奇しとも異しき神代の傳説なるが故なり、仰ぐ可し尊む可し、(通證に、混沌中、陰陽乘所舍之牙、以一動一靜、爲天爲地、故以積氣之發達、訓薄靡と云り、偕此の御紀の文、淮南子天



文訓此に同じ、祝詞式には「露」と作き、萬葉には「輕引」とも、「霏霏」とも、又「露」とも、陣とも、字は種々に作るなり。多は聯なる意なり、那は長なり、古事記に志那都比古神と有を、御紀に級長津彥命と作るを以曉る可し、下に、天先成而の所に註せる角凝魂命の、角と多那と又相近し、比久は、右に説る彥舅の比古に同じく、引伸の義なり、萬葉四に赤羅引日母至闇十(二丁、五丁)朱羅引色妙子、十一に朱引朝行公待苦(又六丁)朱引秦不經と有を、冠辭考に、赤き氣の引てふ意にて、赤根刺に同じ、常にも光の刺を明の刺すとも、明の引くとも云に同じと云れたるに依て、猶考るに、姓氏錄(額田部湯坐連條)に出たる明立天御影命と申す神名の、明立は、天の發語なる物から、此時に萌騰りし物に依て、天の成立てるに依れるなり、(刺と立と同じき由、已に含牙の下に云へるが如し、若て刺と引と、又其義同じきをも思合す可くなむ、猶、太神宮祈年祭詞の講義にも云へり)○爲天は、天日なり、天常立尊、此を成坐り、其は第六一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦牙彥舅尊と有る傳を以て知られたり、然るは牙を含みて清陽なる物の薄靡き上れるは、可美葦牙彥舅尊の神威に依る事なるが、其物、天中に至り定りて、天日と最前に成れる事は、即ち天常立尊の神業に依る故に、神の成坐る次には違へて、其座坐す位置を以て錯綜たる傳なる事、其に云るが如し、(但し亦名を天底立尊と申すは、誰しも音の通へる故と思ふ事なれども、然には非ず、天底とは天極にて、日之宮なる事、次に天先成の下に云が如し) 偕其天は天日にて、後に天照太神の所知看す御國なり、日、即ち天なる證は、四神出生章に、生三日神號大日靈貴、此子光華明彩、照徹於六合之内云々、自當早送于天、而授以天上之事、是時天地相去未遠、故以天柱舉於天上也と有は、日と云域有て、其を所知看す故に、日神とは申奉れるが、其を天上と云を以知べし、又神武天皇御紀の大御言に、我是日神子孫而、向日征虜、此逆天道也と有を證と爲て、日を天と云事は、已に服部中庸が三大考に云り、(御紀の天孫は、事記に天神之御子と有に依て訓む事なるが、其日代宮段に多迦比迦流比能美古と有より始めて、甚多かり、萬葉二、高市皇子尊城上殯宮之時、柿本朝臣人麻呂作歌の中に、久堅之天所知流君故爾云々と有るに並びて、我王者高日所知奴と詠れたるも、天は日なる故に、高日とは云へるなり、師説に、「古易乾象の文に、天行乾、以自疆不息と云るは、日を以て乾天の象と爲るなり、大畜の辭も然り、天字、元は昊に作れるを、秦代に篆書を作る時に、昊の○を省て、天に作れり、故に○の字の一は日聲也、釋名に天顯也」と云る如く、人體なる者の上に、且毎に出る義を象れるなり、説文に、且は從日見二上、一地也と有りと云はれたり、猶下に天字を、天先成の註に云べし) 右の天地相去未遠とは、此天日と大地とは云で、常に天地と云へば其如くなれども、前に天地未割と有しは、天日恆星の限を統べて天と云ひ、大地五星を合せて地と云へるにて、其差別無きが如しと思ふに、古書の例必然らず、右の如く、廣きには天地と云ど、天日と此大地と對へたるには、狭く天國とぞ云へりけむ、記傳三(二丁)に、古書共を見るに、凡て阿米に對へては、必ず久爾と耳云て都知とは云ず、天神地祇、天社、又神名にも、天某神、國某神と對ひ、天邇岐志國邇岐志云々など申す御名、又御紀に扇天扇國と云ひ、雄略天皇御紀、吉備臣尾代が歌にも、阿每備舉會積舉曳儒阿羅每、矩備々播積舉曳底那と作るなど、皆久爾を以て阿米には對へたれば、阿米久爾と云むぞ古言なる可ければ、古書に天地と有をも然訓べきなり」と云れたるを、此考は廢て用ひられざりしかども、祝詞にも天能壁立極、國能退立限、又は天津罪、國津罪な



ど有れば、右の廣く阿米都知と云外に、狭く阿米久爾と云もなか無らざらむ、寶鏡開始章第三、二書に、諸神噴素戔鳴尊曰、汝所行甚無頼、故不可住於天上、亦不可居葦原中國、宜急適於底根之國云々と有て、其次に素戔鳴尊の日神に申給へりし御言に、當隨衆神之意、自レ此永歸根國矣、請姊照臨天國と有る天國を阿麻都久爾と訓て、天上の事と爲れども、其にては葦原中國は主無き域と成て、天孫降臨の實に叶はざれば、此も阿米久爾と訓て、根國に對へ心得べき所なり、又欽明天皇の大御名を天國排開廣庭天皇と申せるを思へば、其頃迄は猶古意を失はざりしにこそ、(但し此下に爲れ地と有は猶都知と訓べし、其にも云如く、其は大地及五星を兼たるなればなり、又此の爲も天日の爲れるを云者から、其天日より恆星の別れ成れるに思合す可し) 天日を阿米と云言義は、餘、及び編の同語なる可し、其清陽なる物の薄靡き上れりしは餘なり、其は葦原の如く角牙み萌騰れる物にて其を引聯ね編成し坐るより、阿米と云名は定まれりし者なりかし、天常立尊の常は、所凝にて、其萌騰れるを取圍めて天日とは成し給へるにて、登は聯り連く意、許は凝固る義なり、萬葉二(二十三丁)に、天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と有は、天皇を壽稱奉らせ給へる御歌なるが、天皇は日神の御子と坐せば、天日の照足はせる事を長久と詠給へるなり、其は十九(四十四丁)に、天地爾足也照而、吾大君之伎座婆可母樂小里云々と有も、裏に天日の御子に坐事を含めたるを以知べし、古事記に使石長比賣者、天神御子之命、雖雪零風吹、恒如石而常石堅石不動坐と見え、萬葉一(二十九丁)に磐床等川之氷凝など見えたる如く堅く凝固まれる義なり、立は、欽明天皇御紀に、建邦神者、天地剖割之代、草木言語之時、自天降來造立國家之神也と有る建に同じく、家を造る事に建と云ふ類なり、(楮、常は、右の如く地

盤を云ひ、立は、造立る事なり、此より物の易らぬ事に、常在など云語は起れるなり、下なる國常立尊の傳見ら可し、又、物の易らざるを常とも云へり、都禰は聯根にて、登許の所凝なる同意にて、根は土を云事、下なる泥土根尊の下に云が如し、萬葉一に、河上乃、湯津石村二、草武左受、常丹毛翼名、常處女煮手と同じ、常字を二つに訓みたるを考ふ可し、三に、常磐成、石室者、今毛安里家禮騰、住家類人會、常無里家留と有る、此も右と同じき者なり) 〇重濁者は、次に洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上也と有る、其質を云なり、一書には、浮膏とも、浮雲とも譬へたり、楮此重濁は、上に清陽と有る對にて、彼の軽く清上る物の薄靡るとは異にて、此方にては、浮き漂ひつゝも、其質重きが故に、自然に其形貌作るに依て、淤母斯とは云にて、輕の數に意相近き反なり、神名に面足尊と申すは、國土の形貌の満足へるに就て申す御名なるに、心を著べき事なり、濁を邇基流と云は、土凝と云義なる事、壘土煮尊の下に注せるを見て知べし、(三五曆記、及、列子に清輕者上爲天、濁重者下爲地と有て、乾鑿度、右に同じ、上に引る淮南子、及文子等には、重濁と有り、説文、地字の下に、重濁陰陽爲地と見え、三墳には、清氣未升、濁氣未沈云々、天高明而清、地博厚而濁など見えたり) 第四一書に、天地初判始有俱生之神、號國常立尊、次國狹槌尊と有は、此時に當れる傳なるが、彼牙を含めりし物の根、即ち此重濁れる物なるが、彼は清陽にして上りつゝも、此は常に回りで自轉る中に、漸々に固りて、此國とは成れりし者なり、(此は謂ゆる地動なる事、下に其神の所に註せるを見べし、楮右の重濁の重を、加佐那理と訓めるは當らず、其は彼の輕清の對なればなり) 〇淹滯は舊く都豆伎氏と訓める然る可し、其は浮膏の如く、或は游魚の如くして、空中に浮漂ひつゝも、旋轉れる間に、其清陽にして天と成べき物は、漸



次に清上り去るに隨ひて、重濁れる物の聯なり附て、圓く國形を成す狀を云なり、繼體天皇二十一年御紀に、中途淹滯の字有て、佐波理登杼許富理氏と訓めり、(淹字を、淮南子には凝に作れり、偕此の淹滯は、右に引る書共に、濁重者下爲レ地と云へる下と、同じ事なり、彼濁氣未レ沈と有る沈も、亦其義を以云り)祈年及月次祭詞に、大海原舟滿都々氣氏云々、長道無間久立都々氣氏云々と見え、又常にも續と云ひ繼と云も、其義相同じ、物を序づるに次と云も、續にと云意なり、此下に、天先成而地後定と云に意味、甚能合る者なりかし、(但し右の都豆伎と云べきを、都豆伊氏と訓み附て有る、伊は音便なれば、正しく伎と訓べし、又一訓に、志豆美登母理氏と有は、沈み留る意なれども、淹滯の字に拘りて強て訓を作れるなり)○爲レ地は大地なり、國常立尊の造り立て給へりし事にて、上なる爲レ天は天日にて、天常立尊の造立給へるに對ひたり、第六一書に、天地初判、有レ物若葦牙、生於空中、因レ此化神號天常立尊云々、又有レ物若浮膏、於空中、因レ此化神號國立尊と有を、鈴屋大人説(記傳三)に、此には浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは、少異なる傳なり、然れども、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、と云れたるにて心得べし、此事、下に便化爲神の傳に、委しく辨へたり、(但し亦名を國底立尊と申すは、又御功別なり、國底とは、此天内と天表との間に在る、謂ゆる土星なる事、次に、地後定の下に云が如し)偕此地は、皇御孫尊の所知看す大地萬國を統云るが、名義は、都知とは連聯り續く意より起りたる言なるが、其より約るとも包むとも云義を兼たる可し、右の浮膏の如くなりし物の淹滯て、約まり成れるが、其成形より云時は、地は萬物を收藏て發生つ所なれば、又包むの義も有とは云なり、(池川に堤と云も、土を高く幾層も積重ねたるを云を

知べし、説文に、地元氣初分、輕清陽爲天、重濁陰爲地、萬物所陳列也、从土、也聲と云ひ、也女陰也象形と有る、其地の段注に、地坤道成レ女、玄牝之門爲天地之根、故其字从也、土生レ物、故从土乙力、其可笑有如此者と有も、大地の萬物を包む義有て、右に説く如くに都知と云に義同じ、若て又都知に傳の義をも兼たる可し、然は天先成て天日は天中に位て、常在に旋轉る事無きが、其に牽れて、大地は其外圍を傳ひ旋轉ふ物なればなり、萬葉二に天傳入日刺奴禮、七に天傳日笠浦など、發語に有る如く、人の目には日の天路を傳ふところ見ゆれ、其實は大地の天路を傳ふになむ有ける、然れば都知に傳ふの義有をも思ふ可なり、然るは天地と相剖分たる後と雖も、元混沌たりし一物なれば、天日の其處に居ながら自ら轉る勢に乗て、地も亦日々自ら轉作も、日を中心と爲て天傳ひ旋れる、是即ち一年なる事、國常立尊の傳に云ふが如し、(天日と大地と互に相牽く事、譬へば男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸が如くして有るが故に、天行常有る事なり、洛書考靈曜に、地有四游、冬至地上行北而西三萬里、夏至地下行南而東亦三萬里、春秋二分其中矣、地恒動不止而人不知、譬如人在大舟閉牖而坐、舟行而人不覺也と有る、此四游昇降は、右に云る如く、大地の一年にして、日の外圍を一周り爲るを云り、發語の天傳日は、右の在大舟一人の如し、又、天朝無窮曆に引れたる河圖括地象に、天左旋、地右動と云ひ、春秋元命苞に、陰右動、終而入靈門、地所以右轉者迎天佐其道也と有を、宋均注に、右動者、動而東也、靈門已也、陰藏于已也と見えたり、但天左旋も、實は左旋ならず、地の右動するが、却りて然見ゆるなる事、右の天傳日と同じ事なり)又都知の象形も、亦雞子の如くして圓在たり乍も、少し長く有なる可し、下に、地後定の下に、國狹植尊と申す名義を説て云ふべきが、植の



例は、天孫降臨章第四一書に、天穗津大來目云々帶頭カフツナツツ椎ツチノ劍ツルギと有を、纂疏に、頭カフツ槌ツチノ者、劍首如ツルギノ槌ツチノと宣ひ、神武天皇御紀歌に、句クフツ都ツツ都ツツ伊イを、釋カフツツチに頭ツチノ槌ツチノ劍ツルギ也、私記曰、劍名、其頭曲と見え、異志都都伊を、釋イシツツに石イシ槌ツチノ槌ツチノ也、私記曰、劍名、其頭似イシ石イシと有る如く、椎ツチノを都知とも、都々伊とも云、此大地の形を象りて、神代より椎の名とは成れる者なり、此より立復りて、又大地の形象を想は、思半に過なむ者ぞ、(和名抄裁縫具に、壽衣杵、和名都知、工匠具に、鐵槌、和名加奈都知、柀揆、漢語抄云、散伊都遲と有など、皆形を以て都知と號ナツケたりし者なり、素問に、黃帝請ツチノ天師ツチノ而問之曰、地之爲ツチノ下否乎、岐伯曰、地爲ツチノ人之下、大虛之中者也、帝曰憑乎、岐伯曰大氣舉ツチノ之也と有る、明張介賓注に人在ツチノ地之上、天在ツチノ人之上、以ツチノ人之所見言、則上爲ツチノ天下爲ツチノ地、以ツチノ天地之全體言、則天包ツチノ地之外、地居ツチノ天之中、故大虛之中者也、由ツチノ此觀之、地非ツチノ天之下、地在ツチノ大虛之中、而不墜者、果亦有ツチノ所ツチノ依憑ツチノ否也、大氣者大虛之元氣也、萬物無ツチノ不ツチノ賴ツチノ之以立、故地在ツチノ大虛之中、亦惟元氣任ツチノ持ツチノ之耳と有て、地の圓形にして大氣の中に憑る事、此にて明らけし)○精妙之合搏易は、上に、其清陽者薄靡而爲ツチノ天ツチノ受て述る文なり、釋ツチノに問、謂ツチノ清陽者爲ツチノ天阿布久、其意如何、答是先師之說也、但謂ツチノ阿布久者、未見ツチノ其山也、私案、是陽氣清而薄靡之故、風扇易而、天先成者也、蓋與ツチノ上清陽文同義也、上文者謂ツチノ陰陽之氣爲ツチノ天地之大概、下文者謂ツチノ天地已定之後耳と有が如くにて、上には天地分判の大概を云ひ、此は其成定れる形狀を云る者なり、通證には、此の事を精粹クハシク微妙ミホク之眞氣マコトノキ、合搏アヒ發揚アツク者日月星辰之垂象也と云り、此說大に宜し。(但日月を同じく竝べ云は僻説ながら、文には如此も云べき所なり、偕、淮南子には此文の精を清に搏を專に作りて、一作搏と見えたり清は三五曆記などに、清輕者上爲ツチノ天と云義に同じ)精妙

を久波志久多閉那留と訓る、其精妙は上に精と云る物の形狀を云なり、此物、初は天中に彌ムク綸リンたりしが、二神の産靈に資ツクて、一物と結びたる其中より、重く濁れる物の沈み下るに分れて、清陽なるが牙を含みて、萌え騰りて天日と成定れる、其狀の麗しく妙なりし由なり、後に日神の生坐し所の文に、此子光華明彩照徹於六合之内、故二神喜曰吾息雖多、未ツチノ有ツチノ若ツチノ此ツチノ靈異之兒と有る、其明彩は、此の精に、靈異は妙に當りて、天日の成れりし狀と、日神の生坐し容儀シカタテと相等しきをなむ思ふ可かりける、然れば、久波志は氣麗キウハシにて、氣中の精粹ウツシクを美稱ウツクへたるに起りて、物に麗美と云は、其精の聚るに依て、成るに依れる語なる者なり、女の容姿麗美を、古事記、八千矛神の御歌に、久波志賣遠と詠せ給ひ、明宮段大御歌に、迦カ其波斯波那多知婆那、猶、神武天皇御紀に、細ホソ矛コ千足國、又大御歌に、伊殊區波辭區イソクハシク旋羅センラ、允恭天皇御紀に波那具波辭佐區羅能梅涅、雄略天皇御紀に、播都制能夜麻播、阿野爾于羅處波斯など歌はせ給ひ、古事記に、遠津年魚目目微比賣トホツアヌメノメクハシヒメと有を、崇神天皇御紀に、遠津年魚眼トホツアヌメノメクハシヒメ妙ミホク媛ヒメと作れたるなど、麗とも細とも微とも妙とも有り、偕此の妙は靈異の義なるが、仲哀天皇御紀に、如ニ八尺瓊之勾ヤチノツルギノカマ、以ツチノ曲妙御宇マクホツミツノミコと有る曲妙を、多閉爾と訓めるが如く、物にも事にも名狀ナツクべからざる、可美ウツクき所の有るを云なり、(欽明天皇御紀にも、微妙の字を久波志伎と訓めり、字は佛書に出たれども、其訓は古言なり、猶、萬葉一に、名細吉野之山、二に名細之狹岑之島、三に名細寸稻見乃海之十三ナホシノウミノトヨに走出之宜山之、出立之妙山イデタテノミホクノヤマ鉸シヤクなど有り、多閉は、萬葉に白栲シロクサとも栲之穗クサノホとも見えたる、元は栲の甚白きが、云ひ知ツチノ美ツチノたきより、名とは成れり)合アヒは其清陽なる物の薄靡たるが合圓アヒまるなり、搏は、釋ツチノに阿布久と訓て、其說、陽氣清而薄靡之故、風扇易而、天先成者也と有が如く、昇り進む事の易きを云なり、言義、阿布伎は上振



なるべし、其は萬葉二に、久堅乃天見如久仰見之と有るに同じ意を、天之如振放見乍と詠るは、山吹を山振と云ひ、四神出生章第七、一書に、背揮、此云志理幣提爾布俱と有も、布俱は振なり、又古事記に、振浪比禮、振風比禮と云が有も、振は吹なる例を以て思ふに、上方に振を阿布久と云ひ、下方に振を順字を書て片振と云へるなり、重く濁れるが地と成れる、其の神名に豊香野尊と申すを對へて考ふ可き事なり、上なる清陽者の傳に云ふ如く、此の合搏は即神名に彦舅と有は引聯ぬる義なるが、此は神名を云ざる故に、天然の如く云ひ、神名は其神の預り司らせ給ふ事故に、自爲す事と爲なり、冠辭考(久堅之條)に、此文を引れたるに搏を與流と訓れたるは、義を以てなる可けれども、當らぬ事なり、纂疏に、搏は擊也、清氣上昇如大鵬搏扶搖と有れども、信奉り難き御説なり、搏を、淮南子には專に作れり、(易に夫乾其靜也、專其動也直、是以大生焉、夫坤其靜也翕其動也闢、是以廣生焉と有る專と同義なり、淮南子には、此專を阿都麻留と訓り、天地之襲精、爲陰陽陰陽之專、精爲四時、四時之散精、爲萬物と有を以知べし、偕右の專を常に母波羅と訓みて、物事を純一に爲る事に云り、然れば重濁れるが地と成に、猶豫へるが如くならずして、一向に合搏易かりし狀を、又思ふ可し)○重濁之凝場難は、先に、重濁者淹滯而爲地と有に對へたる文なり、凝場は、其淹滯りし物の國形と成る貌を云へるが、其未凝場らずして、浮膏の如く見え初し大古より、國常立尊等の神聖、其中に在し、かば、其神威に依て凝場るとは雖も、合ては離れ、離れては合ひ聚り乍も、一塊の此國土とは成難くして、次々に避別れて國は出來りしなり、其國必ず五星なるべき事、下に地後定の傳に云べし、偕此は第二一書に古國稚地稚之時、譬猶浮膏而漂蕩と有る稚を、口訣に宇比志也と有る如く、凝場る可き機は有りながら、

未だ其時に至らざりしなるが、神名に泥土煮尊、沙土煮尊と申すが在して、國常立尊以下の神の靈威を資けて、神功を建給へりしなり、但し其中に、幽と顯との差別は大に在る事、次々に説けるを以知べし、(古事記に、國之常立神、次豊雲野神、此二柱神亦獨神成坐而、隱身也と有て、次に成坐る宇比地邇神、須比智邇神より、以下の神には然云れざるを以知るべき者なり)凝は寄聚り結るを云へり、八洲起元章に、其矛鋒滴瀝之潮、凝成一島、名之曰嚴敷盧島と有り、凝より島と云る、島は結と云文の續を考て曉る可し、又此凝を、古事記には累積と有る、其累積は聚在なる事をも思ひ及す可くなむ有ける、若て物の凝聚在れば、自然に形體を成すに至る、其即場にて、場は體聚の義なる者なり、場字を纂疏の御本には、場と作せ給へり、(淮南子には場を竭と作れり、偕通證に合搏凝場、當連讀、難易當單讀、舊讀誤と有は、然る事なるに依て今從へり)難は、天に易と云る反なり、易は彌速の義にて、物に障り滯る所無きを云り、古事記明宮段大御歌に、須久須久登、和賀伊麻勢婆と有る、須久に同じ、難は、彼慥にて、此方に物爲るよりは勝りて、彼方なる物の慥にして、容易からざるを云なり、然れば、此の難も彼一物より牙を含て、清陽にして上り、合搏て天と成る時運には遇れども、彼は未だ凝場の兆耳は在ながら、猶其凝場る時勢を得ざる由なり、(速は字音に非ず、偶々音訓の合るなり、古事記朝倉宮段に、多斯美陀氣多斯爾波葦泥受と有る、多斯は慥なる義なる事、神賀詞講義、多親の下に注せりき)○故天先成而は、天日を本にして、在ゆる天象の既く成畢れるを云なり、今其先成れる天の大綱を云べし、其は天御中至尊、高天原に神積坐し始よりして、天表の形容雞子の如くして、其中には天地と物實成べき精に、陰陽と綱縊る可き氣、諸神と生坐べき神と、此三物相混成せり、(委しき事は、第四一書



に、其御名義を説くを以て知べきなり、又上に古天地未割、陰陽不分、渾沌如雞子と有る傳にも且云へり、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊、二柱神成坐て、陰陽の氣の御結有り、所以に天地と成べき一物を、天中に生産給へるが自然に昇降の機有て、天地と剖分るに就て、始て神有て俱に生坐り、若て、又其一物も雞子の如く、其一物と結ばる微細なる物も、亦雞子の如くなる事、上に已に説きたるが如し、(此も亦第四一書に云べし上に渾沌如雞子、溟溟而含牙と有る文の下に説り)次に可美葦牙彦舅尊成り坐て、其清陽にして精妙なる物を引聯ねて、合搏せ給ふが、其天に屬て天常立尊、地に屬て國常立尊ぞ、俱に生坐りける、是即ち天日と大地の初なり、(國常立尊の傳は、此下に在り、上の二神の傳は、第二、第三、第六の一書に就て云べし、偕此處は、上に清陽者薄靡而爲天云々、精妙之合搏易云々と有る傳に、見合す可し)偕天日は右の二神の神威に資て成れるが、是即ち天の眞壘と定りて、此より日之少宮の天表に別れ聯らき成れる始を思ふに、此も亦元運の任に、葦牙の如く角牙み成れりけらし、姓氏錄に角凝魂命、天角已利命、角凝命と申すは一神にて、可美葦牙彦舅尊の亦名なる事、神名式に神魂子角魂神社と有にて所知れたり、記傳三に、魂を武須毗と訓まれたるは、實に然る事なり、(師は魂を多麻と訓まれ、又此を天之底立神の亦名として、古史成文に載られたる、共に誤れり、下に其義を説かむを考へ合す可し)角は、葦牙の如く萌騰り連聯くを云へり、上に、其清陽者薄靡と有る、多那に相近き言なり、考合す可し、亦名を津速產靈神と申すも、角を榮し結ぶ山の御名なり、和名抄土佐國郷名、大角を於保都と見えたるを以て思ふに、角を都とも云べきなり、速は生又榮字の義なり、萬葉二(三十二丁)に、川藻毛叙下者波由流とあり、和名抄に、玉篇云、蘆、菘也、菘蘆之初生也、和名阿之豆

乃と有を引て、鈴屋大人説に、「葦の初生るを角具牟と云故に、葦角とも云る是葦牙なり」と有を以知べし、角は、古事記に都怒と有に依て、乃を怒と訓事古言なり、仁徳天皇御紀大御歌に、菟怒瑤破赴以破能臂謎説と有は、角草這石と云續けたるが、冠辭考に蕪這石と註され、又萬葉六に、石綱乃及變若反と有を、考に石綱は石蕪なりと云れし如く、角とも綱とも蕪とも通はし云る事にて、本同義なるを、先心留む可し、(允に葦などの芽ぐむは、其末の尖りたる狀、物の角の如く、又蕪などの石に這ひ懸れるも、角の物を突巡る狀爲たるに依れる名なり、萬葉十六に、美麗物、何所不飽矣、坂門等之、角乃布久禮爾、四具比相爾計六と詠める、角の布久禮とは、男根を云へるなり、此事下なる葦牙の傳に云り)凝魂は、薄靡き互る内に、一區の域と凝結ぶ由にて、其凝結りし物は、恆天の衆星にて、謂ゆる天極にて、日之少宮の所在にて、別天と云る是なり、天底立尊と申すは、其際限迄を悉く造立給へりし意の御名なる事、第三一書に就て註せる如し、(天底立尊は、天常立尊の亦名には違無けれども、底と常とを相通はせて説るは、先達の誤なり日之少宮の事は、四神出生章瑞珠盟約章に云べく、別天の事は、此下に説べし)綱は、萬葉十九(四十四丁)に、天爾波母五百都綱波布、萬代爾國所知牟等、五百都々奈波布と有は、衆星に各一群の塊有て、今見るにも綱を以て編るが如なるを詠るが、予を以て云時は、其成れる始の角凝魂命の事に當れるなり、似古歌而未詳と有を以て思ふに、石川年足朝臣の、古歌を被誦たりしが、自詠の如く成りて傳はれりしなり、續紀に、聖武天皇の大御母を追尊して、千尋葛藤高知天宮姫尊と稱奉り給へども、宮造の事に係て、葛藤を宣ひしには非ずして、天に綱と云古語を取せ給へりしなり、又萬葉三(十三丁)に久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有は、月の氣脉に乗て旋る



を蓋に觀象たるなり、(但し通本に、網を網に作るを、今改引るは、顯宗天皇御紀に、忍海角刺宮と申す有り、角刺は網刺にて、彼室壽御詞に、築立稚室葛根とも、取結繩葛者云々とも有る、葛を刺て結べる宮號に思合せてなり、儲右の氣脉を、假に比古遲と訓るは、宇宙の大象、皆此氣脉に憑て有を明せるなり、素問に大氣舉之也とは此事なり)右の角凝魂命、其五百都綱を凝し結ばし給へるに因て阿米と云ふ、其は綱を編て網と成す義なり、神武天皇御紀に、皇軍結葛網而掩襲と有るを以知るべし、阿麻は大圓にて、彼如雞子之形象を云るなり、阿美は大聚にて、元氣の含なる義なり、阿牟は右に云る如く、阿米は大萌にて、萬物を伸生ぶ神の坐に依り、阿母は大覆にて、外表より覆ふ義有り、如此くして、阿に鮮明なる意、彼方なる義有り、麻美牟米母に、圓餘眞滿實身聚群萌盛諸等の、聚り圓まる意味の有を合せて、天象の實を知べき者なり、(師の五十音義訣にも、天地の成始の事を、五十連音に合せて熟く説れて、此の説の如きも、大に其に依れる事多在るを、彼には、造化三神、天極紫微宮に在して、此天地の成れる狀を見そなはして、御言に宣ひ顯はし給へる由に説れたれども、其には依難き事なり、予が心得る所に大に相違へれば、其同じ意詞も、其取成し別に成る事なり、但取る可き限は此書に引出べし、儲同書に、「天は説文に顯也、至高而無上、从一大と見えて、段注に、至高無上、是其大無有二也、故从一大、於六書爲會意と有り」と有は予が阿米は大圓なりと云に、意味大に似たり、「網は、老子にも、天網恢恢、疎而不失と有るは、彼土にも然る古説は有けるなめり、説文には、網を網に作て、庖犧氏所結繩、以田以漁也、从二下象二网交文と有る段注に、「一器其上二也、从象二网目文」と云ひ、又罔に作て、罔或加亡と云り、然れば本字罔なるを罔に作り、後に網に作れるなり」

と同書に見ゆ、又網は説文に罔紘也、从糸罔聲と有る段注に、紘は繩也、孔穎達云、紘者罔之大繩、商書若罔在罔、有條而不紊と云り、此も同書に出たる説なり)上件、網と云ひ網と云も、元天地の初より有し語なりしを、後に物名と成れる事、彼葦牙の例の如し、儲其天表の事に係れる神に、天壁立命と申す御名、姓氏録に見え、祈年祭詞にも、天能壁立極、出雲風土記に、天壁立廻坐之と有り、壁は垣と同じく、物の底際を云事にて、此は天表の全を然云り、加伎の加は、氣を云ひ、伎は城を伎と云ふ如く、氣の充塞る代の意にして、異學の徒の氣海と云も、粗似たる語なり、(壁と垣と同義なる事、祝詞講義三卷に云り、此も右の例に依らば、加倍は氣聚にて、加伎の氣城なるに等しかる可し、天表の形容を仰ぎ觀るに、寔に壁の如く、垣の如くして、其又世の際限なる意なり)別天とは、恒星の懸れる天表の名なる事、上に説けるが如し、古事記に、上件五柱神者、別天神と有は、別天神と申す義にて、別天とは、天日の御照す限の常の天に對へて、我ならぬ國を、異國異處とも云如く、其外に圍める天を、別なる世界と傳へたる古語なるなり、然るに、右の五柱神は、此天地耳ならず、天の壁立極に至る迄も、漏す所無く、悉に立て給ひ定め給ひて、靈威の行徹り至らざる限なき大神等に坐て、天日の御照す限の天にて、天神と申す列の神等とは、此上なく御功の太く、高く大座坐す御事故に、總天の事を統る天神と申奉る意味なり、(記傳三に、「書紀の傳々に、多く國之常立神を以て、最初の神として、此五柱天神を擧ざるは、唯此國土の方に成坐る神を耳申傳へて、天下に成坐るをば、別なる神として略きたる物なり、云々」と云れたれども、其は此紀の上ならばこそ有め、古事記の最初に、右の神等を擧げたればとて、別なる神と云べきには非る者をや、予が説は然らず、別字を天に續けて、別天と云ひて、



其所に成坐て、其所を造らせ給ひし天神なればなり、) 天先成とは、右の如く、浮膏の如くなる物より、葦牙の如く萌騰りて天日成り、其天日より角芽別れたる物有て、天底迄至り著て凝結ばり編て、五百都綱延たる如く無数の恒星と成て、其即ち天垣にて、天際と成れるが、謂ゆる別天にて、其天霏には、精を孕みたる氣の充ち塞れる其中に、又氣の往來ふ脈有る、其を津とも角とも綱とも云物有て、天神の造化し給ふ資なるが、悉く備成れる故に綱と云ひ、惣ての形象を、大圓の義にて、其天の國土の成れるには、既に成定めりし故に、此に天先成とは云終めたる者なり、(此天地の事を説く予が説に於ては、古人と雖も、大に志を同じく爲る事能はざれば、況てや外國夷人の云ふ所とは、天地雲泥の差必有べき筈なり、遇外國の説の合へるは、彼も同じ天を戴き、地を履む者共なれば、遠き代よりの傳説も有るべく、又十に一は考へ得たる事の、我が古説に叶へるも必有ぬべき者なり、所以に古來物有て、其名定らざる物事に、強ひて字を物せるも多かり、然れども神名を本とし、古傳に徴して、一として私意を加ふるには非ず、後世恐る可し、必ず知人ぞ出來らむ) ○地後定は、此國土の立つを本として、國底に至る迄、立定る事を云ふなり、此に先其次第を云べし、其は彼渾沌如雞子、溟滓而含レテ有て、其溟滓て牙を含みて、其清陽なりし物は薄靡て天と成れる本根は、謂ゆる此國土なるが、俱生坐る神、國常立尊、其中に在して、天の其處に居て動き移らず乍も驅めて息ず、自ら轉るに従ひて、大地も其氣に牽かれて、天日の外圍を傳ひ回る故に、地の古言都知と云は、傳の義なる事、已に上に註せるが如し、國常は回所凝の義にて、地は其如く一年に一度回るに依て、漸々に凝固り立るなるが、其成初し大古より、世の有む限り、此義違ふ可からざる故に、其終無き事を、萬葉二(二十七丁)に、天地之依相之極と云り、

常立と云義に、允に叶ふべし、若て此神の一年を成すに合せて、豐國主尊の日夜を成す動みは出來しなり(國底立尊と同神には坐せども、御功別なる故に、御言義も等しからざる事、上に説ける天底立尊の例の如し、國底の事次に云べし、大地の中心に在る根、國底國と云る、底國とは別なり、思ひ混ふ可らず、又此を黃泉國と云などは、甚しき僻説なり) 此章に、國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊と、三柱を並舉て角機尊、活機尊を除き、神世七代の世數を合せられたるは、古事記に、國之狹土神を省きて、角代神、活代神を加へて、神世七代に結ばれたる、何れ宜けむと年來考るに、寔に古事記の方正しく然る可からむを、其御名を漏せるは、大山津見神、野椎神、因山野持分而生神と有る下に、同じ神名有るに依りて、重複ならむと心得て省かれし者なり、又御紀にも、國狹槌尊、國狹立尊などの御名を出されたるは宜しけれども、角機尊、活機尊など申す止事無き神名を除かれたるは、古くより神世七代と云傳へたる事の、然すがに棄つべからざるが故なり、此一事を以ても、古人の、古傳に私無き事なむ知られたりける、今神世七代と云事の重きに就きて考ふるに、國狹槌尊は、正しく國常立尊の亦名なるを、古事記には紛れて此を脱し、御紀には誤りて別神と立てられたる者なりけり、(然れども、神名は各自の御功に依て定まる者なれば、一神と爲たらむも、別神と爲したらむも同じ事なりければ、少も難無る可し第四一書に出たる神名の傳に云を見て、思定む可くなむ) 國狹槌尊と申奉る、狹は借字にて避の略なり、槌は地なる事、上に爲レ地と有る下に云り、右の如く見る時は、重濁者凝場難と有る、其浮脂の如くなる物一塊に、此國土に耳は聚り凝場らずして、數箇に別れ去て、又別なる國と成れる、其國は、謂ゆる土星以下の、天日に从ふ星は更なり、月も亦既に別去て大地に屬て巡れりしを云なり、然れば、此國



より避て一塊の地に成れる由の御名なり、又國狹立尊と申すは、國を避て造立給ふ意なる事、右の説共を合せて曉る可き者なりかし、(佐を避の略なりと云は、此音は物の進み窄まる意なるを以てなり、猿は佐留なるを、佐太大神を猿田彦大神と書かれ、和名抄郡名に、下總國猿島、佐之萬と有る傍例と音義とを、此の事實の次序とに合せたる説なり、偕月の既く別れて有し事は、八洲起元章第一一書に、ト定時日四神出生章に雖已三歳とも有を以て知べし、若て月神の後に生坐て、其所知看は天日の成て後に、日神の生坐て所知看が如し) 國底立尊と申す國底は、土星は此天と天際との限に在て、實に國底なる事論無れば、其國迄も造立給ふ由の御名なり、天日の御光の至り、及ぶ限なる故に、太神宮祈年月次等ノ詞に、皇神能見霧坐四方國者、天能壁立極國能退立限と、別天に對へて日天の極を云へると、同じ意なるをなむ思合すべかりける、但し日天の極にこそは有けれ、其物を表す時は、星、即ち國なる故に、國底と云へるにて、此大地も日天の内なる一國土には有れども、此を天とは云ざるに同じ。(猶第一一書に其神の御名の傳にも云べく、又祝詞講義に説けるをも見合せて曉る可きなり、記傳に、底と常と相通ふ由に説かれ、師の黄泉神とし、又月夜見國の神など云説は、予が取用ひざる事なり、月も又地胎より出たる一小國土なる事、上に已に云り) 右の國狹槌尊以下の三名は、日天の内なる五星に功坐す御名なるが、此大地は國常立尊、日天の周圍を一歳に回り旋りし給ふ事なるが、古より時數を違へず、三百六十餘日の數を合せて、日夜の動きを成す事は、豐國主尊の靈威に依れり、其は豐は所倚にて動む義なり、豐國と續けて地動の字の意なり、主は名知にて、造成て其主宰たる義にて、神名に某主と云へる皆其例なり、此は豐斟淳尊の亦名なるを數多なる中に、此御名、言義殊に分分ければ、今引

出つるを、委しくは下に云ふを待べし、(以上公運私運の立定れる起原、公運とは天日の周圍を、大地の一歳にして一回り爲すを云へり、私運とは一日一夜の動きを云ふなり、如此くして、春と成り夏と成り秋と成り冬と成るを、四游昇降と云ふなり、神典に依て天經を説く者、應に此心得無くては得有まじき事共也) 地後成とは、右に云る如く、葦牙の如く萌騰れりし物の、跡に遺り止まれる浮脂の如くなりし物の、此大地と一塊と成らむと爲しに、素より重く濁れりし質なりければ、凝場り難くして、方々に避分れて、五星及月と成り、偕後に縮り固まりて、此國土は全く定り成れるを、其天の先成れるよりは、甚く久しく遙に後れたりと云義なり、如此くして大地の全形こそは成れりけれ、其も猶稚くしく有けるを、神世七代の末に至りてぞ、漸々に海陸初めて分れて、今の此國土の狀には成れりし者なり、又其間是如何に久しく有けむ、傳無れば其年序を歴たる事などは、測り知る可きに非ず、(三五曆記に、古昔天地未レ分、渾沌如雞子、萬八千歳、天地開闢日甲子歲甲寅、清輕者上爲天、濁重者下爲地、盤古在其中、神於天、聖於地、萬八千歳、天極高地極深と有より外に、太古の年歴を傳へし書無れば、日甲子歲甲寅を以て、曆元とは成す可けれども、右の萬八千歳を、何萬億を歴にけむ知べきに非ず) ○然後神聖生其中焉とは、天先成り地後定りて、然後に神聖其中に生坐るが如き文法なれども、熟見に、上件天地未レ剖にも、陰陽不レ分にも、渾沌如雞子にも、清陽者薄靡而爲天にも、重濁者淹滯而爲地にも、神聖此に存して、此を造成給ふと雖も、其神體は素より隱身と申して、奇異に靈妙しき大御靈に大座坐しければ、如何にと其形狀を窺知り奉る可からずと雖も、其迹、天地萬物に著見れて蔽ふ可からざるは、神有て俱に生坐る故なるを以て、右の如く記されたる者なり、第二一書に、天地混成之時、始有神



人焉と見え、第三一書に、天地初判、始有俱生之神と有を以て、實に神有て天地を、御し給ふことを知へし、西蕃などに空理の神を云とは異なり、古事記には、始より神名を載せて、天地造化の事を云故に、其終々に、右何柱神者、猶獨神成坐而隱身也と云へる、其獨神成坐とは、上に云へる如き、事々物々神靈を備へて、其靈威を施し給ふ由なり、第二一書に、天地初判一物在於空中、狀貌難言、其中自有化生之神と、隨に其物と神と共に成坐るを云なり、此の神聖在在其中も、右の例なり、然れども此は隱身の神に坐せれば、神々の御上よりこそは見奉りも爲給はめど、常には御身を顯はし坐さぬに依て、其義を知しめむ爲に、上に其迹萬物に著見と云る是なり、御紀に 神 劍 神 光など、神字を阿夜志と訓める、阿夜は内に蘊藏の文理の外に著見れて見ゆるを云ふに思ひ及ほして曉る可き事なり、(但朱熹と云者の、鬼神者造化之迹也、又、鬼神者二氣之良能也など云へる如き類には非ず、實に神聖の其中に在して、其迹を造化し著見し給ふ事は、已に鈴屋大人の委しく論ひ云れたるが如し、通證に、混沌則未可謂之天地、含牙則未可謂之神聖、故天成地定、然後神聖之實可見矣と云るは、實に然る事なる者なり) 神聖の二字迦微と訓べし、迦は氣にて、天中にて充塞がりて能物を生し、又能物を藏むる所なり、所以に在所住處などにも此を假借て、迦とは云へるなり、微とは氣中に寓れる精英の物にて、謂ゆる靈なる事、已に上に、天地未判の傳に註るが如く、凡て此世界は至に大きく至に廣しと雖も、天御中至尊、獨神成坐て御立し座坐せば、世の界際を盡し究めて、此神の主宰し給ふ所なる故に、打ち任せて神と申奉るは、此神に耳限りたる事なるが故に、自餘の諸神は八百萬千萬と、其數の無量きも、皆此神に別れたるが故に、隱身なるをも顯身なるをも、共に同じく神とは云へり、其も各

其物其事に限るこそは有るなめ、其を體として、精氣の其中に存て、神成を幸はへ坐事、上に云と同じきが故に、皆神とは申すなり、(氣字は、漢音伎、吳音祁なり、故に誰しも、字音にて我が古言には非ざるが如く思ふめれども、然らず、其一二を云は、風は氣迫、薰は香振にて、香と云も氣なるなどを思ふ可し、酒は實氣にて、實は米なるが、其氣と云ふ事なり、又佐祁は眞氣なるなど、猶外にも、烟は氣振、神氣、邪氣とも云るを以て、氣の古言なるを知べし、俎其氣は陰陽の體なる故に、素問、陰陽應象大論に、陰陽者天地之道也、萬物之綱紀、變化之父母、生殺之本始、神明之府也、可不通乎、故物生謂之化、物極謂之變、陰陽不測謂之神、神用無方謂之生と有り、此神明之府也の注に、府官府也、言所以生殺變化之多端者、以神明居其中也云々、易繫辭曰、陰陽不測之謂神、亦謂居其中と有は、氣中は神明の府なる事を云へるなり、其神明と云は、右に謂ゆる精なり、老子に、其精甚眞、其中有申と云へる者なり、如此くして、精即神にして、神即精にして、物と成て迹有る、其を精と云ひ、其精の中に在て物を成すを神と云て、其物二有には非るなり、其精の一に成て神と差す物を、靈又魂字を多麻と云ふ) 右の如く、氣中に精有り、精中に、神此に寓りて甚神々しかり、此に依て滯滞り障礙る所無し、然れば、神は感に同じ、皇極天皇御紀(十二丁)に、便感所遇の感を、加麻祁氏と訓せたる事、漢文の字音に讀と、言も音も義も同じ事なり、孝謙天皇御紀宣命に聖皇之御世爾至德爾感天と見え、萬葉十六(九丁)に端寸八爲、老夫之歌丹、大欲寸、九兒等哉、蚊間毛而將居、廿(二十丁)に、久爾米具留、阿等利加麻氣利と詠るも、皆感字の意なり、俗言にも、身の營爲に係つらふ事も、某々に感而と云へり(易象辭に、山上有譯咸、君子以虛受人と有を、象辭に、咸感也、柔上而剛下、二氣感



應、以相與止而說、男下、女是以享、利貞吉也、天地感而萬物化生、聖人感人心而天下和平、觀其所感而、天地萬物之情可見矣と見え、書にも、至誠感神と云る、皆感通の義なり、子華子にも、古之至人、探幾而鉤深、與天通心、清明在躬、與帝同功、是以進爲而在上、則至誠之感、流通而無礙、以上行而際浮、以下行而極憂、以旁行而塞於四表、不言而從化、不召而效證、以其所以感之内也と有て、神と感とは、同じ義なり、感は、右に註る如く、何故迄も至る可き限は行至り、通る事なれば、其極みは物の限にし有れば、其中を構とは云へり、家にも在れ域にも有れ、一圍なるを一構と云ひ、又物に拂はる事を、俗にも構と云ひ、人を御して令する語に、構而など云へるも、世の限りを、神の構へととして、萬物を作成し給ふ義を取れる者なり、(易にも、天地網緼、萬物化醇、男女構精、萬物化生、乾道成男、坤道成女、乾知大始、坤作成物と有る、此男女は、天陽地陰の氣を云へり、構精とは、天陽の精と地陰の精と、男女の婚ぐる如く、相構へて萬物を化生する由なるが、構は適合ふ事に云へるなり) 如此くして、神は天地の間に彌綸て、萬物の比に非ず、妙に奇しく尊く坐を以て、其語を借用ひて、下に對へて上と云ひ、被官に對へて長官を上と呼びて、尊稱とは成れり、嚙と云も、物を受收め醸し成て身を養ふ義、龜はトを爲すに天地に感通り占合する徳を以の名なり、鴨は雌雄相愛しむ心の深き故の名なる可くして、何れも右の神と云ふ語を轉ろはし用ひたる者なり、然れば、神字は、上に引けるが如く、説文に甲に作りて、从白自持也と有も悪しくは非れども、猶申字なる可し、申の日は天日、其豎畫の一は、同書に上下通也と有れば、會意の字なるが、然して申と成れる上は、天日の光輝の上下に照り徹れる象形の字なる可し、天中とも高天原とも云て、皇神等の神留坐す其所、日は天日を本

として、天極の際限に及ぶ事なればなり、(右の申字の一を上下通也と云へるは、感通の義なり、易觀の家傳に、觀天之神道而四時不忒、聖人以神道設教、而天下服矣と有は、天日の運行を以て神道と云へるなり、史記封禪書に、東北神明之舍と有る、張晏注に、神明日也、日出東北、舍曰暘谷と云ひ、禮郊特性に、交於且明と有る鄭注に、且讀爲神と見え、莊子大宗師に、有且宅無情死と有を、通雅に且宅神宅也と云へるを見て、日を神と云ふ事を知べし、易に氣之伸者爲神、屈者爲鬼と云ひ、説文に神天神引出萬物者也など云へる、共に日の事なり) 神聖生其中と云文は、三五曆記に依らせ給へるなれども、神其中爾成禮利と訓むべくして、本より古傳なり、孝徳天皇御紀に、惟神(謂隨神道、亦自有神道也)と記させ給へる、惟字は、尙書に惟、精惟一と有るに依て書かせ給へるに、唯神耳有て他に道無しと云義なる事、同御紀に、又隨在天神とも書かせ給へるを以て知るべきなり、又其を萬葉十三(十丁)に、神在隨とも記されたるなどを合せて、言義を思ふに、其は神中在と云ふ事なりけり、中臣本系帳に、中良布留人と有るが如く、天地の立てるも、萬物の成れるも、神其中に在して然爲給ふに依りて、古より今に至る迄、其信有て違はざる如く、人身に受け行ふ神道も然にて、神道に隨へば亦自然に神道其中に在りと云事なり、(論語に祿在其中とも、餒在其中とも、直在其中とも、仁在其中とも、意味似たる事にて、此を行へば彼亦其中に在て行はるゝを云なり、猶神道の事は、孝徳天皇の御紀に云べく、惟神の事は、祝詞講義に已に註せり) 釋紀に、私記曰、師説、生其中已上者、序文と有事なれども、此章首にも註せる如く、天地陰陽剖分の古傳を、一に統括たる文なるを、漢籍にも然る古説の有る上は、更に別に新意を加へて、書紀させ給ふ可きに非ざれば、其に委任させ給へる



故に、序文など、別なる物の如く思ひ取れりしなり、此御紀の初章は、天地造化の起原を記させ給へる所なるに、正書に、神名の出たるは、國常立尊に始まれるは、此より以下は、神名に根據て古傳を載せられ、其以前の事は、古説を以て記して、神名は漏されたれども、神此に在して、其始を成し給へるが故に、神聖在「其中」と云て、一書に譲りて、其主宰の在す由を曉らしめ給はむ料なり、斯在は、右に説へる如く、古事記に傳はれる趣にも、其義を明らむれば、然耳相背ける事は、少かも無める者なるをや、予を以て云ふ時は、此計りに事實を簡易にして、天地の大綱を傳へさせ給へるなどは、然は云へ宇宙第一の寶典なるが故とぞ思はるゝ、然れば記傳三に、「産巢日神の御事を云て、書紀の初に、此神をしも被擧ざるは、甚く事足はぬ狀なり、一書は一書にて、本書とは別事なるに、本書には、末に至りて不意く出給へるも、如何にぞや聞ゆ」と云れたる、實然る事にて、如何にも其記の如く有眞欲き事には有れども、此は神名は幽して、事實を顯に爲る事なるが故に、省かれたるは然る者にて、却て本書の末に至て、其御名の出給へるこそ、此に其傳を含めて載せられたる證とも爲す可くなむ思ゆるかし、(釋に引る私記にも、古事記者、總別天地初分之後化生之神也、故雖高天原所居之神、猶載之也、今此書者、獨初取地上之神治地下者也、故不及天神之在高天原者也と云るも、以上を序文と見たる見解なるが故に、信ひ難し) ○故曰は、此より云ひ下して、成此純男と云ふ文迄を兼併せて、故曰云々と云はむが如し、上にも説へるが如く、古天地未剖より、神聖在「其中」と有る迄に、古説の大綱を總括りて簡約に云へる故に、此より其徴と爲る可き古傳を擧ぐる所なるを以てなり、(然るに通證に、或者の説を擧て、故曰以下、偏述吾國大古傳來之説、故起言也と云へるは何事ぞや、上に言へるも、

下に述ぶるも、皆吾國太古傳來の説にて、文章こそは彼を取りも爲つれ、意詞は、皆以て甚も愛たき神代の傳説なり) 故は、釋に、一部之内皆以、加禮止可讀之と有れども、強ちに然耳は非ざる事にや、故を紀中に許登多閑爾と讀るは言傳と云事なり、然れば、上を文として言傳には云々と云へりとなり、(右の釋の訓は、片假字なるを、紛れ易ければ、加禮と改め引けるなり、本より然る本の有るには非ず、新刻助語辭と云に云へらく、故曰は、乃是在先曾有此語、今擧而説之、俗語所以説道と有り) ○天地開闢之初は、本に天地の字を脱せるを、釋に私記曰、問或本開字上、有天地二字如何、答此非也、後人所傳加也と有は、却りて非にて、或本の方正しければ、今補へり、古史徴も其説にて、今本に、開闢之初と計り有て、阿米都知能比羅久流波自米と訓めるは、天地字の有りし時の訓耳殘れるなる可し、と云れたるは、實に然る可し、(然るは、此章、多く三五曆記に依られたるに、彼書には天地未分と云るに對へて、天地開闢と有り、猶尙書中候にも、同じく天地開闢と有る例を以て見るに、決く天地の二字を脱せるなり) 偕天地開闢とは、上に天地未剖と有る物の、初て剖分るを云ひて、彼清陽者云々爲天、重濁者云々爲地と有る時なるが、天の事は天先成と上に言終めたる故に、此は地後定と云ふ所由を語り初むる所なるなり、(然れば、此故曰以下の文は、必上に照し應て解くべし、爾らざれば、終に、彼此共に文義を通曉る事必ず無らむ者ぞ) 開闢之初字は、古史徴に「和加流々波自米と訓て、字義にも古言の意にも能く叶へり」と有は、然る事なり、其は上に天地未剖と有り、渾沌たりし物の成行を、今云ふ所なればなり、一書共に、天地初判と有に同じ、古事記序に、乾坤初分云々、陰陽斯開云々と、分と開と字を換られたれども、意は此の剖分に異ならず、又古語拾遺には、天地剖判之初と



有り、(別と開と通ふ事は、天力手男神の亦名を、天石門別神と申して、磐戸を開き給ひし義なるを、倭姫命世記などには、御戸開神と有るを以て知べし、記傳三は、開闢之初、又天地初判など有は、此記の首に、天地初發之時と有ると同じく、先唯大らかに、此世の初と云ひ出でたる者なり」と有て、此をも古事記と同じ狀に訓まれたるは、古史徴にも物遠しと云れたるが如し、若て其開闢字は、漢文を學ばれたるには有れども、比羅久と訓むは、古意に非ず、但し古事記なるは、元より漢文なれば字の如く訓べし) 剖分は我彼にて、天と地と上り下りて、物二に成るを云語なるが、次に、洲壤浮漂云々の文に當りて、古事記には、國稚如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>而、久羅下那洲、多陀用幣流之時と有り、國稚の稚は、此紀には字比志と訓字なれども、其の泥土煮尊の御事實に係て心得る時こそ有けれ、此天地初判の時に取ては、記傳三(十九丁)に「和訶久と訓まれたるなむ、甚祥はしき事なりける、其は其説に、物の未だ成り整はざるを云り」と云れたる如く、天地と二には成れる物から、彼は先成整へるに、我は未だ成整はずして、凝場り難かりしかば、此に因て起れる語なりけり、又其先成れるは天の大なるに對へては、國土は甚小なりしかば、大に對ふ語とも成り、又重濁れる者の、淹滯て地と成れる物の締り凝固りて、大に成れるなれば、初月を若月とも云如き意味有る事、云も更なり、(大に對へて小を稚と云は、大日靈尊と、稚日女尊と對ひ、大國玉神と、稚國玉神と並べるなど、例多き事なり、又和訶に、生の義も有り、魚又は蟲などに和久と云を以て知べし、猶和久の事は、稚彥靈神の傳にも、委しく云べきを、其本は此剖分より出たる者なり) 初は、天の先成れりし後にて、國土の初を云時なれば、初とは云るにて、天地の別れし時、國土の初は云々と云文なる事、次に洲壤云々と有に同じ、古語拾遺にも、夫開闢之初、伊

非諾伊非冊二神云々と有は(此神は開闢の初の神には坐されども唯太古の時と云意にて用ひたるなり、此ては少か用法異なるに似たり(然れば、古事記に、天地初發之時と有などは、天地に互りて廣く、此は天は別物にして、殊に洲壤の初を云ふ所なれば狭きなり) ○洲壤は、第二一書に、古國稚地稚之時云々と有る、國地とは異なり、釋述義に、私記曰、洲壤何者哉、答案假名書云、國土也と有を以知べし、楮、此は天と對へる地又國などの如く、國土の全體に就て、國とも地とも云るとは異にて大地國土を別て云る者也、國土は未有ざりければ、此は記に如<sub>ニ</sub>浮脂<sub>一</sub>と有を云り、次に浮漂と有る釋に、見<sub>ニ</sub>古事記等<sub>一</sub>所作也と有を見て知べし、記傳三(二十丁)に、「國土は、伊邪那岐伊邪那美大神の始て生成し給へれば、此時には未だ然る物は無きを、如此云へるは、成れる後の名假りて、其始の狀を談れるなり」と有は、然る言なれども、洲は各國と別れたる國を云ひ、壤は其國を成す土壤を云り、(通證に引ける一條公御説に、洲壤猶言<sub>ニ</sub>國土<sub>一</sub>と見え又爾雅、水中可<sub>レ</sub>居曰<sub>レ</sub>洲、説文、柔土無<sub>レ</sub>塊曰<sub>レ</sub>壤と有は、共に然る事なり、傳四、國稚地稚の下考ふ可し) 又釋秘訓に、私記曰、又問、今文作<sub>ニ</sub>洲字<sub>一</sub>、是則洲渚之字也、言天地初分、多<sub>レ</sub>水少<sub>レ</sub>土、然則若<sub>ニ</sub>須都知止讀<sub>一</sub>如何、答、國土之在<sub>ニ</sub>水上<sub>一</sub>也、是猶<sub>ニ</sub>洲渚<sub>一</sub>矣云々、凡此書之爲<sub>レ</sub>體、以<sub>レ</sub>立<sub>ニ</sub>倭訓<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>本、不<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>能<sub>レ</sub>文爲<sub>レ</sub>宗也、然則意存<sub>ニ</sub>古本<sub>一</sub>、猶久爾止可<sub>レ</sub>讀と有て、洲壤を須都知と訓は非なるに似たれども、神名の沙土煮尊の古義に叶へり、其は第二一書に、國稚地稚と有は、泥土煮尊に當る文なるに合せて云るなり、(但し此は文義を心得へむ爲に、云へるに耳こそ有けれ、洲壤の字、本より須都知と訓むべからぬが上に、假名日本紀に、國土と訓る上は、更に佗に訓を求む可に非ず)、○浮漂は第二一書には漂蕩と見ゆ、其も訓は同じ事なり、釋秘訓に、公望私記



案、此文浮漂、宜訓古事記久羅下那洲多陀用布之訓、彼符合也、而用彼文、合漢津之訓、可謂前後依違歟、(用彼文、合漢津之訓とは、秘訓に引ける私記に、問、此兩字讀様有説々と有る中に、此の如く久羅下那洲多陀用比氏とも、多山多比氏とも訓て、依古事記所讀之と有を、前後違へりと云るは、然る事なり、委しくは本書に就て知べきなり)又問、浮之義、依古事記、可讀久羅下那洲多陀用幣流事也、而如字彼讀如何、答、師說如古事記可讀然也、又假名日本紀、大倭本記、上宮記等意亦同、而先師於漢津之處、被讀此訓、至于浮漂之處、如字、被讀之、今案此處者浮漂文也、見古事記等所作也、至漢津、雖無古事記等、自經籍之中、新所選出也、然則倭語之訓、不必讀之、仍今彼漢津之處者、久久母理氏止讀之、此浮漂二字者、久羅下那洲多山多比氏止可讀云々と有は、必受る所有と聞ゆれば、今も從ひ訓べきなり、(其外にも、猶問答の文有れども、此にて盡せれば引き出す、偕此浮漂文也、見古事記所作也とは、開題に、問撰出此書之時、以何書爲本哉、答、師說或以古事記爲本注文一書云處、多引古事記之文と有を云なり、然れば、此御紀の體裁こそ漢文にては有けれ、其訓は古を守りて古言以てぞ、正しく訓べかりける、但浮を字伎とも訓べし、秘訓に、私案此浮漂二字、宜用古事記之訓、是於義有者謂而、洲壤浮漂、譬猶游魚之浮水上云々、已取游魚之喻、何重取海月之譬、然者猶舊說字加比多陀用布止可讀歟と有り、浮の事は第五一書、浮雲の下に云べし)然れば、上に洲壤と有りしは彼記の浮脂に當り、此の浮は、久羅下那洲に當れる事、云も更なり、偕、久羅下は轉擧と云事にて、右の浮脂の如くなりし洲壤の漂蕩ふ狀はしも、轉々として物の熱上る如なりし由なり、湯などの熱沸るを轉々と熱上るなど云も、火勢に彈かれて、湯の轉輾して、表に上るを云な

り、如何にも葦牙の如く萌騰れりし所なれば、猶熱氣を含みて然も有けむかし、下は擧なり、宇良宜は情擧、志良宜は後擧なる例に同じ、那洲は成なり如此くして其を後の物に托て云時は、水母と云物の、海中を漂蕩ひ行く狀に似たる故に、如水母と云義に成れる事、上(含牙條)に云る如葦牙の例に同じ、(記傳三に、「和名抄に崔禹錫食經云、海月一名水母、貌似月在水中、故以名之、和名久良介と有り、此物海中を漂蕩ひ行く物にて、其形、晝暗たる天に、月の白く見ゆるに甚能く似て、信に海月と號けつ可き狀したる物なり」と有が如くにて、予も時々此を見たるに、水中に此物の漂ひ巡るに、或は開き或は閉みなど爲つ、水上に浮びては沈み、沈むかと思へば浮き上りなと爲る内に、轉々と爲る物にて、洲壤の浮漂ふ狀に、甚能く似てし有ければ、其名を負せて、其物に號けて、此の古説は被傳たりし者ぞ)漂を、多陀用布と云は、如何なる義ぞと問ふに、第二一書に、漂蕩の字を然訓み、字書には漂搖蕩也と註せれば、充に其如く心得るも宜しき事なれども、猶、此本着く所を思ふに、天生成て、天日は天中に常在に立定りて旋轉る事なく、其位を換ふる事無ければ、此を立て萬の規矩を定むる事なる故に、成務天皇五年御紀に、以東西爲日縱、以南北爲日横と有は、此時の御定の如くなれども、地は日を中心として、西より東に回る物なるが故に縱と成て、横たはりて南北を横と云古説を取せ給ひて、國縣を分たせ給へるなれば、其を古に復して今考るに、多陀用布は縱寄にて、大地の旋轉る事に出たる可し、若て此大地の回り漂よひて至り着く所定らず、常に動きて止ざる如く、重く濁りて凝場る物も、至り着く所定らず、常に轉めき浮べりしかば、然傳へたるになむ有ける、(通證に、浮漂、發動於海中也と有は云れたり、竹取物語に漂よへる」と云ひ、桐壺卷に、外威の寄せ無きには漂よはさ、帚木卷に、濁に染る程



よ、い、も、生、浮、び、に、て、は、惡、し、き、道、に、も、漂、よ、ひ、ぬ、可、く、ぞ、思、ゆ、る、夕、顔、卷、に、此、程、迄、は、漂、よ、ふ、な、る、を、何、の、道、に、赴、く、ら、む  
と思、ほ、し、遣、つ、く、云、々、な、ど、も、見、え、た、り、○譬、は、立、問、に、て、此、物、を、直、に、云、ひ、て、論、し、難、け、れ、ば、別、物、を、立、て、云、事、な、り、  
物、言、を、登、布、と、云、は、言、語、を、許、登、登、布、と、云、に、同、し、此、は、上、(如、雞、子、一、條)に、説、へ、る、如、く、物、の、成、れ、り、し、後、と、其、未、だ、成  
ら、ざ、り、し、時、と、は、思、の、外、に、事、も、狀、も、異、な、る、物、な、る、が、故、に、天、津、神、代、よ、り、し、て、人、の、容、易、く、受、引、く、可、く、後、に、在、る、物、を  
用、ひ、て、種、々、に、譬、を、以、て、傳、へ、さ、せ、給、へ、る、者、な、れ、ば、能、く、其、物、の、象、意、を、盡、し、て、想、像、る、可、し、等、閑、に、心、得、べ、き、に、は、非、  
者、ぞ、か、し、(譬、の、事、を、子、華、子、に、曲、言、と、云、る、は、直、言、に、對、へ、た、る、な、り、譬、は、喩、と、熟、す、る、字、な、る、が、書、言、大、全、と、云、物、に、  
不、正、言、托、物、以、諷、之、曰、喩、と、有、り)○猶、游、魚、之、浮、水、上、也、と、は、上、に、重、濁、之、凝、場、難、と、有、を、再、び、譬、へ、た、る、な、り、其  
は、浮、漂、字、を、も、古、事、記、に、因、て、久、羅、下、那、洲、多、陀、用、布、と、讀、來、れ、る、は、其、譬、を、も、被、用、た、る、故、に、再、び、譬、た、り、と、は、云、な、り、  
釋、秘、訓、の、私、案、に、已、取、游、魚、之、喩、何、重、取、海、月、之、喩、哉、と、有、は、謂、れ、有、る、に、似、た、り、と、雖、も、熟、考、ふ、る、に、海、月、は、豎、に、昇、り  
降、る、狀、を、云、ひ、游、魚、は、横、に、往、き、來、ふ、を、主、と、云、へ、る、に、て、此、二、を、合、せ、て、此、處、の、旨、實、に、至、れ、り、盡、せ、り、と、所、思、ゆ、る、事、な  
り、(然、れ、ば、こ、そ、述、義、に、問、此、游、魚、者、彼、水、母、之、義、歟、答、此、亦、於、義、無、妨、但、水、母、者、非、全、得、魚、號、者、若、謂、之、  
游、魚、者、恐、不、切、通、也、と、は、云、た、れ、然、る、は、水、母、と、游、魚、と、譬、へ、た、る、意、別、な、れ、ば、な、り)游、魚、は、於、與、具、伊、遠、と、訓、む、べ  
し、古、史、徵、に、今、訓、に、游、魚、を、阿、曾、夫、宇、遠、と、訓、め、る、は、非、な、り、古、本、に、於、與、具、伊、遠、と、訓、る、を、取、べ、し、と、有、は、然、る、事、な  
り、然、れ、ど、も、景、行、天、皇、四、年、御、紀、に、天、皇、居、于、泳、宮、一、鯉、魚、浮、池、朝、夕、臨、視、而、戲、遊、時、弟、媛、欲、見、其、鯉、魚、遊、而、密  
來、而、臨、池、と、有、る、遊、字、は、游、與、具、と、は、訓、む、べ、き、狀、な、ら、ね、ば、魚、に、阿、曾、夫、と、云、ふ、語、の、無、し、と、は、有、べ、か、ら、ず、又、泳、宮、と、云

も、其、游、魚、に、依、れ、る、名、な、る、可、し、和、名、抄、に、魚、水、中、連、行、蟲、之、惣、名、也、和、名、宇、遠、俗、云、伊、遠、と、有、り、通、證、に、魚、浮、尾、也  
と、云、る、は、然、も、有、べ、し、游、は、及、來、に、て、漂、ひ、着、く、義、な、り、(游、も、泳、も、共、に、於、與、具、と、訓、字、な、る、が、字、書、に、游、浮、也、と、も、潜、行、  
爲、泳、と、も、見、え、た、り、及、は、大、寄、に、て、其、時、又、は、所、に、至、り、逮、ぶ、を、云、へ、り、源、氏、物、語、な、ど、に、人、の、長、し、く、成、り、た、る、に、於、  
與、須、宜、と、云、へ、る、も、同、し、意、な、り、然、れ、ば、此、も、魚、の、至、り、及、ぶ、所、有、に、譬、て、洲、渚、の、出、來、る、を、云、へ、り)浮、水、上、は、魚、の、游、  
狀、な、り、楮、此、譬、の、意、全、く、浮、脂、に、等、し、く、通、ふ、可、し、其、は、神、武、天、皇、御、紀、に、吾、今、當、以、嚴、瓮、沈、于、丹、生、之、川、如、魚、無、  
大、小、悉、醉、而、流、譬、猶、被、葉、之、浮、流、者、云、々、乃、沈、瓮、於、川、其、口、向、下、頃、魚、皆、浮、出、隨、水、噲、唱、と、有、て、魚、の、水、上、に、浮、  
き、流、る、を、被、葉、に、譬、へ、さ、せ、給、へ、り、然、る、に、古、事、記、朝、倉、宮、段、に、天、皇、座、長、谷、之、百、枝、楓、下、爲、豐、樂、之、時、云、々、爾、百、枝  
楓、葉、落、浮、於、大、御、盞、云、々、と、有、る、時、の、歌、に、佐、々、賀、世、流、豆、多、麻、宇、岐、爾、宇、岐、志、阿、夫、良、淤、知、那、豆、佐、比、美、那、許、袁、呂、許、袁、呂  
爾、と、有、は、此、開、闢、の、初、の、古、事、を、取、て、詠、め、り、し、物、な、る、か、楓、落、葉、の、盞、に、浮、べ、る、を、浮、膏、に、取、成、し、たり、此、等、合、せ、て、游  
魚、と、も、浮、膏、と、も、譬、へ、別、た、れ、ど、も、其、物、其、事、同、じ、き、由、を、曉、る、可、き、者、な、り、(記、傳、三、浮、脂、の、下、に、此、歌、を、引、て、其、説、に  
御、盞、な、る、御、酒、の、上、に、木、葉、の、浮、べ、り、け、む、形、狀、を、以、て、今、此、の、狀、を、思、ひ、合、す、可、し、と、云、れ、た、る、は、實、に、然、る、言、な、り)猶、  
游、魚、之、浮、水、上、也、と、云、へ、る、は、浮、膏、浮、雲、な、ど、共、に、其、至、り、着、く、所、定、ま、ら、ず、し、て、漂、ふ、狀、を、譬、へ、た、る、な、り、記、傳、三、に  
「如、浮、脂、と、譬、へ、た、る、は、唯、其、漂、蕩、る、形、狀、の、似、た、る、な、り、其、物、を、脂、の、如、く、な、る、物、と、謂、ふ、に、は、非、ず、書、紀、の、傳、に、は、魚、に  
も、雲、に、も、譬、へ、た、る、に、て、知、べ、し、一、書、に、は、其、狀、貌、難、言、と、も、有、る、如、く、正、し、き、其、物、の、形、は、言、難、き、な、る、可、し、と、云、は、れ  
た、る、は、然、る、言、に、て、實、に、其、正、し、く、形、は、言、難、き、に、て、其、漂、ふ、狀、を、膏、に、も、魚、に、も、雲、に、も、被、譬、た、る、者、な、り、然、れ、ど、も、



其に初中後の差必ず有る事と所思たり、其に第五一書に、浮雲と有は、其初に、天地未生之時と有れば、最古くして、唯氣の聚がり凝る始を云ひ、第二、第五の一書に、浮膏と有は、氣を醸して精とは成れるなり、魚の水中に生と雖も其精聚りて形を成す迄は、猶常の水なるが如し、此に游魚と有は、未だ泥沙と成には至らずと雖も、已に其形貌を成すに及べりし者なり、如此く其差を別て居る時は、神代の遠く遼なるも、猶今の如く明らかなる心ちぞ爲る、(然れば其初中後と差を別て傳へられたるは、物に依て其漂蕩へりし狀々別なりし事、云も更なり、雲の棚曳くと、膏の水に浮くと、魚の游ぐと、各々其狀の別なるが如し) 偕、此所より次なる于時云々如葦牙の句を隔て、便化爲神へ係れる文なり、天と成べき物も、元は混沌にして、此物より清上れりしかば、于時に斯る事も有しと云意にて、間に其句を收られたるにこそ有けれ、如葦牙と云物の、便ち國常立尊と化爲る謂には非るなり、其は第二一書に、古國稚之時、譬猶浮膏而漂蕩、于時國中生物、狀如葦牙之抽出、因此有化生之神、號可美葦牙彥舅尊、次國常立尊と有る、此も浮膏に國常立尊、葦牙に可美葦牙彥舅尊の成坐る趣なるを、文の錯綜りたる故に、見え難きと同じ、然れば此も右と同じく、可美葦牙彥舅の御名を被擧たらむには、第六一書の如く、際々しく見えなむ物から、此正書は、凡て別天神の御名は擧られずて、唯御事迹耳を立て、記されたる故に、國常立尊より始て、御名を擧られたる物から、于時に、斯る事も有しと云意にて、記載れたる者なり、第五一書も、亦此に同じ、(記傳三に、「阿斯訶備比古遲、天之常立二柱神は、天の始なる葦牙の如くなる物に因て成坐せる、天神也次に國之常立より以下の神等は、彼如浮脂物の中の、地と成べき物に因て成坐るなり」と云はれて、次に第六一書を引れたるは、甚々分々しく變たき説

にて、實に動くまじき説なり、然るを、又右の説耳には定めかねて、其次に「然れども又一向に如此も定め難き所以有りとして、正書及此に云へる第二第五の一書を引て、此等に依る時は此説の趣も、葦牙の如くなる物に因て、成坐とは國之常立神へも係るにや有む云々」と云れしは、予が今始て云ふ如き説無し故に、思ひ混へられたるなり、然れども、若ては、大人の心にも猶、落着れざりし故に、「故、此事は一方に定め難くて、姑く二途になむ解る」と終に云れたるを見べし、古史徴にも、種々の論ひは有れども、此文義を熟も考へられざりし説なれば依り難し、其は各其一書に就て云べし) ○于時天地之中の于時は、洲壤の浮漂よへりし其の時と云にて、前後有には非るなり、然れば漂ふ物は漂ひながら、上る物は上りて有し當時なるを云ふ、(通證に、時疾也、間不容髮之言と云り、然れども予が心には、時は通氣にて、日往けば月來り、寒往けば暑來るなど云る如く、氣は常に循環る物なる故の名とぞ所思たる) 天地之中は、彼如葦牙物の所在を云なり、其は此物萌騰りて天と成れるには有れども、彼浮漂よへりし物を地とし根として、天地の間に太く立てりしかば、其傍より觀たらむには、實に其天地の中間に一物の成れりと云むも強事には非るなり、此を以ても、如葦牙と云物の天進り立昇る狀の、大概をも想像る可く侍り、(斯る傳も無からむには、如葦牙物の幾叢も生出たる如くも聞ゆる故に、予は愛たき傳と思ふなり、彼清陽なる物の一莖と聚りて昇れらむは、實は天地の中間に一物成れるには有ける、山蔭に、此文を心得ずと論らはれし説は、此事を老漏されたる者なり) 第二一書に、浮膏の事を云て、于時國中生物、狀如葦牙之抽出也、第五一書に、浮雲の事を云て、其中生一物、如葦牙之初生、濕中也と有は、共に此の浮漂よへる洲壤の其の中より、彼物の出たる趣を云事同じきが、此二



の傳は、生出初たる其根を云ひ、天地之中とは、生立たる上を以云なれば、其異り無しとは云べからず、第六一書に、天地初判、有物若葦牙、生於空中と、此の天地之中と、其義同じくなむ有ける、(古史徴にも、彼地を合せて其中と云は、何れも同じ意に見られたれども、今立て、云ふ如き差別は有事なり、又第一一書の一物を、此の洲壤に當てられたるは宜しけれども、其中を此の天地之中に引當て見られしは非なり、其は、其中自有化生之神と有て、此の葦牙を云とは、本より別事なればなり) ○生一物は、次は狀如葦牙と云物を云へり、右に引る第二一書に生レ物、第五一書に生一物、第六一書に有レ物と云へるも、共に同じく葦牙を指したるなり、(然るを通證に、開闢之靈也と云るは、一物を神に取成したる説にて非なり、一物を成す神と、一物に因て成坐る神こそは有らめ、其物を指して靈と云へる事、先に含牙の下に、蓋此牙者乃萬化之元靈、天地之主宰者矣と云へると共に漢意にして取に足らず) 倍物と云は、第一一書に、一物在於虚中、狀貌難言と有る如く、萬に名狀し難き事に、廣く云稱なり、然れば物とは、百名、又諸名の約れる語なり、神武天皇御紀歌に、毛々那比苦と有るを、釋に百之人と有れども、百名人にても有べく、又、那と能と、親しく常に相通ふ事多在り、風神祭祠に、百能物知人と有るは、諸能物知人と云ひ、續紀に諸名てふ人の名も見えれば、其の據として思ふに、母能は決めて諸名の義なり、然れば鬼神を物と云ひ、武士を物部と云ふも、其儻類の多きを以て云ふ如くにて、物事の名狀す可からざるを物と云ふ諸名にて、指定めて、某と號け云ふべきに非ざればなり、(物と云事の委しき由は、已に祝詞講議、及び中臣壽詞講義に委しく説ひ、又、寶劍出現章一書、大物主神の傳に云ふべし、老子にも、有レ物混成云々と云て、下に吾不知其名と云るは、其名狀すべから

ざる故なり、又道之爲物云々と云て、下に自古至今、其名不レ去と云るも、何とも名狀し難きに依て、此を古より今に至る迄、物と云來る、其名を改む可き由無しとなり) 通證に、此一物の下に、一より十に至る迄の言義を説けり、予亦説かむと爲に、年中行事秘抄、及び宮主秘事口傳抄鎮魂祭條に、一二三四五六七八九十の訓有り、又、日文に、一二三四五六七八九十百千萬の言有り、如此く二様には有れども、其本は一にて、天地初發の太古より用ひて來れるが、其鎮魂祭に唱ふるは、祝詞講義に已に説きたりし如く、天照太神の天石窟に幽居り坐し時に、天鈿女神の歌ひ申されし詠言にて、其十數を取られたる耳にて、其義同じからざれば、其日文の訓に依てぞ今は説くべきなる、(師は、天鈿女命の詠言を刻みて、數名と爲る由に云れしは本來違へり、予が心には、太古より有來る數名を、天石窟隱の事實に合せて、歌ひ取給へるが奇異なる巧にて、日神も感けさせ給へりし者なりと思ひ、其説の委しき事は祝詞講義に註せりき) 一は合足にて、天御中至尊、天中に大座坐て、萬の始を統給ふに天地萬物の物質、天中に渾沌たれば、天中の外に物も事も有事なし、此を以て、記に獨神成坐と有て、此神の外に、又、神も人も非ざるなり、永字、及び常字を、比多夫流と訓み、又、一向とも書くは、佗に顧る所無きを云へり、登を足と云へる、足は、萬葉二(廿三丁)に天原振放見者、大王乃御壽者長久天足有と詠せ給へるは、天象の満足れるを云ひ、同(四十一丁)に、天地日月與、滿將行神乃御面跡と有も、神名に、面足尊と申すに等しく、記傳三(四十三丁)に、不足處無く具り調へるを云ふと有が如し、偕天中の一を伸れば、其數十百千萬より終に無盡に至れども、其約まる處亦元の一に約る故に、合足の義とは云なり、此に清陽者薄靡而爲、天云々精妙之合搏易と有て、天は其精妙なる物の合て成れるを證と爲べし、天日を比と



云も其義なり、若て産靈云美武須毘と有る毘も又合の義なる事第四の一書に云るが如し、萬葉十二(三十一丁)に、一夜と云に、全夜と書けるを思ふべし、若て其天中即ち天日の所在なり、此を以て日を比とも云なり、(漢家に、此を大一と申す事、已に天地未剖の下に説きたるが如し、禮記月令正義に、老子云、道生一、一則與易之大極、禮之大一其義不異、皆爲氣形之始也など、數へも盡し難く多かり、猶赤縣太古傳上皇大一記を見る可し、通證に、一者日津也、日之於天地無雙之名と云るも亦近し、比登都布多都などの都は、下なる千の下に云り)二は、共なり、高皇産靈尊、神皇産靈尊、陰陽二柱相結び坐て、天地萬物の物實たる物を、天中に産靈し給へり、共とは物と物と相離れぬ事に云へり、古事記に與風響到天と見え、萬葉にも浪之共、風之共など多く云ひ、武智麻呂公傳に、義取茂榮、故爲名と有も、物と物と相寄りて茂榮る義なり、然れば、共は身與にて睦まじき意なる可し、然るを牟布と云事蛇を阿夫など云ふ例の如し、如此く布多と轉じて、物に蓋と云も、亦共の意なり又二十を波多と云は、將の義にて共に然耳替らざるなり、(通證に、二者隔津也、即一之轉語、蓋一氣相判爲二儀と云へるは、予が説と反せり、予は相寄の義とし、彼は相隔つる義と爲ればなり、禮運篇に、夫禮必本於大一、分而爲天地、轉而爲陽陰と有は、大一の二と成る義を云へる者なり)三は精なり、二柱神の産靈に依て、天中より相聚がり相圓がりて、天地萬物と成べき一物なり、此に依て、人は更にも云ず、萬物の體を身と云へり、又物の満足る義も有るべき事、云も更なり、(通證に、三者身津也、一身生於乾父坤母之兩間、相參爲三才と有り、老子に、道生一、一生二、二生三、三生萬物と有る一は大一なり、二は盤古氏夫妻なり、三は天地人三皇なり、天地人を參て三才なるが、此は天地人、萬物と成べ

き一物を、身とは云なり)四は世なり、身と云ふ體出來て後に、天地と別れ、天は左に倚り、地は右に倚りて、歲月日時を成す故に、宇宙をも世、代をも共に世と云事なり、(通證に、四者因津也、物有左右、則有前後、有長短、則有廣狹、相因成四維と云るは、瑣々しき説ながら、又此意味も無きには非ず、老萊子及尸子に、人生天地之間、寄也、寄者固歸、列子曰、死人爲歸、則生人爲行人、矣と有る、寄は寄宿の義なれども余流にて、人世など云ふ世に近き者なり)五は、氣にて、總天の内に充塞れる元氣を云なり、凡て此宇宙の間は、唯元氣のみ薫り満たる所なるが、人の眼にこそは遮らざりけれ、此を氣噴けば空に聲有り、此を扇けば風其所に生れり、天地萬物に往來ひて、内よりは張擴け、外よりは壓縮て、止む事無く天地萬物を、唯此一元氣を以て保つ事なるが、造化三神の神靈、上下左右に行き徹り給ひ、其元氣の内に御身を隠して坐す事、譬ば人も氣中に神備はり氣絶れば、神去が如く、氣も神も相共なひて宇宙の存在つ事を曉る可なり、(子華子に、天地之大數、莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、冲氣之守也、中之所以起也、中之所以止也、龜策之所以靈也、神響之所以豐融也、通乎此、則條達而無礙者矣、又曰、五居中宮、數之所由生、一縱一橫、數之所由成と有り、五の中宮に居は、氣の天中に充るに起り、一縱一横は、氣の上下往來ふに象るなり、通證に、五者忌土也、忌者、敬之古語云々と云るは、例の僻説なり)六は、萌なり、古事記に、如葦牙、因萌騰之物、成神名宇麻志阿斯阿備比古遲神と有る、此物に依て、天は成れりしかば、此の數名に序られたるなり、雄略天皇九年御紀に、六口の六を、牟由と有り、又堤中納言家集に、七日の牟由可なども見ゆ、(通證に、六者、睦津也、即三之轉語、三與三相合、此謂之六、身與身相合、此謂之睦と云るは



餘りに取捨へたる説とこそ所思えたれ、名義抄に、六を牟都とも牟由とも訓り、七は、成々なる可し、物の形體の具はれるを云語なり、八州起元章第一一書に、吾身具成而去々と有を、古事記に、成々と作れたり、若くは成々なりと思ひ定めて、此に、其清陽者蕪靡而爲天云々、精妙之合搏易云々、故天先成而地後定と有て、天常立尊の神威に依て、速に成々れる趣に合る事上の六は萌なりと云ふに、引合せて曉る可し、(通證に、七者中津也、六合而中央、其數具、故以中名と有れども、大御國の古意に非れば、取用ふ可き説に非るなり) 八は彌なり、天先成て、地後に定るに依れり、今も物の重疊る事を八重と云も、彌重の義なるを見べし、若て此大地の秀眞を大八洲國と云ふより始て、萬事に八數を多く用ふるは、大地の始に象れるなる可し、高橋氏文に、大八洲國像天八乎止古八乎止咩定天と有る、古義を思ふ可し、(通證に、八者彌津也、即四之轉語、彌者不盡之辭、故物之倍加謂之八、所謂八洲、八耳、八十五籤、八百萬神之縁、四方而四隅、天地之全數也と云へるは、然る事ながら其根原を知らざる者なり、其他神道者流に説有りとも雖も、用ひ難し) 九は凝々成なり、國常立尊と申す常は所凝なる事、上に云ふが如し、景行天皇四十年御紀歌に、伽瓊奈倍氏、用耳波虛々能用比耳波苦場と見え、大井川行幸に九月の虚々奴可と有り、那能と云例、古事記明宮段に、布由紀能須と有は、傳に、如冬木と説れたるが如し、(通證に、九者凝津也、八方面中央、其數九矣、中心謂中凝是也と有て、強て説を設たる物にて、其據を知らず) 十は、豐竟なり、古事記國避段に、登陀流天之御巢と有を、出雲風土記には十足天日隅宮と有り、垂仁天皇某御紀に十箇、雄略天皇某年御紀に十候と有を登遠と訓り、萬葉七(二十九丁)に安治村十縁海と有は、多く離り寄る意なるは登に富の義あり、遠に竟の義有が故なり、續

後紀十五卷歌に、毛々知萬利止遠乃於支奈能と見ゆ、大地の出來る始より、國常立尊は、回らし凝らし給ひ、豐斟停野尊は動もし保たせ給へるが故に、公運私運の事定りて、天地の大體、此に至て成竟へたるが、數の終りと成りたるなり、天地の全く成竟へたるは、伊弉諾伊弉册二神の時なりと雖も、其は大地の上にて國土の成竟へたるにこそ有れ、今は全體の成定まり竟へたるを云なり、故日文の登を、鎮塊には多理と云て、數の終と爲るも、具足へる義にて、撓を登遠と云も、足竟なると同じ事なり、如此く一は數の始、十は數の終なる故、同じ十數なるも、倍加はれるは、數の外なる故に、二十三十など云には、十を會と云へり、其は十迄を内數として、員外の十を外數と云にて、會とは外の義なり、(通證に、十者、津尾也、起於一而備於十、以成始終、始端見也、終尾張也、尾與陽訓同、蓋終而復始、生々不息之義也と云て、次に易本命などを引て、理屈を合せたれども、無用の語なり、今海邊の者の東薪を運びて算ふるに、一より十に至れば、一和多理と高らかに云は、一足の義なる可し) 百は、十を十合せたる數名なれば、亦々の義なる可し、然るは十は數の終なるを、又十に伸ればなり、又諸と百と同じき事、上に一物の下に云るが如し、又同じ物の二つ有を兩手兩足如己男などいふ如く、十を再び積む事が名と成たるなり、又二百三百など常云ふを、千五百秋、千五百萬、八百萬などの時は、百を保と云事なり、此も十を會と云に同じく、百の數より餘の義にて、保は餘なり、(但し五百、八百には保と云て、二百、三百に保と云へる例は無き事なり、人に股と云も、果に桃と云も、物二つ合せたる名なるを思ふ可きなり) 千は、物を數ふるに、一都、二都と云ひ、十より以上は、二十知、三十知と、下に屬て、都とも知とも云ひ、其數を分るに、一都々二都々と云て、俗に宛字を用ひ、數を合する事を都豆牟と云な



どを合せ考ふるに、都は積なり、姓氏錄（河内國神別）に、積組造と有は、和名抄郷名に、大縣郡津積と云より出たる氏なるが、積を都と訓ませたるを、此に引て思ふに、一都は一積、二十知は二十積、一都々は、一積々、都豆牟は積々なり、十百を千と云も、亦百を十度積むを云て、同じ事なり、（十を合せて百と成すに、亦々と云へれば、此には積と言を換へたるなり、歌詞に、千々に物こそ悲しけれと云も、積り積りて物の悲しきなるを思ふ可し、文選に且千と有を、註に數多也と有り、通證に、凡數始於一、而億兆無極、但自一至十皆曰津、接續不絶之言云々と云るも、亦各相通ふ義なり）萬は、寄積なり、千の數の寄積たる名なり、與流を與呂と轉じて云ふ事にて、物に宜しと云も、其然る可き事の寄て具へる狀を云るなり、萬葉（一七丁）に、取與呂布と有も、具足を與呂比と云に同じく物の缺目無く有べき限を具へたるを云ひ、歡を、與呂許布と云も、物の足調へるが、心に満足ひたるを云なり、然れば、千を積て萬と云時は、天地の大數此に極まる故に、此より上は、八十萬、五百萬、八百萬、千萬、千五百萬など、萬を重ねて言盡されずと云事無し、此萬を以て計盡し難きに至りては、彼天照太神の勅言に有が如く、無窮と云より外無し、此を以て、萬は世に在と有ゆる數の寄積りて、悉に足具へる極なきを知べし、（西蕃にては、十萬を億と云ひ、十億を兆と云ひ、十兆を京と云ひ分けて、委しきに似たれども、億は十萬と云て濟む事なり、兆は百萬と云ひて足る事なり、京は千萬と云ひて宜しきを、名目の有が、却て煩はしきが上に、猶其にも大數小數の差有て、彌叢脛しく成て、同じ名目にて、其用二途に有る事なり、韻會に、十萬曰億、又秦時改制、始以萬々爲億など有て、畢竟は算家數術の者などの用より外は、世に益有る事更に無れば、我神代の數名計り、世に尊きは非ざりけり）如此く、

一より十に至る數名はしも、天御中至尊より、次々豐斟尊淳に至る迄の神威に合ひ、天地造化の旨に叶ひ、又天地の象形を備へて、悉く盡さずと云事なくして、一より伸びて十に之き、十に止りて一に復りて、過なく不及なく、妙に奇しく定給へる者なる事、上に云るが如し、若る故に、十より餘る數を云には、十一を十餘一とも、又省きて十麻理一とも呼ぶ如く、餘とも麻理とも從言ふ事にて、百千萬に至る迄、皆其定格なるは、一を數の始とし、十を數の終と爲る故なり、然れば百千萬に至て、右の十數の説と同しからざるは、十を重ね、百を重ね、千を重ねて數名と成れるが故に、天地の義は十數に盡せるが故なり、（御紀の訓には、阿麻理と多く見えたるを、記傳五に、餘と云べきを、阿を省て麻理と云は古言なり、例は續後紀十五に、尾張連濱主てふ、人百十三歳にて、毛々知萬利止遠乃於支奈と自ら歌へる、是にて百餘十之翁と云事なり）と見えたり）鎮魂祭に、一より十の數に至る迄を唱へて、御魂を鎮むる事は、天孫本紀（神武天皇元年條）に、凡厥鎮祭之日、猿女君等主其神樂、其言大謂一二三四五六七八九十一、而神樂歌舞と有て、高千穂宮の舊儀なる事、祝詞講義に註せる如くなるが、古史徵に、古語拾遺に、凡鎮魂之儀者、天鈿女命之遺跡と見えれば、天石窟の故事より起れる由に説かれたるは、尤に當れる説なるに就て、今思ふに、天鈿女命、宇氣を衝れし度毎に、天地造化の義を備へたる數名を、何となく唱へられたるが、其時の事實に遇中れりし故に、鎮魂歌と定りしが、益々に言靈の幸はひ眞幸く成れりしなり、（然るを、師説に、此時の事實を歌はれしを、數名に刻みて用させ給へる由に云はれし説共は、本末を失へる者なり、天地の初發の時よりして、物一有れば比登都と云ひ、二有れば布多都と云すしては、事の用は立べきに非れば、其説に於ては信じ難き心ちぞ爲る）今説を爲さば、其一二



三四は、人蓋見令なり、寶鏡開始章第三一書に、日神聞之曰、頃者人雖多請と有れば、人とは其場に集へる八百萬神なり、蓋とは、正書に以御手細開磐戸窺之と有る御戸を云り、見令は、眼を着て見られよと指揮するなり、五六七は德燃也なり、德は瑞珠盟約章に、功既至矣、德亦大矣と有る德と同じく、日神の六合に照臨させる御德なり、燃は四神出生章に、生日神、光華明彩照徹於六合之内と有る如く、大御身の大御光を申し、那々は數辭なり、上に見令と云へるに應へて燃也燃也と云義なり、八九十は彌心足彌にて其の第三一書に、天手力雄神、侍磐戸側則引開之者、日神之光滿於六合、故諸神大喜と有に當れり、(神名に、八意思兼神と申すも、彌意なる事、人の知れるが如し、足は満足にて、八百萬神の祈禱申されし所詮有を云なり、下の彌も亦數辭にて、上の燃也燃也と云し意を深く爲るなり) 然るを、古史成文に毛々知用呂都と云一句を被加て、微に、皇國の數名は、一二三四五六七八九十百千萬にて盡きたれば、此所の故事に合へり」と云れたれども、上の三句にて數名を盡し、又此の事實をも盡せれば、傍より八百萬神の奏し添へたるなめり、古事記に、天宇受賣命、爲三神懸而掛出胸乳、裳緒忍垂於蕃登也、爾高天原動而、八百萬神共咲也と有て、其神懸して有し程に、股も乳も胸も出で、顯はなりしを、自身は覺えざりしかども、傍より見取て歌へるが、百千萬の數名に合へりし者なり、然れば、天鈿女命の被唱しは、右の一二三四五六七八九十にて、百千萬は外より附けたる者故に、其遺跡と有る鎮魂祭には、其十數をのみ用ふる事なり、其は天孫本紀、及び令集解に、饒速日命自天降時、天神授瑞寶十種云々、合茲十寶、一二三四五六七八九十云而布瑠部と、有を以知べし、天地造化の言靈を備へたる數名の、此に至て日神を稱奉る語と成りて、又鎮魂詞とも成れる事、妙なりとも妙

なり、此は其章に就て云べき事なれども、餘りに奇異しく妙なる任に思はずも長き説には成れり、然れども、數名は右に云る如く少縁ならぬ物にて有れば、此に其説を盡さでは得有らぬ故なりし、(右の百千萬を股乳胸出と説きたるは、其一二三四五六七八九十の言を唱し間に、神明憑談し給ひければ、自を忘れて歌ひ舞ひ給へりしが、股乳胸の出るをも知せ給はざりしかば、傍より神等の其を見て、股乳胸出と云て、天鈿女命の歌に一句を添られたるが、又百千萬の數名に合へりしなり、胸は和名抄に與保呂、曲脚中也と有て、俗に比加々美と云物にて、膝の後の曲處を云る是なり、猶師説は、古史傳に在る由、微に記されたり、予亦祝詞講義に説きたり) ○狀如葦牙とは、上に合牙と有し物にて、清陽にして薄靡き合搏ぎて、天と爲れる精しく妙なる物を云なり、彼を牙と云ひ、此を葦牙と云るのみこそ有けれ、義に於て、少も異ならざる事、第二一書に出たる神名の傳に云が如く、牙は氣刺、又は氣立の意、葦牙は、體に取ては明清氣精の意、用を云ふ時は天重凝日の義なるなり、釋に、私記曰、葦牙、萌芽之義也と見ゆ、然るを、天地定りて後に成れる草に、其狀を模して生ひ立つ物有りし故に、其名を用ひて葦牙と云ひ、其萌芽には牙とは號られたるを、反しまに其を譬とはして、如葦牙とは傳られたる者なれば、此なる譬は後の事にて、神名は本なれば、其義を探索めてぞ説くべかりける、狀如葦牙とは、其形容の、寔に類たるが故なり、記傳三の此の解に、如とは、此は、其の形の葦牙に似たるなり、唯萌騰る狀の似たる耳には非ず、神の御名にしも負せ奉りしを以て、其甚能似たりけむ程を知べしと有るは、然る言なり、但し神の御名に負せ奉りしと云はれたるは違へり、實には、神の御名を假りて、其相類たる草名とは號けらる者なるをや、(通證に載せたる或説に未發之謂合牙、已發之謂葦牙と有は謂



れたり、其は牙と葦牙とは同物ながら、含めりし間と、已に清陽にして薄靡き出たるとの差有り。記傳三(二十三丁)に、葦は、和名抄に、蘆葦兼名苑云、葦一名葦、爾雅注云一名蘆、和名阿之と見ゆ、葦牙は、阿斯訶備と訓べし、葦の目々生初たるを云名なり、牙字は芽と通へり、和名抄に、玉篇云、蘆、葦也、葦蘆之初生也、和名阿之豆乃と有は、葦の初生るを、角其牟とも云故に、葦角とも云り、是葦牙なりと有が如く、葦牙は葦の角芽み生初るが如くして、棚曳き上れりし故に、其神の亦名角、凝魂命とも申す事、上に天先成の下に註せるが如し。(或説に、御紀の葦牙、古本には葦穂と有りしを、刀筆して葦禾と作れるを、萌芽の事と心得て、終に葦牙と作れるなりと云へる、此古本こそ然る古本作りの妄説と見えたれ、古事記は、御紀より以前の書なるに、如葦牙、因萌芽之物と有て、已に萌芽の意なる者をや、又或説に、「南都の古院に、御紀の殘缺紺紙金泥の古筆二葉あり、寧樂人の筆にして、其書甚高雅なり、幸に葦穂條なるを、皆葦禾に作りて、今本に如葦牙之抽出と見え、又如葦牙之初生漢中と有も、如葦禾亂上風中と作りりと云る、古筆又偽なり、文迄を改て其義を換へ、杜撰の説の方人と爲るは、何たる曲心ぞや、其上、穂を加比と云は清音、此の牙は訶備にて濁音なり、新千載集に、津守國冬、「清原や浪に漂よふ葦牙の、甲斐有る國と成れる畏しこさ」と、訶備を詮に取成して、清音に云るこそは非事なれ、其にても芽の事を云るにて、穎の謂には非るなり、又或説に訶備は微なり、微は水火の氣に蒸されて生る物なるが故に、苔の生るを苔の産すと云に同じなと云へるも、取に足ざる非説なり) 偕、此狀如葦牙と云へる一物は、何處より萌芽りけむと説はむに、古事記に、生女島、亦名謂天一根と有て、速吸名門に隣れる所なるに、其を女島と云へる比賣は、

女陰の名なる事、下に大戸之邊尊の傳に云へる如く、天一根と云へる此門より、如葦狀と云へる一物、萌芽れりしかば、天の成出し根と云義にて、伊伎島を天一柱と云て、海中に獨立る形容を云ふなどは、其義大に同じからざる者なりかし、猶傳に、豐國主尊の下にも、云むを引合せて見べし、(老子に、谷神不死、是謂玄牝之門、玄牝之門、是謂天地之根と有も、此を云へりと聞ゆ、列子天瑞篇に、此文を黄帝書曰とて引用ひたるを思ふに、老子の書は、黃帝の遺文なる可し、何れにしても、彼にも我が古説の傳はりたる者なり、赤縣太古傳に、谷は無底の谷にて、速吸名門是なり、其は江海の輻湊る所、百谷の歸する所なる故に、列子には勃海之東有大壑焉、實惟無底之谷、其下無底、名曰歸墟、八紘九野之水、天漢之流、莫不注之、而無增無減焉と云り、又此を玄牝と云へるは、地字は谷神の其女陰の狀なるに起れる稱にて、説文に、地元氣初分、輕清陽爲天、重濁陰爲地、萬物所陳列也、从土女聲と云ひ、也字を、せ女陰也、象形と有る段註に、坤道爲女、玄牝之門、爲天地之根、故其字从也、土生れ物、故从土と有をも思ひ合す可し) 若て、其葦牙を葦角とも云て、是は男根の狀なりしと知らる、萬葉十六(十六丁)に、角乃布久禮と云は、男根を云ひ、神名の彦は、又男根の名なる事、第二書其神の傳に就て説くが如し、女島の天一根なる所より出たりし物に、神隨にして男根の象を具へて、薄靡き上れりし事、靈しとも奇しとも、言も不得號けも不知、妙なりとも妙なる事にて、皆造化三神の産靈の神威に頼れる事申すも更なり、(猶上に、天先成の傳に云る趣をも、合せ考ふ可き事なり、此を以思ふに、右の老子に謂ゆる天地之根は、天根地根と云事にて、此地根より、天根も成出たりし由の古傳なる可し、偕、于時天地之中、主一物、狀如葦牙は、此限の文にて、下へ續く所には非ざる



事、已に猶<sub>レ</sub>游魚之浮<sub>レ</sub>水上<sub>二</sub>也の傳に、委しく辨たるが如し。○便化爲神は、狀如<sub>レ</sub>葦牙<sub>一</sub>より受て、便<sub>ス</sub>と云ふには非ず、上の猶<sub>レ</sub>游魚之浮<sub>レ</sub>水上<sub>二</sub>也より、文を隔て、續く事、事實を合せて辨ふ可し、便<sub>ハ</sub>、其<sub>レ</sub>竟<sub>ニ</sub>て、物の畢竟<sub>ヲ</sub>を云なり、物に其因る所有て、其事を遂るを、果然<sub>ト</sub>と云も、此に同じ、(字は、乃とも即とも則とも種々書けども、其言の意は皆同じ、應神天皇三十一年御紀に、之<sub>レ</sub>餓阿摩羅<sub>ト</sub>有は、其<sub>レ</sub>之餘<sub>ヲ</sub>なるを、其<sub>レ</sub>之<sub>ヲ</sub>を須<sub>ニ</sub>に移して語を成せり)便<sub>ニ</sub>化爲神<sub>一</sub>の神を、第五<sub>一</sub>書には、便化<sub>ニ</sub>爲人<sub>一</sub>と、人に作れども、訓は迦微と有り、但し此にては、其游魚の如くなりし物の、皆から變りて神の化爲りし意にて、山蔭に辨へられたる如く、漢風を文るとて誤れりし者なり、此は此物の變りて、彼物に化れるならず、上に神聖在<sub>ニ</sub>其中<sub>一</sub>と有る如く、其物に因て、神聖其中に成座坐る事なれば、此は文章の誤なれば、字は字にして、姑<sub>シテ</sub>置きて、古意を立て、便<sub>ニ</sub>成坐<sub>ニ</sub>流神者<sub>一</sub>と訓むべきなり、(然らざれば、變化に成るなり、素間陰陽應象大論に、陰陽者變化之父母と有る注に、異類之用也、然鷹化爲<sub>レ</sub>鳩、田鼠化爲<sub>レ</sub>鴛、腐草化爲<sub>レ</sub>螢、雀入<sub>ニ</sub>大水<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>蛤、雉入<sub>ニ</sub>大水<sub>一</sub>爲<sub>レ</sub>蟹、如此<sub>レ</sub>皆異類因<sub>ニ</sub>變化<sub>一</sub>成者也、などの變化と、此とは大に同じからざる事、已に先師等の明辨有るが如し)第一<sub>一</sub>書に、天地初判、一物在<sub>ニ</sub>於虛中<sub>一</sub>、狀貌難言、其中自有<sub>ニ</sub>化生之神<sub>一</sub>と有は、一物の中に、自ら化生る神有る由にて、此も右の如くならでは道理に協はず、第二<sub>一</sub>書には、古國稚稚之時、因<sub>レ</sub>此有<sub>ニ</sub>化生之神<sub>一</sub>と有も、其物より神の化生る義なるが故に、因<sub>レ</sub>此と記されたり、第六<sub>一</sub>書に有<sub>レ</sub>物若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>此化神、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>と見えたる、如此<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>べき文なるを、正書と第五<sub>一</sub>書との二は、事實に合はざれば、此三の證を得て其意を含めて讀むべき所なりかし、(又第三<sub>一</sub>書に、天地混成之時、始有<sub>ニ</sub>神人<sub>一</sub>焉とは、右に引ける第一<sub>一</sub>書に、自有<sub>ニ</sub>化生之神<sub>一</sub>と有るに等しく、第四<sub>一</sub>書に、天地初判、始有<sub>ニ</sub>俱生之神<sub>一</sub>、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>、次國狹槌尊と有るは、次に引ける第二<sub>一</sub>第六<sub>一</sub>の書に、因<sub>レ</sub>此と有ると別なるが如くなれども、因<sub>レ</sub>此と云は、直に其物と俱に生れるなれば、其義同じ)楮、此は上なる猶<sub>レ</sub>游魚之浮<sub>レ</sub>水上<sub>二</sub>也より續きたる文と見えたるは、其所にも辨へたる如く、游魚は浮膏、浮雲など、同じ物にて、即如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>と云る一物の、立ち昇り去りし根なり、其如<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>と云物に成坐る神は別<sub>ニ</sub>在<sub>ニ</sub>て、其は天神なり、第二<sub>一</sub>書には、浮膏と葦牙と、其成れりし條理を別て記されながら、神名の所に隔を置ずして錯綜へられたる故に、誰しも葦牙より國常立尊は成坐せりと見て、此文を誤と思ふ事なれども、其文格を知らざるなり、又此傳と第五<sub>一</sub>書とに、葦牙の事を云ながら、其神名を省きて國常立尊を載られたるは、本より其を立たる傳なるが、游魚、又浮膏の成行きを事の序に云へるにこそ有けれ、葦牙より國常立尊の化生し意を以て記せる文ならざる事、已に游魚の傳に註せるを見て知るべし、記傳三(二十五丁)に、此の第六<sub>一</sub>書に、天地初判、有<sub>レ</sub>物若<sub>ニ</sub>葦牙<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>於空中<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>此化神、號<sub>ニ</sub>天常立尊<sub>一</sub>、次可美葦牙彦舅尊、又有<sub>レ</sub>物、若<sub>ニ</sub>浮膏<sub>一</sub>、生<sub>ニ</sub>於空中<sub>一</sub>、因<sub>レ</sub>此化神、號<sub>ニ</sub>國常立尊<sub>一</sub>と有を引て、其説に、此に葦牙の如くなる物に因て成坐る神は天常立尊、浮膏の如くなる物に因て成坐る神は國常立尊と申すを以て、天地と分れたる事を知べし」と云はれたるは、實に動くまじき説にて、右に引ける御紀の文を總括<sub>ス</sub>て讀解<sub>ス</sub>に大に力とも成れる名説なりかし、此を以て便化<sub>ニ</sub>爲神<sub>一</sub>は、上の游魚より受けたる文の續きとは云なり、(又其細注に、但し此には、浮膏の如くなる物と、葦牙の如くなる物と、本より別に生れる狀に云るは、少異なる傳なり、然れど、天と地との分れたる事は此傳にて殊に著明く聞えたり」と云はれたり、實に、右の二物を、別々に空中に成れる狀に傳たるは、異なるが如く



には有れども然らず、浮膏より根ざして、葦牙は成れりと雖も、先に云ふ浮膏に、神名を擧ては、天神は其後に成坐る事に成て、天先成而地後定の義に背く故に、別々に分られたるにこそ有けれ、其實は、神の因て成坐る出自を明らかに傳ふる爲に、右等の事は、上なる一書に委ねて、其結びがてら、此傳を其終には載せられたるに心を可着なり。○號三國常立尊と有る、國は、此大地なる事、上に洲壤浮漂云々より續きたる文脈を以て知べし、常にも國土と云事なるが、土とは其地盤を以て云ひ、國とは其居住に就て云事なり、又此を大きくは、此大地の全を國とも地とも云ひ、二合して國土とも云ふ事常なり、(委しくは、上の爲地、又地後定の傳、又洲壤の下に云ふを、見合せて曉る可し、古言の格、地とは多く體に云ひ、國とは皆用に云り、然れば、在と有ゆる神名などにも、天某國某と云ひて、天某に對へて地某とは云ざるに同じく、天地とは云へども、天に對へて、天國と云はざる事にて有が如し、但し天國と云語の無しには非ず、其は別に謂有りて云事上に爲る天の傳に辨へたるが如し、海宮遊行章第二一書に從て天降者、當有る天垢、從地來者、當有る地垢と云へるなどは、都知と訓て、久爾には非ず)國は、旋土、又括土の義なるが、日天を旋々と回り往て、一歳を爲し、春夏秋冬の節を成す故に、終に言と成りて、回の義なり、久彌とは、物の眞直ならで打曲る事に云ふ古語なり、道饗祭詞に、大八衢爾、湯津磐村之如久、寒坐皇神等之前爾申久、八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名香申天と有は、道路の俣なる所は、曲り回りに行撓む處を守坐す神名にて、久那斗は回處なる事、講義に云へるが如し、北陸に右の折撓る所を行事を、久彌流と云ひ、東語に、垣を久彌と云も、宅構の外に繞らす物なればなり、續紀詔に、久那多夫禮と云へるも、直ならぬ人を回撓と云にて、狂を多夫禮と云も、共に撓み回る事なり、頑字などを加

多久那と訓せたるも、片回にて、右と同じ、古今集序に、「女郎花の一時を久彌流にも」と有るは、其盛の一時にして、回り老い衰ふる事に云へり、此等を合せて、國は久彌にて、謂ゆる公運なる山の稱なる事を曉る可し、(源氏の紅葉賀卷に、先久彌々々しう恨むる人の心や云々、東屋卷に、是を思ひ分けたる事と久彌利云ふ事侍りて云々、實ならぬ事をも久彌利云ひ云々、紅梅卷に、生久彌々々しき事も出来る云々、竹川卷に、久彌々々しき事出来などして云々など有も、皆事を曲て成す事に云へるなり、又、蜻蛉日記に、少しは久彌利て書つ云々、落窪物語に、文を見給ひて、甚じう久彌利たぬめるは云々、源平盛衰記廿二にも、久彌利申す」と有り、俗にも、曲て言語を基彌々々云ふと云ひ、又轉りて基氏々々と云り、又漢字を許彌流と訓めるを、字彙に、水調粉麵也と有り、運歩集に、和合を許彌阿波須と有は漢字の義にて、久彌より轉れるなり)又國に旋土の義をも兼たりとは、日天にて、地を乗ずる氣脈に乗りて、撓挑と回り周るが故なり、此旋轉止まざるに頼りて、大地は能く圓在て常方に立てり、此を以て括土の義有り、大地は土を括めて圓在たる全體を成し、又大地を區分て千萬國に分てるも、各一括と成すを以て、其大名を及ぼして、皇國、蕃國などの如き、一部なるをも、山城、大和と一域なるをも、御心廣田國、御心長田國と一區なるをも、皆國と云は、其處限に土地を括めたる由なり、孝元天皇の大御名を、古事記に、大倭根子日子國玖琉命と有を、御紀に國率と作れたるは、已く其義明らかならざりし故に、括字を當てらる可きが、率には成れども、其義に於ては同じきなり、(字彙に、□古文國字と有を、説文に、□回也、从回市之形と有て、□は大地の象形なれば、篆には○字なるを、楷に□に作れるなり、予が久彌と云ひ、旋土と説き、括土と云る義に叶へり、括は玖琉牟、又玖々琉なども云



て、今も物を一つに統ぶる事に云り、楮、又名抄蠶絲具に、反轉、久流閉積、又繆車、繆久流、絡絲取也、漢語抄云、繆車於保加と見えたり、絲を纏ると云も、又括む由なるを思ふ可し、大平記大全に、桃井直常が初めて用ひたる陣法に、轉引と云事の有を、一名を回引と云るも、又此の傍證には成べき者なり、常立は、處立にて、上に、重濁者凝場、難と有りし物の、凝場り成れる由にて、其重濁者と云へる濁を土凝と云が、實に凝りて、國と成れる意の御名なり、楮、常は所凝にて、所は土なり、古より以來、土を字音なる如く、我も思ふ事には有れども、熟思ふに、下に壘土、此云于毘尼、沙土、此云須毘尼と、初土管土なる事、其傳に委しく註せる如くなれば地字音に同じきは、此と彼と言語の同じきなり、然れば、所又處を登とも登許とも云は、土の凝て國と成れるより云ひ出でたる語なり、楮、此國土は、人類萬物の止住む所なるを取て、地を登許呂と云ひ、床をも登許と云事なり、(和名抄車具類に、轉、車下索也、和名度古之波利と有るは、床を縛る由なる名なり、人の居るにも寝るにも、其落着く所を床と云へる、皆同じ事なり)楮、大地は土の凝固れる物なるが、旋々と固るに依て彌々堅固しく、常に變らざるなり、是を以て、物の譬に常石堅石、又は磐床なども云ひ、長く久しく動く世無き事には常宮常都御門、或は常世常夜常闇、又は常處女など古言に多く、又常なる事に常在など云るは、皆此國土の易らぬ事を用ひたる者なり、猶上に爲天の傳に、天常立尊の御事を云へるに見合せて曉る可きなり、(記傳三に、登許と曾許と同じ義に説かれたるは然る事ながら、常は常、底は底にて、各別なる事、第一一書に云べし、師の、此を黃泉神なりと云れたるなどは、殊に忌はしき事なり、黃泉神の事は、四神出生章に云ふべく、又道饗祭祝詞講義に云れば、今辨ふる限に非るなり)立は、如葦牙物、萌立

騰りて天と成り、如浮膏物は日縦に立寄り旋りて地と成れるが、自ら然るには非ず、其物に託て各々成坐る神御在して、其處を建て定め給へる由なり、上にも云へる如く、大地の公運は、天日の周圍は大地を貫串て、此を輿る氣脈有り、大地此に乗て、日縦を東に向て旋りと回市り止ざる事、少しも舒速有る事無く、凡三百六十日餘にて、復本處に歸る、此我一年にて、西蕃に四游昇降と云へる是なり、如此くして歲往反り、反りては又回市りして、實に天壤と窮り無きは、國の常しへに立てる所由にして、此神、即ち其神なるなり、(通證に、常與時訓通、歲月相移而古今不變、所謂與天壤無窮者、亦在茲と云へるは、別なる事に云へるなれども、少か此に叶へる者なり、俗にも、日の立つ月の立つ時の立つ年の立つと云るは、其旋轉る事の日縦に向ふを以て云なり)楮、御紀は申すも更なり、凡て古事に見え給へる神々の御名はしも、其成り出で坐し始より、誰が號け稱奉るとは無く、神隨にして負坐る者にして、更に後より儲たる者には非ざるなり、高橋氏文に所見たる景行天皇の大御勅に、磐鹿六獨命の行事を擧て、斯天坐神乃行賜倍留物也、大倭國者以三行事、負名國奈利、磐鹿六獨命云々、仕奉止負賜天云々、如是依賜事、朕我獨心耳非矣、是天坐神乃命與と見えたる如く、神も人も行事の有る、其は天坐神の預て共に行給へるなるが、其行事に依て名に負ふ事にて、何方より見ても、工匠は工匠、商人は商人なる故に、定りたる名と成るを以て、人よりも工匠の職に用ひ、商人の業に任する、是天坐神の命ぞと詔へる意なる事、次に尊字の傳に云ふを見て曉る可し、(猶寶劍出現章に、幸魂、奇魂の事を云ひ、顯宗天皇紀傳に、預鋒造天地の由を、委しく云を見べきなり、又此の第四一書に神名と有る傳に云る如く、名は成と云事にて、人の營爲を産業など云に同じく、皆行事を以て、名に負ふ由なり)如是く成坐



せる始より、何れの神と雖も、其行事を以て神隨に負坐る御名なれば、神代の古傳を明らめ、天地の古説を苟しくも知むとならば、必先神名を本とし、次には事實の古語に合せ徴して、説明め奉る可し、然るは、事實の古説は、其傳坐す神々の心々に依て、其同じ物にも、浮雲、浮膏、游魚など、傳分けられたりければ、其極意は同意なるも、其説に異義を生し易く、且神代の古傳にも、西蕃の古説などに少も相類たる事し有れば、其文を引附けて被記たるも少からねば、其説を成すに、不知々々も漢意に説曲ぐる事も有を、神名に於ては、元より天地を造化し給ひし皇神等の、御身自ら其行事に依りて負坐し、又佗神よりも其行事を以て負奉り給へる者なれば、其を説明らめ奉れば、其神等の行事を、今現に正しく仰ぎ見奉る思を成す事なる故に、予は神名を明らむるは先なり、事實を説くは後なりと、常云ふ言なり、(然るを、釋に或書問、國常立尊御名、誰人始稱、又若有所據爲號哉と有る問は、如何なりし人の疑なりけむ、事にこそ依れ、天地の最初に成坐せりし神名を、誰人始稱などとは、何たる狡意ぞや、もし右の如くならむには、天地の出來始り成立てるを、神と號けたるになるなれば、神は名有て其實無き物と成るをや、其答に、師説、假名日本紀、上宮記并諸古書、有此號、但始稱之人無所見、上古之間無由據勘と云へるも、弱き答なり、假名本及上宮記など、佗の古書に在りて、其撰者の作爲れる御名ならむやは、又始稱之人の有無を云べきならぬを、此答も未しき人の説なり、其次に、今案、常立之義者、天下始祖、將傳子孫萬代無窮歟と云へるも、唯空理を差て神と號けたる下心見えて、甚々忌はしき説なれば欺かる、事勿れ、皆儒見にて、彼鬼神者、造化之迹也と云へるに相儻せる如き物なり、記傳三に、豐雲野神より訶志古泥神まで九柱の御名は、國土の初と神の始との形狀を、次第に配當て

負せ奉りしなり」と有るは、右の空理を神と云には非ず、實物の神の御名の飽まで心得られたる大人なれども、此は説き誤られたり、其は其説の如く配當て負せ奉れるは、何れの神ぞ、何れの人ぞ、甚々信ひ難き説なれば、此は用ひ難し、必ず予が云ふ如く、誰が號け稱奉るとは無く、其成始より定れる御名と心得むには、然る疑は非じ) ○尊字の下に、至貴曰尊、自餘曰命、竝訓登舉登と、同じ言を、尊とも命とも書別けられたるは、尊きと卑しきを、分たむ爲に物爲られたる物から、其義二つ有が故なり、其一是、尊は御事なり、其行事に依て、其神と坐す由なり、一は御言にて、皇祖天神の命を蒙り持たせる義なり、(但し此差別は、神世五御代、七御代に依て立てたる事、左に命の下に云が如きが、今は姑く尊字と命字とに預けて説くべし、爾らざれば、古事記と合はざればなり) 至貴曰尊は、天御中至尊より、次々遠皇祖神等には、皆尊字を書かれ、又御世々々の天皇、及び皇后皇太子に限れる事なり、偕國常立尊など、尊字を从て稱奉れる意は、國を常しへに立て給ふに依りて、國常立と申すは、其行事を申しての御名なり、尊は其行事を指して御事と云崇奉れるにて、中昔に其對へる人の名を呼ばざるには、御事と云へる是なり、(釋に公望私記を引けるに、凡神人相共、受上天之御事而奉行之、次神者受貴神之御事而奉行之、故尊與命同號美許止、猶如言御事也と有る、御事の説は宜し、然れども受上天之御事とは彼別天神などを云か、然れば、其始祖と坐す天御中至尊などには申されぬ稱なり、如何にとなれば、此神より以降、次々に神成坐て、上天を造らせ給へればなり、又、西蕃に、天道天命など、云ふ空理の天と見たらむには、彌々違へる事遠き者なり、尊字、説文に高稱也と見え、廣韻に、重也貴也、君父之稱也とも有る字義を取て、用ひられたるなり) 自餘曰命と有は、上に云へる



如く、君上なるには尊字を用ひられ、其餘は、必ず臣下ならぬも、庶流の方には、何れも命字を用ひらるゝ事なれども、其は此御紀に始りたる事にて、古くは命字を耳書たるなり、而して、意は命令の由と聞ゆ、古事記に、天之御中主神より始て、伊邪那岐神伊邪那美神まで、其成坐る所には神と云ひて、次には、於是天神諸命以、詔伊邪那岐命伊邪那美命二柱神、修理固成是多陀用幣流之國、賜天沼矛而言依賜也と有て、初て天神諸の命を蒙坐る所には、如此く命と申して、神とは無きは、全く命令の故なり、祝詞に、皇親神漏岐漏美乃命以云々、又是以天津神能御言以云々など有る是なり、(釋に次神者、又受貴神之御事、而奉行之と有るは、貴神の御命を奉りて、物に行ふとの義にて、此は當れり、命字を、説文に使也と見え、玉篇に教令と有り) 然れば神等に某命と申すは、上(國常立尊條)に引ける高橋氏文の古説の、其の各も各も随分(オナオラナ ナスツマ)に行事有るは、皆皇祖天神の天上より命依し給ひて、令成給へる者なりければ、此神は彼、其神は此と、各々其命を持ち給ふ故に、譬へば、天下の物を知り行ひ成せば、其行事に依りて、大物代主命と申し、又其に對ひて、天下の事を知り行ひ成せば、其行事に依て事代主命など、多く某命と申すは、此意なり、但し此神等の、天神より然る詔勅を奉給へりし由は、物には見えねど、彼大己貴神の平國の時に、幸魂奇魂の出來給ひて、其傲りを押へ給るを見る可し、然るは、我も人も得ざる事には有れども、各々其行事に得たる所有るは、其行事即ち皇祖天神の命なるなり、其幸魂奇魂は、彼顯宗天皇御紀なる、日神月神の御命に、我祖高皇產靈尊、有預鑿造天地之功と有る預は、其行事有る神を立て、其上より相預て、其を令成給ふ事にて、幸魂奇魂と同じ義なる事、已に祝詞講義(生島神詞、及神賀詞條)に註せるが如し、孝徳天皇御紀に、預字を改波禮理と訓

めるは所加之意なるを以て、其事を主と成す神の上に、副加はれる神有る事を明らむ可し、此は其御命を令持て、其令持る天神より、又預て其御命持つ方を守らせ給へるなり、(和名抄に、太宰府於保美古止毛知乃司と見え、續紀の宣命に、國司の事を國々乃宰と有るも、御命を持つ由なり) 然れば、御紀の上に於て云むには、尊を御事にして、直ちに其神を指す詞なり、命は御命にして御命持せる神を申せば、其神の上に神有るが故に、尊に別ちて、自餘曰命とは書かれたる者なり、其より轉して崇辭として、記傳四に、「天皇命、神命、御祖命、皇子命、父命、母命、那勢命、那邇妹命、妻命、妹命、汝命なども云へる、記中、又萬葉などにも多かり」と云はれたる如く、崇辭と成す意も、共に右の二義に依れる者なり、(但し御事と云へばこそ崇辭とも成るなめ、御命と云はむは、申しむるが如くなれども然らず、御命を持たせるが、俗に云はば、官職を帶ぶる人の如し、官職有りとして、其を申しむべからざるを以て、御命持せるが尊きを知べし、譬へば、天皇命と申すは、天皇と云命を天神より奉り給ひて負持坐す義、御祖命と申せば、其御祖となる可き命を、天神より蒙り坐て負持給ふ意なるが如し) ○次國狹槌尊、釋に引ける私記に、或書作國狹土と云り、次は、其國常立尊と同じ物に因て成坐る神なるが故に次とは云り、下皆然り、記傳三(三十三丁)に、國之常立神より以下の神等は、彼如浮脂物の中の天と成べき物は、既に萌騰り去りて、迹に残り止まりて地と成べき物に因て成坐るなり云々、上に如浮脂而多陀用幣疏之時と有は、廣く伊邪那美神の成坐る迄に係たる語なれば、國之常立神より次々、皆此物に因て成坐る事、自然聞えたり、然らば、如浮脂而云々と云事をば、國之常立神の所に云べきを、上に云るは如何と云ふに、彼如葦牙なる物も、此物の中より分れて萌騰りつれば、此物



を先云ずは有べからず」と云れたるは、然る事にて、此紀の趣も然り、(其は、此に天地開闢之初、洲壤浮漂、譬猶<sub>三</sub>游魚之浮<sub>二</sub>水上<sub>一</sub>也は、記の如<sub>三</sub>浮脂<sub>二</sub>而、久羅下那洲多陀用幣流之時と有に當り、次に、于<sub>レ</sub>時天地之中、生<sub>二</sub>一物<sub>一</sub>、狀如<sub>三</sub>葦牙<sub>二</sub>は、記に如<sub>三</sub>葦牙<sub>二</sub>因萌騰之物<sub>一</sub>に當れる事、上に云如くなればなり、若<sub>ク</sub>國常立尊は成坐る、其物に因て、同じく其次に成坐りとなり) 狭は借字にして、避なる事、地後定の下に且<sub>カ</sub>云るが如し、又狭に避の義有が、其任にして曾利に通ひて、國底立尊の底と相近きは、元一神なるが故なり、國土の初め重濁れりし物の、凝場<sub>コリカタ</sub>り難きが、混沌<sub>カ</sub>て一には集り成らざりし間に、數箇に別れ避て、國の退立<sub>ソクダツ</sub>限り迄、大小<sub>二</sub>小<sub>一</sub>國々は出來れりし也、偕<sub>ト</sub>其國と云は、土木火金水の五星は更なり、大地に近きは月輪など、凡て大地と同じく、天日の光を受けて晝夜と成しつゝも、日天を周<sub>レ</sub>り圍む星は、皆我大地より別れ避れる者なり、古來の識者、彼如<sub>三</sub>浮膏<sub>二</sub>物より、如<sub>三</sub>葦牙<sub>二</sub>物の萌騰れりしは、天日と成れる其後に、其如<sub>三</sub>浮膏<sub>二</sub>物の國土と成れる其耳を知りて、天地の説を盡したりと思ふは、如何なる事にや、予は心行<sub>オボユ</sub>す所思<sub>オボユ</sub>るなり、其は地より清上りて成れる天日を君主として、其旋動に従ひて、土星以下の星の大地と同じ狀に、其周りを圍み旋轉<sub>クワツツル</sub>は、何の由何の縁に依て然るや然らざるや、古書に其傳なければとて、今現に天日に従ふ由來を明らむ可きを、然る意有る人の、世には聞え來ぬこそ氣疎<sub>ケツク</sub>かりけれ、若本より有りと爲は、何に依て、後に出來れる天日には従ふらむ、後より成れりと爲ば、天よりや別る、地よりや裂<sub>ツク</sub>たる、亦其義を探索<sub>サクソク</sub>めて、知べき限りは知り明らむ可きを、甚々怪しき事なりけり、(予は此を見出で、已に天地未剖の下に云へる故に、此言は立つるなり、五星の地なる事、譬へば、天とは天日をも云ひ、又天日と恒星とをも合せて、天とは云へるが如し、但し今予が五星を云

は、俗神道者流の國常立尊以下の神々を、木火土金水の五行に配當たるとは異なり、然る妄説などと同じ思を成す事勿<sub>レ</sub>れ) 槌<sub>ツチ</sub>は借字にして地なり、私記に、或書作<sub>三</sub>國狹土<sub>二</sub>と有を以て知べし、土と云意は、地より別れ避て、又土塊と成り、其本同じ圓<sub>マダヒ</sub>在たりし時の氣に牽<sub>ヒ</sub>れて、各、五星共に、天日の周圍を回<sub>レ</sub>り傳ふ事、又此大地の狀なるが如し、又月も此大地より別れたりと雖も、此は復<sub>ハルカ</sub>に後に成れりし物と見ゆ、其は二柱神の國生坐る頃ほひは、天日の光を久しく受る隨に、潮水と成れりしかば、其頃などや別れたりけむ、殊に地に親しきは更にも云ず、潮の月に應じて盈<sub>サシヒキ</sub>虚<sub>ヒキ</sub>するなど、同氣同質の相應するなればなり、然れども、其分判<sub>ワカ</sub>たりしは國生の以前にて必ず有べきなり、(然れども月讀尊の成り坐さざりし間に、月は在るべくも非ずと思ふ人も有りなむか、其は惑の甚しきなり、天日の既に在りて後に、日神は其を所知<sub>シ</sub>看<sub>ミ</sub>すに非ずや、又平田翁の、月豫<sub>ツク</sub>美國と云て、地下に在る黃泉國<sub>ヨミクニ</sub>とを混<sub>マ</sub>つに爲<sub>レ</sub>られたるは誤なり、月讀尊と申すも、月夜とは其國の名にて、見<sub>ミ</sub>は、所知<sub>シ</sub>看<sub>ミ</sub>す義にて、大日<sub>オホヒルノ</sub>尊と申すも、大日は天日の名にて、靈<sub>ミコト</sub>は所知<sub>シ</sub>看<sub>ミ</sub>す義なるに同じ、然れば、單語には、日と云ひ、月と云ひ、重語には大日と云ひ、月夜と云ひて、共に對へる名にて、其地を稱<sub>ナ</sub>ふなり、又其靈<sub>ミコト</sub>と見とは、其地を所知<sub>シ</sub>看<sub>ミ</sub>すと云義にて、其神の行事を申す事と心得べし) ○次豐斟<sub>トヨクサ</sub>淳<sub>ス</sub>尊は、豐は動<sub>トヨク</sub>なり、斟<sub>サカ</sub>は雲なり、第一<sub>トヨク</sub>書に、亦曰<sub>トヨク</sub>豐組野尊<sub>トヨク</sub>と見え、古事記には豐雲野神と申せる是なり、偕<sub>ト</sub>豐は動<sub>トヨク</sub>の義にて、地動の事に因れる言なり、然れば、言義は處倚<sub>トヨク</sub>なる可し、例は、古事記に、須佐之男命參<sub>ミ</sub>上天<sub>二</sub>時、山河悉<sub>トヨク</sub>動、國土皆震<sub>トヨク</sub>と有るを、御紀<sub>ミコト</sub>に扇<sub>トヨク</sub>天<sub>トヨク</sub>扇<sub>トヨク</sub>國<sub>トヨク</sub>、上<sub>トヨク</sub>詣<sub>ミ</sub>於天<sub>二</sub>と有りて、纂<sub>ミ</sub>疏<sub>ス</sub>に、扇<sub>トヨク</sub>動也と註<sub>シ</sub>させ給へるが如し、又古事記石屋段に、天<sub>トヨク</sub>受<sub>レ</sub>賣<sub>レ</sub>命、於<sub>三</sub>天之石屋戶<sub>二</sub>、伏<sub>レ</sub>汗氣<sub>二</sub>而、踏<sub>レ</sub>登<sub>レ</sub>杼<sub>レ</sub>呂許志、爲<sub>三</sub>神懸<sub>二</sub>而云々と有て、次に爾高天原動



而、八百萬神共咲と有て、登杼呂許志に對へて、動と云ひ、又八千矛神の御歌に、岐藝斯波登與牟など多く見えたり、祝詞に、朝日能豐逆登と云ふも、朝日の動み榮えて昇るが如く見ゆるに依て云なり、此にて動は豐なる事を明らむ可く、萬葉七(十八丁)に、大海之水底豐三と、動字に通はし用ひたるをも、思合すべし。(又古事記に、其天沼翠拂樹而地動鳴と有るも、樹に拂たる故に、動み動むに依りて鳴しを以て、動鳴とは云へるなり、萬葉十五に、伊波婆之流多伎毛登杼呂爾鳴蟬之など見え、又崇神天皇十年御紀に、騷動を登與久と訓て有る、皆同じ條理の語共なるなり)所以に、第一一書には、豐國主尊と申す御名を最初に擧られたるは、主たる御名なればなる可し、偕豐國は動國にて、謂ゆる地動の事にて、私運の名なり、私運とは、國常立尊の神威に依りて、一歳の公運に准ひて、自轉して一晝夜を成しつゝも、凡三百六十動みして、一歳をなす事を云ふなり、此動みに資て、晝夜と行交りて、地上に萬物生々て蕃息る事にて、世中に此に勝れる寛大なる事無く、又、此に超えたる善事は非ざるが故に、物を美稱ふるに、豐某と云へる是なり、桂譽重が、常陸風土記に鹿島神宮の事を、天則號曰香島之宮、地則名豐香島之宮と有るを以地に豐と云ふが美稱なるを思ふ可しと云へるを以て知べし、委しくは、祝詞講義豐受宮條、又御門祭豐磐陽命條に云が如し、偕、地動の事は、荒西夷人の始て考へ出でたる説の如く、誰も思ふ事なれ共、此第一一書に見えたる、亦名の傳を讀まば、著明かりなむ、上なる爲地、又地後定より下、次々傳に云へるをも思ひ合す可し、西蕃の古説は、上に引ける或書に、天左旋、地右動と見え、春秋元命苞に、陰、右動終而入靈門、地所以右轉者、迎天佐其道と見えて、古き事なるを、既く其傳は亡びつと見えて、明の游子六が、天經或問に、黃石齋老師云、地動而天靜也、地轉而天運也、如

舟行而岸移、非岸移也、實舟行也、余曾質之曰、若地轉而、天若運、日月之行、則不偏南北矣、五星之度、則無遲速矣、地無震搖矣、節無寒暑矣、然天乃輕清故轉速、地乃重濁故靜定、然舟行數百里、人亦寢食不安、地周九萬里、而人能安其寢食耶、必以天動旋于外、地靜互於中乃釋也、師首肯之など云へる、幼稚けなる愚論あり、漸く今の清代に及て、始て西洋人より傳へて、地動の事を知る由なり、印度にも地動の説なりしを、既く佛祖が爲に亡びたり、其は、立世阿毘曇論に、地動品と云有て、有諸外道、作如是説、是大世界恒去不息、是言應答、此事不然、若實爾者、如人擲前、物應落後、又諸外道、作如是説、是大世界恒墜向下、是言應答、此事不然、若實爾者、如向上擲、應不至地、又諸外道、作如是説、日月星辰恒住不移、大地自轉、疑是天廻、是言應答、此事不然、若如是者、射不至棚、又諸外道、作如是説、大地恒浮、隨風來去、是言應答、此事不然、若實爾者、地恒併動、若不爾者、地作何相、地住不息と有り、此外道と云るは、佛道に對へて、其外なる説を左道として、卑しめ云ふこそ有けれ、佛も如此く拙き者ならむには、實に凡夫にも劣れる者なりけり、此地動の事、長阿含經にも同じく見えたり、斟は雲にて、祈年月次等祭詞に、青雲能靄極、白雲能墜居向伏限と有る、青雲にて、謂ゆる空氣なり、偕、雲は氣聚にて、霧と云ひ、霞と云物と同物なるが、其遠近高低に依て、唯其稱呼の別なる耳なり、四神出生章第六一書に、伊非諾尊曰、我所生之國、唯有朝霧而薰滿之哉、乃吹撥之氣化爲神云々と有る、此に依て、俗に芬圍と名を改て、師の薰圍と字けられたる者、即ち此青雲なり、偕此薰圍は、大地を包み圍む物にして、其厚さ地平より上四十五度に及ぶと云へり、是即ち大地の動みて晝夜を成す内に、天日の光輝を受けたる其温なる氣、



大地の全體に融通りて其氣の又地外へ薰滿る物にて、水と火の相混和たる質なり、(偕又、右の白雲は同じ物ながら、一時、河海山澤の氣にて、此薰園とは別なり、薰園は、濛氣とも濛環とも云て、大地に在ゆる諸般の氣相聚がりて、常に地外を包み圍む物なるを、白雲は其薰園の中にて、謂ゆる冷際と云に至りて止まる物にて、一種別物たり、假令は、白雲は口中より態と吐く呵氣にて、其出る所は厚く濃くこそ有けれ、其は限の有を、青雲は常に覺えずして、不知々々呼吸する氣息の如し、思ひ混ふる事勿れ、右の白雲は、其平生を以て云にこそ有けれ、或は雨となり雪となる物にて、青雲とは悉く別なる物なり) 大瀧光憲説に、「天の最中は天日なり、天の最上は別天にて、日之少宮是なり、別天は天日を圍みて、其外に在り、斯在に大地は五星と共に、天日を中心にして、日天の内を巡れば、常に邊僻に居るなり、然るに地平より天體を見るに、覆盆の如く見ゆるは如何にと云に、右の薰園の半面を見る故なり」と云へるは然る言なり、此に就て又考ふるに、日天本より圓く、別天亦圓き事雞子の如くなり、然るに、地外の薰園にて、右の如く覆盆の如く見ゆるは然る物から、恒星も亦覆盆の如く圓々と見ゆるは、彼は大きく此は小きに依て其差の出でざるなり、譬へば、向ふに一小丘有り、我を距事一萬歩有るを、此方にて或は進み退き、或は左右して見たらむに、少しの我動きにては、彼が位置の然耳事易りて見えざるが如くにて有べし、此の天體も亦必ず如此く有べき者なりかし、(此は去し嘉永元年夏、予其家に在し時、鈴木有隣に諭し居たるを聞き居たるを、今茲に用有て記し加ふる者なり、偕此薰園は、葛稚川が抱朴子に、上昇四十里、名爲太清、太清之中、其氣甚剛、能勝人也、師言、鳶飛轉高、則但直舒兩翅了、不復扇播之、而自進者、斷乘剛氣故也、龍初昇階雲、其上行至四十里、則自行矣、此言出

於仙人、而留傳於後世耳、實非凡人所知也と有を、或人、太清は薰園なり、剛氣は冷際なりと云るは、然る言なり) 偕、其青雲は、天日の光を受けて、大地を蒸し成せば、天地の氣相交和り産靈て、萬木此に依て成り、白雲は其氣中の一種にして、河海山澤より蒸發る物にして、夏は殊に多くして、雨と降て萬物を滋潤し、冬は雪と成て土地の冷寒を防ぎて萬物を保有る、此等皆、天日と大地の氣の相交りて、令然る故に、太神宮の祝詞に、右の如く、青雲白雲の事を竝べ申させ給ひて、年穀の豐饒ならむ事を祈らせ給ふ事實に深旨有る事なりけり、委しくは、講義に云を見て曉るべし、此青雲白雲の起りは、全く地動に依れる故に、國には、始て豐葦原瑞穗國の嘉號を以て命け給ひ、神には始て豐宇氣毘賣神と稱奉るに、此神の出自は、四神出生章第二一書に、軻遇突智娶埴山姫、生稚産靈と見えたるに、古事記には、此神之子と見えたるは、實に此の古傳に相合へる者にして、火神と土神との交合に依て、物の産靈ばり生出る、稚産靈神有て、其子に豐宇氣毘賣神の成坐る事、即ち天日と大地の氣の醸し成より出でたる事なる故は、豊は地動の義に出たる語なるを曉る可し、(所以に天に成坐る神には、豊とは稱奉らぬ事にて、皆國土に成れる神に稱る例と見ゆるは、大地の動みに依りて、萬物の出來るが故に、此より世に美たき事は非ざれば、物の豐饒なる事と、盛大なる事には、何時とても稱云ふ事なり、但し天神と申せども、此國に降り坐せるか、凡て此國に依れる御事には、豊某と稱申す事の有など、大殿祭、御門祭の講義に註せるが如し) 但し上にも説ける如く、天乃壁立極悉く氣の充塞がる所なるが、別天の氣は、其實水に近くして、火を含み、日天の氣は、其實火に近くして水を含める物なるが、其陰陽の氣、元は相混がれたりしが、始て分れたるより、又相結びて一物と成れりしは、即ち天地なるを、此大地より



再び朝霧の如く蒸り滿る青雲はしも、謂ゆる空氣なるが、其にては氣に二種有るが如し、今此を諡さむに、別天の氣は水なり、日天の氣は火なり、此を造作する神業を以て、或は蒸熟し、或は麴カヌカと成して、再び水を合せて酒と成せる、此酒を姑く此天地の氣と見るべし、此に又神業を以て、右の如く又折返して釀る時は、酎酒ウツカケルサケと成る、此即ち地外に蒸滿る氣なり、右の酒の氣と酎酒の氣と、其源は同じ物から、其成れる上に、其程の異りは有る事なり、而して、其薰圍は天日の光を受けて地に徹り、地より蒸り出て、天氣に交合て萬物を生ず物なれば、此豊斟淳尊の御功計り、世に尊きは非ざりけり、(天經或問に、四元五行の事を云る其説に、氣分其氣、以凝爲形、而形與氣爲對待、是一之而用二也、土形居中、而水火二行、交旋其虛實之氣焉、是土爲形主、水形流地火形緣物、而水火實爲燥濕之二氣也、金木之形、因地而出、金則地中之堅氣、木則地外之生氣、然爲其氣也列于東西、以爲生殺、故舉南北之水火、而東西之金木寓焉、非以爲水火待對也、是天地之氣、必原之水火、水之用實重、而火之用最神、而氣蓋于火、而轉動則爲風、吹急則爲聲、聚發則爲光、合凝則爲形、是風聲光形、總爲氣用、無非氣也と云るは、後代の説ながら、古に空理を云へるには勝れ、一應り心得て有べし) ○凡三神矣より成此純男、まで  
の文は、古事記に、次成神名國之常立神、次豊雲野神、此二柱神亦、獨神成坐而隱身也と有るを、漢文格に書き成されたるなり、凡は物を合せて一束ヒトクサに爲る事を云ふなり、三神矣は、三柱能神坐理と訓べし、柱とは、八洲起元章に、以礮馭盧島、爲國中柱、其一書に、作堅八尋之殿、又、化堅天柱と見え、古事記にも、見立天之御柱、見立八尋殿と見えたるは、天を固め保つ御柱と云ふ物の有る、其に准ひて、國柱を堅給へるを、其に擬らへて、天柱

と此にも號けさせ給へるが、天御中尊より以下の神等は、天地を造化坐て、天地を堅め保有せ給へれば、其天柱、國柱に寄せて、五御代、七御代の神を、五柱、七柱など申せる事なりけむ、其を及ぼして、佗神等、又貴人などにも申す事には成れりけむかし、(譬へば、古に某殿と云しは、其名を云に憚かりて、其住坐る殿舎を以て稱せりしを、後には殿に住べき限の人ならぬをも、誰殿彼殿と云て、何時となく敬詞と成て、今は其殿にも、何にも預らぬ事の如く思ふが如し、記傳三に、「古は神をも人をも數へては、幾柱と云り、神は本よりの事にて、皇子等なども然云へる、常の事なり、良後には、三代實錄清和天皇の命に、太政大臣一柱と詔ひ、空穗藤原君卷に、大將なる人の女等の事を云ふに、今一柱はと云へり、皆貴人の上の事なり云々」と見えたり) 偕古事記には、右に引ける如く二柱神なるを、此に三神なるは、國狹槌尊一柱の別に加はれる故なり、然れども、其は國常立尊の亦名の混れて二柱に成れる事、上に地後定の傳に註せるが如し、舊事紀の神代系紀に、國常立尊の下に、亦云國狹立尊、亦云國狹槌尊と有るは、例の私意を以て作れる事か、此神を天御中尊の次に載て、二代俱生天神など妄作せるを以見れば、甚信み難きは然る物から、古事記の神世七代の傳の方、角代神、次妹活杵神を收めて符合コウカフへれば、然る亦名と爲る系記も有しなる可し、如此くならざれば、天常立尊、國常立尊と相對ひ、可美葦牙彥舅尊、豊斟淳尊と相對ひ坐せる事實に合ざるなり、此を以て見れば、彌々亦名なる事灼然し、但し神等の御上に亦名と申すは、其本御身より御魂の分り坐て、別に一柱神と坐て、亦の御行事を成し給ふに依て、御名の亦別に有るにて、一身にして二名有るには非れば、凡て亦名を申すは、其分身の御名なりと知べし、(人は身中に魂を收むる者なりければ、夫婦相嫁繼て子を成すより外、身を



分くる事は出來ざるを、其も魂しひ迄を分くるには至らぬを、神は然らず、御身一柱にしては成就し給ひ難き事の有るには、幾柱にも御魂を分け、御身を分ち坐して、御功を立て給ふ事、思はせば思ほすが隨に、御心に隨ひて成る事なれば、凡人の身に比べて思ひ誤る事勿れ、所以に御功の高き神に限りて、御名の多く坐す事、此傳一部を讀み互りて曉るべし、然れば、此の國狹槌尊と申し奉るも、國常立尊の亦名にては有りながら、其行事に就て、御魂も御身も別に一柱に坐せば、此をも神世七代に列ねたる古傳の有つらむを、御紀は其本に依らせ給へるならむか、然れども、正しく神世七代とし云へば、必ず右の古事記の如く無くて叶はぬ所なり。○乾道獨化、所以成此純男は、記傳三(三十七丁)に、「獨神云々、書紀は獨神成坐ると、女男神偶て成柱るとを分ちて、此までを一段と爲られたるを、此記は神世七代と云を一段として、此處をば下へ續けたり、此に凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男と有るは、古傳の本書には、此記の如く、唯、此三柱神者獨神成坐也など、有けむを、例の撰者の強ひて漢めかさむ爲に、如此潤色を加へて書れたるなり、甚煩さき語なりかし」と云れたるは、實に然る言なり、(此に對へて、下に凡八神矣、乾坤之道相參而化、所以成此男女と有も、右に同じ、此等の御紀を選定められし時に、上件の如く、古傳を漢文様に書取り給ひければ、其結句を、又彼に取らるる故に、易を用ひて記させ給へる文なり)乾道獨化は、右に云れたる如く獨神成坐而隱身也など云を換られたる文なり、記傳三(三十七丁)に、「獨神とは、次々の女男神偶ひて成坐せる神等と別ちて、唯一柱づゝ成坐して配び坐す神無きを申すなり、竝ぶ兄弟のなき子を、獨子と云ふが如し」と有るは、其記の神世七代の分註に、上二柱、獨神各云一代、次雙十神、各合二神云一代也と有を徵と爲て云はれたる、動くまじ

き説なり、然るに、此の獨化は下なる相參の對にて、乾陽の純と化る故に、男神耳成坐し、次なるは乾陽坤陰相參りて代る故に、男女耦生坐りとなり、(但し此は甚々信ひ難き心ちす、右の三神は國土に依れる神なり、如此くにては、天神の天上に在すなどにこそ叶ふ可けれ、舊事紀にも、此神等に俱生天神など有る如くにて、餘りに叶はざる文なり)然れば、記の獨神は、其成れる神に申し、此の獨化は、其神の因て成れる物實に就て云へるなれども、此は協ひ難き心ちす、其は次に云べし、隱身とは其物と俱に生坐て、其物の主宰と坐す由なるが、顯身を顯はし坐す御靈の幸ひを以て、造化り給ふを行事として、他神に御命負せ給ふか、又は諸神と神議の御在し坐す時ならでは、顯身を成し給はずして、常在に靜まり給ふが故に、隱身とは申すなり、猶神聖生其中焉の傳に、其説有が如し、(乾道は易の乾の象傳に、大哉乾元、萬物資始、乃統天首出庶物、雲行雨施、品物流形、大明終始、六位時成、時乘六龍、以御天、乾道變化、各正性命、保合大和、乃利貞、萬國咸寧と有り、殿岡從が神通放言に、其資て始め天を統ぶる物は、日輪の神物にて、首て庶物を出すは、日輪の化育なり、又大に終始を明に成すも、日輪神物の出沒、本未自明なるを云ふ、六位時成とは、六合及晝夜二六十二時を云ふ、此を龍に象るは、變化の義に據る曲言なり、子華子に群龍者衆陽氣也と云り、如此く、乾道は今日の天にて云事なるを、天先成などの事に當て、其を乾通と云は違へるに似たり、從が云へる如く、漢以來の易を説く者、悉く易理に闇かりしかば、御紀の選者も其誤を受て、事實を誤らせ給へりし者なり、所以に、此説は成せれども、其訓は省けるは、古語を混淆らざる爲なり)成此純男と云も、未審しき文なり、此より以前に成坐て、而も天神と坐す高皇產靈尊、神皇產靈尊などの、此も獨神成坐るすら、神皇產靈尊



には、古事記に神產巢日御祖命、神名帳（出雲國出雲郡）に神魂意保刀自神社など、女神の御名御在せれば、高皇產靈尊に別に男神と云ふ傳も無けれども、出雲神賀詞に、高御魂神魂命と上に在て、親神魯伎神魯美命と下に云へれば、必ず夫婦の神に在し、次に可美葦牙彥男尊と男神なるに合せて、天常立尊をも天に屬ける神なれば、姑く此をも男神と見奉りたらむには、大地に屬ける神は、其に對ひて女神ならむも知るべからず、然れども然る傳無ければ、古の成此純男と有るに依ると雖も乾道獨化などは、決めて言はれざる事とぞ所思えたる、私記に、問、開闢之時、天下已定、然則乾坤當共相化、何故乾坤獨化哉と疑へる、其答に、天地已定、陰陽是別、二儀雖具、三才未備、故即生レ男足三才、但天先成地後定、故乾道先化乃成純男也、非謂天獨在而地獨無也、と有れども強ひたる可し、（又釋に、以天先成之義、國常立以下陽神化生、所謂乾道獨化是也とも見えたれど、國常立尊は、天先成れるに因れる神には坐さず、地後定に因れる神なり、口訣に、乾道獨化者、狀如レ無而有、猶天養萬物之神也と云るは、右の古事記の事を含みたる説なれども、猶盡さざるなり、其外にも此を立て云ふは、悉く僻説なり）

嘉永六癸丑年九月十八日於出羽國藤原光憲亭開宴

同十一月十四日事始十二月十六日終之

## 日本書紀傳 二之卷

穗積重胤謹撰

### 神代上第二 神世七代章

一書曰。天地初判。一物在於虛中。狀貌難言。其中自有化生之神。  
 號國常立尊。亦曰國底立尊。次國狹槌尊。亦曰國狹立尊。次豐國  
 主尊。亦曰豐組野尊。亦曰豐香節野尊。亦曰浮經野豐買尊。亦曰  
 豐國野尊。亦曰豐齧野尊。亦曰葉木國野尊。亦曰見野尊。

天地初判は、第四第六の一書にも出たり、此は古事記に、天地初發之時と有など、世の初を大凡に云へるとは異にし  
 て、正しく天と地との初て判れたる時を指て云へるなり、正書に、天地開闢之初と有る、此に同じ、其は此傳などに  
 ては、然耳其初て判れたりし事の委しき狀も顯には見えざれども、第六一書に至りて殊に明らかに知らるめり、（其は  
 其傳に云べし、然れば此一書の傳なども、其意を得て説く可きなり、爾らざれば、其時の有し狀にて如何合ふ事の有む）



初判を、波自麻流時と、訓來れりしを、記傳に引れたるには、波自米能時と訓改られたるは、其に引れたる孝德天皇御紀に、與天地之初、萬葉二(二十七丁)に、天地之初時之、十九(二十七丁)に、天地之初時從、十(三十二丁)に、乾坤之初時從など有る、例證も慥なる事には有れども、猶、欽明天皇十六年御紀に、天地割判之代、古語拾遺に、天地割判之初なども有て、其天地の割判し事を云るを以て、此の判字に讀み有る事を知れ、ば、波自米氏判流々時とは訓を附けたり、(又萬葉三には、天地之分時從とも有り、此等の事共は、已に正書開闢之初の傳に、委しく註せるが如し)○一物は、正書に狀如葦牙と有とは別に於て、彼の浮膏の如くなりし物を云るなり、若く其葦牙は、此よりして萌騰りし物には有れども、其事を云すして、混成し一物なりける時の事を立て、凡て天の別れ去りし事は載せられざる傳なり、是を以て、其天の事は別物として、上に天地初判とは云るなり、(委しく云時は、一物生れて其より如葦牙なる物の出判れし事を云べきなれども、其混成し狀と、其留りて國土と成れる次第とを此には云り)○在虚中一は、第六一書に、生於空中と有と同じ事なり、古語拾遺に、天地割判之初、天中所生之神云々と有れば、天中に生れりとぞ云けむ、其は天とは世の限りを總て稱ふ名にて、天御中至尊の御名に懸せる天なる事、上に云るが如し、(其は常に天地と云は、天日と大地とを云事には有れども、已に傳一、天地未割の下に云る如く、大きく云時は、天日をも別天をも天と云るには、虚空をも兼て、世の限りを云ひ、其に對へて地とは、國土をも月輪をも五星をも合せて、地と云ひ國と云事なれば、此の天中の天も、其例の天なり、此天中の天を空なりと心得て、今本に曾羅能那加と訓るは誤なり)但し其天中と有も、天地の未だ生ざりし以前の事にて、其實は、右の虚中空中の事には有れども、

未曾羅といふ名は非ずして、阿米と耳は云へりしなり、曾羅は外在にて、内在の反對なり、其宇良は物の限と云ひ、極と云へる對なり、其證は、萬葉十五(三十四丁)に、安米都知乃曾許比能宇良爾と有を、三(四十六丁)に、天雲乃會久能極、天地乃至流左右爾、四(二十五丁)に、天雲乃退部乃極、九(三十三丁)に、天雲乃退部乃限、十九(三十六丁)に、天雲能會伎能波美など有は、天雲の退方の極とも限とも云るにて、其限り極る此方は即ち宇良なる事、引合せて曉る可し、神武天皇御紀に、日本者浦安國と見えたる浦は借字にて、内なり、次に玉牆内國と有も同じく、國の限までも安き心にて、浦安國と號けさせ給へるなり、次に虚見津日本國の事を云むを考合す可なり、(表裏の裏も、其内方に在を以て云ひ、情を宇良と云も、思の反にて、外に出でぬ思ひを云ひ、海に浦と云も、和名抄に、大川旁、曲渚、船隱風所也と有て、此も内の意なり)古天地の未立ざりし時にて、口訣に、虚空未有三方所也と云る、其の如くなるが、何方の限までも天中にて、謂ゆる高天原なりしを、天地出來れる上は、其形體を成せる天地は、神も人も住著く處なるが故に、其限り極まる方までを、右の如く宇良と云へるにて、其限より外なる空虚の所を、曾羅とは云へるなりけり、古事記國生段に、次生大倭豐秋津島と有は、後名を以て始に及ぼし記されたる者なるが、亦名謂天御虚空豐秋津根別と有は、當時の名なり、其は始て國形を成して、天御虚空に動み見はれたる由にて、二柱神、此國土の内に土著し給ひて、始て曾羅とは號させ給へるならむと思ゆればなり、其は八洲起元章の、立於天浮橋之上を、其第二一書に、立于天霧之中、第三一書に、坐于高天原と有は、虚空と云べき所なるを、國土は未だ成ざりし間なるが故に、天と云を以て曉る可し、(猶虚空を天と云へる事多し、祝詞に、下津石根爾宮柱太敷立、高天原



爾千木高知と有も、虚空の方に千木の高く貫き出たるを云なり、發語の天傳は空傳なり、天飛也ソラトヤは空飛也なり、天雲と云ひ天霧と云も、虚空なる雲霧を云へる者なり、素間に、岐伯曰地、爲人之下、大虚之中者也と有る、張介賓註に、天包地之外、地居天之中、故曰大虚之中者也と見えたるをも思ふべし、然る故に、天孫降臨章第二、一書に居於虚天オホソラ而生兒と有は、實物の天に對ひて、其空間を云なり、海宮遊行章第四、一書に、從天降者當有地垢チ、從地來者當有地垢、實是妙美之虚空オホソラ彦者歟と有は、天とも地とも屬ざるを以て、其中間の所を虚空と云へる、是天と地とを内と見て其外なる意なり、神武天皇御紀に、及至饒速日命、乘天磐船而、翔行大虚也、睨是鄉而降也、故因目之曰虚空見日本國也と有は、此國土に對ひて、其空虚の所を云へる、其大虚より見留て降坐し由なり、崇神天皇十年御紀に、仍踐大虚登于御諸山、垂仁天皇二十三年御紀に、有鳴鶴度大虚と有るにも右に同じ、欽明天皇二年御紀に、上達雲際、下及泉中と有も、地底に對へて地外を云へるなり、此等を合せて曾羅は天地と云物有て、其外なる意を彌々明らむ可し、推古天皇二十年御紀に、夜須彌志斯、和俄於朋者彌能、訶句理摩須、阿摩能挪蘇訶礙、異泥多々須、彌蘇羅烏彌禮麼と有は、安見爲し、我大君の隱坐す、天八十蔭出立す、虚空を見者にて、其天八十蔭は、御殿の事なり、然して隱坐の對に、出立す虚空と云るなるが、此は御座所より出御せる事を、如此く蘇羅とは云るなり、(萬葉五に久堅能阿麻能見虚喻、十に天三空なども有り、鈴屋大人説に「抑、天と虚空とは別なれば、精しくは分て云る事も有れども共に上方に在れば、此國よりは天を曾羅とも、虚空を天とも通はし云も常に、天御虚空なども云り」と記傳三に見えたり、又萬葉四に、天雲之外耳見管、又天雲之外從見など續けたる、天雲之は發語な

るが、外を余曾と云ふは彌外處の引合なり、曾羅は外在なる證に備ふ可し、印度に、天を曾羅と云へるも、我古語の傳はれるなる可し、宋米市と云者の書史會要に、皇國の僧寂照が彼國にて語りし事を記せるに、天則云曾良と有は、彼は空を指して、此を何と云ぞと問へりしかば、其事と心得て答たるなる可し、然らずば、梵語と此の語と合へるを取て、其間に答へたるにもや有む) ○狀貌難言とは、右の一物の形容の、如何にとも號く可からぬを云なり、形貌は、紀中に容貌とも作り、此は高皇產靈尊、神皇產靈尊の產尊に資て、空氣無質なる天中に、初て形貌作れる一物の成出たる、其一物の條理を云むとて、形貌とは云るなり、凡て形貌とも容貌とも書て加多知と云ふ、加多は、其物の體を云ふ事なるが、知は道にて、其物の條理を、美しくとか、醜しとか、赤しとか、黒しとか云む料に云へるなり、(價は象取、語は象有にて、價は彼物の形を取て、此物に號る事なり、樂記に、體樂價天地之情など云へる此なり、人に物云ふを語ると云も、其象を聞く人の想像にて寫し得べく云ふを云り、又物に姿と云は素形にて、其形貌の繕ひ無くして有りの任なるを云なり、此素は音訓一にて、素肌素足などの素なり、此等の言をも合せて、其形貌の意をも明らめ曉る可し) 難言とは、其天中に成出たりし物を、一物と迄は云たりしかども、其狀貌を云に至ては、言も斷え意も及ばざるなり、實に其極意を云ふに及では、古事記序に、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形と有が如し、楮、此一物はしも、上に如鶏子とも、游魚とも見え、下に如浮膏とも、浮雲とも譬へたる物なるを、此に至て、如何にして形貌難言とは云ならむと考ふるに、傳三(如鶏子條、及譬條)に云へる如く、物の成れりし後と、未だ成ざりし前とは、思の外に異なる者なる故に、象どりも號も爲べからぬを、上に云へる如く、物を譬ては傳へ



させ給へれども、水晶の事を、硝子の如しと云ひたらむも、彼は天然の物、此は人作の物なる差有が如し、此に、狀貌難言と、其意を含みたる傳にて、甚尊く所思の、萬葉三に、將言爲、便將爲便不知、極貴物者云々と有が如く、奇しく妙にして、云ひも稱けも爲べからざる物ぞかし、五十音義訣に、此は白地に云難かる、陰陽の構合せる貌なりし故に、狀貌難言と云へる由に云はれたれども、何れの傳にも然る事など憚れる事無れば、此一を諱む可きに非ざれば有ま欲き説には有れども、予は諾はず、(赤縣太古傳に引かれたる老子に、道之爲物、惟恍惟惚、惚兮恍兮、其中有象、恍兮惚兮、其中有物、窈兮冥兮、其中有精、其精甚眞、其中有信と云ふ、其象、物の恍惚たるは、此の狀貌難言に當り、次なる精、信は精神なる事、上なる古天地未割の下に云が如し、此は次に其中自有化生之神に相類たり、其恍惚を又老子に、視之不見、名曰夷、聽之不聞、名曰希、搏之不得、名曰微、此三者不可致語、故混而爲一、其上不皦、其下不昧、細々不可名、復歸於無物、是謂無狀之狀、無象之象、是謂恍惚と云り、莊子知比遊篇に、光耀不得門、而熟視其狀貌、窅然而空然なども見えたり) ○其中とは、右の一物の中なり、上に虚中と有は、天中に一點の物の成出たる謂なるを、此に其中と云るは、其一物の全體を云るにて、何れか一處を指て云には非るなり、其は第四一書に、天地初判、始有俱生之神と有る如く、其物と俱に生り坐て即ち其物の神と坐由なり、所以に、古事記には此段の神等の事を隱身也と有る、其事、傳一(神聖條及乾道獨化條)に註せるが如し、(中と云言の委しき義は、第四一書天御中至尊の下に説くべし) ○自有化生之神の自は自然なり、其は第二一書に、上に先物を云て、次に因此有化生之神第六一書も右の例にて、因此化神と二所に出たるとは別にて、

此は上に一物と云て、其形貌を何とも指て號け言ざる故に、因此とは云べからざる故に、自然とは云る者なり、此を於能豆加良と云るは、已著在にて、己は右の一物に係り、著在は其一物と共俱に在を云なり、(躬又親を美豆加良と云は、身着在にて、自然の他の上なる反なり、又手して自ら物するを手豆加羅と云るなど、都加良は物と相離れぬを云事なるなり、又上に引る老子に、象有り物有て、其中に精神有る次第を、此に思ひ合すべし) 化生之は古來、成出流と讀めり、然れば、此は強て化字に泥む可き所に非ず、二柱産靈神の靈威に資て、此一物を産成し給へる、其物に自然に神の成坐る事、譬へば人の子を産めば、精神は其體に具はれるが、其精神は人體と共に成て其主と成れるを思ふ可し、(傳三に、化爲神など云は、其物の皆がら變化するにて別なる由、其に辨へたるが如し、化生字は易に天地網緼、萬物化醇、男女構精、萬物化生と有をとれり、又素問に物生謂之化、物極謂之變と云ひ、列子に載する老聃が語にも、造化之所始、陰陽之所變者、謂之生、謂之死、窮數達變、因形移易者、謂之文化など有より出たるなり、通證に引る草木子に、化生者、非胎非卵、隨氣化而成と云り、然れども、此には然計りの意にて用られたるには有べからず) ○國常立尊正書に出づ、(本傳一之卷六六頁) ○國底立尊、第三一書にも出たり、名義は國退立と申すに同じ、太神宮祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と見えたる、其天は、天底立尊の御す別天にて、恒星の羅列りて天垣と成れる故に、天壁立命とも申す御名坐り、其に對へて、國能退立限は日天にて、天日に從ひ巡る五緯星は皆此大地の所屬にて、謂ゆる國底なりければ、其を建給へる神に御在せり、(其事、傳一天先成と、地後定との下に云るが如し、又第三一書にも、天底立尊の下に云はむを、彼此見合せて曉る可し) 五星は國より退て立る國



なるが、其限りは土星にて、日天と別天との界に在る國にて、御光の及ぶ限なる故に、國底にて謂ゆる退立限なる者なり、然れども、右の土木火金水の五星の中にも、土星木星などの如きは、大地よりも若干に大なる地の所屬なりと云事は、如何なる如く思ふ人も有なむを、今此を論さば、水星金星などは、天日に近く、火星木星土星などは天日に遠きを、此大地は其中分に在て、其御光を受ける事宜しきに適へるを以思ふに、大地は其五星の偏寒偏熱なるとは此上無く氣候正しく有て、其眞秀なる可美國にて有れば、假令其廣く大なるも、猶末の末國と云者なり、(其は、此大地にても萬國有が中に、皇國の如きは、外夷の國々に比ては甚、瑣細なれども、北極出地三十度より四十度の間に、東より西に長く在て、謂ゆる正帶の國なるが、其同じ正帶の地方、悉く皇國の如く美はしからずして、獨り皇國のみ萬國に勝れて何恰國なるが如く、土地の大小に依には非なるなり、然れば今の五星の説に當て云むに、大地は皇國の如く、月は琉球などに當り、五星は赤縣印度、及び荒外に在る大國の如くなり、然れば其大國共はしも、皆がらに皇國の御奴として仕奉る可き國なるを以曉るべし) 偕、其五星も國なる事は傳一(天地未剖條)にも引て註せりし如く、天孫降臨章に、二神遂誅邪神及草木石類皆已平了、其所不伏者、唯星神香々背男耳、故加遣倭文神建葉植命者、則服、故二神登天也と有は、此國土を討平けて、皇御孫尊を天降し奉り給はむとて、征伐の大御使を降し給へるなるに、大地の障とも成らぬ星神の不伏ればとて、其を討平けしめ給ふ事はしも、彼は上に云が如く、國の退たる傍國なれば、其に棲息む神と雖も、皇御孫尊の大御趣けに従奉る可き理なればぞかし、其香々背男は螢惑星なる由古くも云る、其即ち火星なり、此一を以て、餘の四をも准らへ思ふ可し、(又其第二一書には、天神遣經津主神、使平定葦

原中國時、二神曰、天有惡神一名曰天津彗星、亦名天香々背男、請先誅此神、然後下撥葦原中國と有る天は、天經或問に、滅一尺地則多一尺天と云にて、日月諸曜の懸れる天なり、地も亦其天中の一物たるが如く、遠く天の方に望むが故に、天有惡神とこそは云れ、其實は國なる事上に云るが如し) 記傳三(二十九丁)に、「底とは上に在れ下に在れ横に在れ、至り極まる處を何方にても云り、萬葉十五に、安米都知乃曾許比乃宇良爾と有を以て、天にも云べき事を知べし、又六に、筑紫爾至山乃曾伎野之衣寸見世常、伴部乎班遣之と有る曾伎も、極を云て同じ事なり、(宇良は内と云に同じ、紫式部日記に、底比も知ず清らなると云へるも、限も無しと云に同じ、源氏物語などにも此詞有り、若て曾伎は曾久を體言に云へるにて、曾久とは離放る意なり、離居り、遠く退くなどの曾久なり、若て其を體言に曾伎と云は、曾伎たる處を云言なり、又曾許と云時は、許は彼處此處などの處にて、曾伎處の意なり、故曾伎と意は全く同じきなり、偕、曾伎も曾許も離放れる處を云て、自然其離放りたる至極の處の稱にも通はし云なり) 又四に、天雲乃遠隔乃極遠鷄跡裳、九に天雲乃退部乃限、十七に山河乃曾伎方乎登保美、十九に天雲乃曾伎能伎波美、又三に天雲乃曾久能極とも有り、又塞を曾許と訓も、境域の極界の地なるを云ふ」と有にて、底の義は聞えたり、然れども、右の説にては底は國の退たる極みを云にて、此國土限の事なるを、予が底と云は、此國土より、離放れる日天の中に在ゆる、右に云へる國々を、凡て國底と云事なるなり、但、祝詞に根國退國と有は、地心に在る國にて、謂ゆる黄泉國なれば、此とは別なり、思混ふべからず、(又、常と底と通へる山に説れたる、其は常世國は底依國なるなど、例有る事には有れども、國常立尊と申すは、此國處に限り、國底立尊は、彼五星及月など地外に在る國に係



れる御名にて、各、別なり。○次國狹槌尊上に出づ、(本傳一之卷七三頁) ○國狹立尊の國狹は國避にて、此大地より分れ去て國底に立る所由は、已に上に云り、偕、其避は退にて底と同じきが、立とは其國を造り立つる謂なるが、此五緯星も大地と等しく、日縦に旋轉が故に、其地形を保有るなり、舊事紀の神代系紀に、國常立尊の御名を記して、其下の細書に、亦云、國槌立尊、亦云、國狹槌尊と有は、佗の古書に、亦名と傳へたるが有しを取れるにぞ有べき、(但し其に續けて、亦云、葉木國尊と記せるが誤なるのみならず、凡ては古の事を熟も得知らぬ人の推量にて定めたる事も多在れば、從ひ難き事のみなれども、右の二名を、亦名に擧たるは、神世七代と云ふ世數にも合へれば、取べく所思の、此事上にも云り) ○次豐國主尊、此御名ぞ地動の事に依て負坐るなりける、此に此御名を首に載られたるは、豐斟淳尊と申奉るよりは、此方の主たる傳ぞ有けらし、(彼神代系紀に、國常立尊、豐國主尊と大書に並記して、其細書に、亦云、豐斟淳尊云々と有は、其頃の人の思依まじき事なれば、然る古傳も有しなる可し) 豐國と申す豐は動にて、晝夜の往交る私運の名なり、如此して天日の光に向ふて、天地の氣相共に和なひ感けて、地上に萬物生々て止ざる事、上(傳一豐斟淳尊の條)に註せるが如し、國は回、春秋と行經る一年の公運の名なり、天日の周圍を旋轉る故に、天地の位定る、是即ち國土の常在に立る所由なる事も、上(傳一國常立尊の條)に云り、然れば豐國と申すは大地の公運に資て、私運を成給ふ御功坐る由なり、主は成爲なる事、第四一書(天御中主尊の條)に云べし、此に資て國土に萬物の成出蕃息りて豐饒なる事、偏に其靈威にし有ければ、甚、尊き御事なりかし、(平田翁は、此神をも黃泉神に列へたるは、其味氣無し、此公運私運を云ながら、其主宰の神を云ざるは、自然の事と爲るにや、世の識者の

の心こそ甚、疑はしけれ、關尹子二柱篇に、天非自天、有爲天者、地非自地、有爲地者、譬如屋宇舟車待人而成、彼不自成、知彼有待、知此有待と云る如く、舟車の運轉も、人を得ざれば能運轉する事能はず、此を以て、國土の旋轉必ず其主宰し給ふ神坐る事知べし、然れば、知らるゝ限は曉り明らかは有べからず、天經或問に、格致章曰、萬物芸々無主則亂、帝王於人其顯且大、豈非俱言天之有主宰耶、夫鳥獸麟蜂房蟻蛭尙有王長、況以天地之大、時行物生際上蟠下者乎、圓則九天執營度之、其運其處執主張之、且也江船海船越艇蜀船、乘風盪漢渡岬凌波、豈舟之自爲哉、有舵師操之若神存焉、天地主宰、先天無始後天無終、其樞軸之全、能運三千於穆不已者、蓋有非人所思議能及者也、故綴歸之天而止也と云り、然許の心は着ても、其神代の古傳無き國に生れては如何とも詮無を、皇國に生れて神代の古説に依りながら、右の故綴歸之天而止と、云ふ如き人も多きは如何ぞや) 事の序なれば云べし、傳一(本傳一之卷六一頁)に如葦牙と云へりし物の萌騰れるは、古事記に生女島、亦名謂天一根と有れば、その邊ぞ天一根と云ふ處には有けるを、その海は謂ゆる速吸名門なり、其地方は豐前國豐後國にて、古に豐國と云し所なるに、古事記に豐國謂豐日別と見えたり、此に因て思ふに、豐日別と云は、如葦牙と云し物の萌騰りて、天日と成れりし謂なる可し、其は古事記に亦名を擧られたるに、筑紫國を白日別、豐國を豐日別、肥國を速日別、日向國を豐久士比泥別、熊曾國を建日別と云る其中に、肥國などは、彼景行天皇十八年御紀なる、火國の説に依れる名とも爲べけれども、佗は皆某日と、日に義有べき記し様なるに、心をなむ着べかりける、然れば、大倭と伊豫と筑紫と三相の所に在る大海の凹き所は、天日の萌騰れりし所にて、伊豫と筑紫の斷て國形の連



聯るも亦其に依れりけり、(白日別は著明く天日の別れたる意、豊日別は動みて天日の別れたりし意なる可し、神樂歌に日神を豊日女と申奉り、用明天皇の大御名を、橋豊日天皇と稱奉れるなどは、朝日能豊逆登とも云て、天日の動むが如く見え給ふに依れるにて、此の豊日別の例とは別なり、速日別は速は生にて、葦牙を云か、豊久士比泥別の久士は奇なり、比泥は日根にて天一根などの如く、天日の上れりし根なる可し、彼國に穂日高千穂之峰など有も、必由有る事なる可く、又皇御孫尊の此に天降坐しも、天日に親しき所縁有が故なる事、大祓祠講義に云るが如し、建日別の建は多氏に通ふ可し、五十猛神を伊達神とも申す例なり、偕、多氏は日縦の縦にて、此國より葦牙の如なりし物は上り、其即天日と成れるに、大地も此に因准ひ動み回れるに起れる由なる可し、然れば、右の如く浮膏なりし物の湊まりたる天一根より抽出て、如く葦牙物の萌騰りて、天先成て地は未だ定まらざりしかども、其迹、速吸名門と成て、天氣を速く地下に吸入て、國の動きは出來りし故に、大地の全體に互れる豊國主尊の御名を負て、大古より其地方に豊國の名は傳はれりし者とぞ所思たる、實に萬國の元首と有る皇大御國にし有ければ、此大地の運動の樞軸たる處も必ず此皇大御國の内の何處にか有らむと、年頃思ふ事なりしを、今此に至りて其説を得たるは、甚切樂しき時なるかも、(猶傳一、如く葦牙物の下に云る説を考合す可し、西川正休説に、此國在萬國之東頭、朝陽始照之地、陽氣發生之最初、震雷奮起之先土と云るは、謂れたる説にて、必ず此大地の東頭元首たる皇國の陽州申土に始りて、大地の運動は、此より起らざれば、何れの國よりか起らむ、彼玄牝之門にして、天地の根たる説をも思ひて熟考ふ可くなむ) ○亦曰く豊組野尊は、上に豊斟淳尊と申すに同じ、記傳三(三十六丁)に、「久美は久毛久牟など、通へり」と云れた

るが如し、(但し上に云る如く、組、斟、雲共に同じく、水氣の聚がり凝て、青雲と成れる意なるが、水などに波と云も其なり、又物に與するなど云る久美なども同言なり、其は天孫降臨章第四一書、來目部の傳に云べし、又隱を許母理と云も組などに近し) ○亦曰く豊香節野尊、香節は借字、首伏にて、大地の西の下より、東の首に傾し動むが故に、日を面にして晝と成り、日を後にして夜と成る私運を、主し給ふ意の御名なり、加夫斯の例は、古事記八千矛神の御歌に、夜麻登能比登母登須、岐、宇那加夫斯と詠せ給へるは、倭の一本薄の、穂末の撓める狀に、女神の低徊給ふ事を譬させ給へるなり、又天智天皇二年御紀に、一宿之間稻生而穂垂穎而熟と有も、稻穂の實りて、其末を垂たるに加夫斯と云るなり、此等を以て、加夫斯は首伏なる事を曉るべし、(此垂穎は、四神出生章第十一一書に、其秋垂穎八握莫、然と有には、多理保と訓り、其も穂の垂下る事を云ふにて同義なり、字書にも、穎穀實繁傾而垂末也と云り、今も物の蓋を覆ふ事を覆すと云り、其も其物の首を伏する謂なり) 天孫降臨章第一一書に、是時勝速日天忍穗耳尊、立乎天浮橋而臨睨之曰、彼地未平矣、不須也頗傾凶目杵之國歟、乃更還其陳不降之狀と有は、天忍穗耳尊の御天降の時、中天より大地の旋々と傾き旋る狀を見驚かせ給ひて、還上り坐し、傳なり、然るは、此大地に居ては、彼大なるに、此身の微小なるを以て、其動みは古より今に至る迄、誰有りて一人も思えたる事は無れども、今も地を離れて中天に升りなどして、此大地を顧見たらむには、其頗傾すを見て、誰も驚かぬ人は非じやは、(但し天神の御子と坐ながら、此大地の動みを見行し驚かせ給ひて、還上り給ひしは、如何なる如く思ふ人も有なめども、此尊は此土に降らせ給ふ事は好ませ給はざりしかば、其耳ならず國の未だ平かならざるとの事を合せて、天神の御許に其降



り坐ざる由を申させ給へるなる事、正書及び古事記などの傳を合せ考ふ可し、或説に天日は地より大なる事、百四十  
三萬二十五倍に及ぶと云り、然れば、其天日より此大地などは螢火などの如く小さく見えけむを、良虚空を経て大地に  
近附給へらむには、其形も大きく成れらむを、其動み將著く見えけむには、驚かせ給はぬと云理の無き事ぞかし。此  
を以考ふるに、大地は圓體にして上下左右有る事無し、何れを首とし何れを尾とも爲へからざるが如しと雖も、其  
は古傳無き夷狄の論にこそ有けれ、皇國は萬國の東極に當りて首なり上なり、萬國は皇國の西方に羅列りて尾なり下  
なり、成務天皇御紀に、以東西爲日縱、以南北爲日横、山陽曰影面、山陰曰背面と有て、此國土の事は、天  
日に資て定むる古法なるが、其を以質せば、其日縱の東極に在る我皇國は、即ち萬國の元首なるが故に、萬國の先導  
として天日の方に向伏し巡れば、萬國は後從して轉りて息ざる、是即ち國の動み首伏になむ有ける、(北極直下の域  
を上と爲るは、神代の古傳無き外戎の説なれば取に足す、皇國より云へば彼は背面にて、北方に僻れる邊鄙にて、甚  
々卑しき國ぞかし) ○亦曰浮經野豐買尊の浮經は字の如く、野は例の主なり、偕浮と云は浮雲浮霧などの如く、虚空  
中に浮べる由なり、凡此天中は傳一(天先成條)に已に説るが如く、元氣此に充塞がりて、日月星辰を載せて維持  
物なるが、其中に無數の氣脈有て、日月星辰も亦此に懸らずと云事なし、此大地も亦然り、天日の周圍に大地の回  
りて一歲に運行り復る氣脈有て、又大地は此に浮べるなり、經は歷にて其一歲の公運の内に春夏秋冬の節を歷る事な  
るが、此は已にも云る國常立尊の靈威なるが、又此神も御心を戮せ御力を一にして其神功を幽贊け給ふが故に、豐買  
尊と申奉る御名の冠に負せ給へる者なり、(素問に、岐伯曰、地爲人之下、大虚之中者也、帝曰、憑乎、岐伯曰、大

氣舉之也の張介賓注に、大氣者大虚之元氣也、萬物無不賴之以立、故地在三虚之中、亦惟元氣任持之耳と有  
は、浮なり、洛書考靈耀に、地有四遊、冬至地上行北而西三萬里、夏至地下行南而東亦三萬里、春秋二分其中矣と  
有る、三萬里は妄説なれども、四遊昇降と云者は經なり、遠西の説に、大地一秒時間に東に向て運轉る事三里半餘の  
遠に至る、其行度の神速なる事、人智の及ぶ可に非すと云るは然も有にや) 豐買の豐は例の動にて、買は易にて、晝  
夜と往交りて、其氣脈に浮るが、一日々々と易りて一歲を經る意なり、大地の須叟も息時なく、日々に新に動み易る  
を以て、萬物も生々て息ざる義の御名なり、賣買の買も、此價と彼物とを易るを云て、其に依て佗に利用有り、自に  
利有る、其意を此にも假借て見る可なり、(天家の説に、大地毎歲天日を一周轉する外に、其體中一個の本心有て自  
轉す、其本心を轉回し盡すに十二時を以てす、是晝夜を成す所以なり、大地は本暗體なれども、天日に面する部は、  
其光輝を受けて白晝と成り、又暖氣を生ず、然れども大地自轉の勢にて天日に反き、暗夜となる時は足版相對する諸國  
は、却て白晝と成り、暖氣を受る事、猶我が天日に對せし時に異なる事なし、此即彼の晝は我の夜、我の晝は彼の夜  
なる所以なり)と云り、大地の日夜に動み易る大凡如此し) ○亦曰豐國野尊は、豐國主尊に同じ、已に上に云り、  
但し野は借字にて、此耳ならず正書の豐斟淳尊の淳、此の諸の御名の野など、皆同じく主の義なる事、彼此相對へて  
曉る可し、偕主は成爲にて、其物を成し爲りて其物に主宰と成る意なり、又主を倒反して偕とも云り、偕は字にては  
有れども、其言はしも主と同じき故に、寶劍出現章第一一書に、清之湯山主三名狹漏彥八島篠と申す神名を、又云清  
之湯山主三名狹漏彥八島野とも記されて、凡ての御名は同じきが、篠と野と換れるのみ、又云と云べき所にて、外に



少も異なる所なければども、右の篠と主と同言と見れば、何れよりも切めて野と云る事なり、（此は大國主神の亦名なるが、八島篠は八島主にて、大國主と申すに等しき御名なるを曉るべし、但し此は地神本紀に依て、亦名と定め云なり、其一書に、此神五世孫即大國主神と有も、古事記の傳も共に誤と見ゆ、但し此は此に用なき事なれども、事の序に云なり）凡物事はしも成すに依て名有り、名有るに依て其行事の大小も知らるゝ者なり、然れば那須は又名爲にて、其名有ることを爲るを云なり、大國主神の亦名を大名持命と申す名は成にて、作成なり、其は古事記に、其神言能治我前者、吾能共與相作成、不然者國難成と有を、照し見て知べし、成は又名有にて、譬へば國土を經營せれば、山と云名有り河と云名有りて、其は山を成し河を成すに依りて、物と名と二つ共に顯はるゝが如し、然れば此豊國主尊と申す主は那須にて、名然の義、豊國野尊と申す野は、那須の引合にて怒とこそは成れ、其意は少も替らざる者ぞかし、（猶第四一書なる天御中主尊の傳にも云如く、中は成處にて、天地萬物の成る處の義、主は名爲にて、天地萬物を造化らして、其主宰と坐る義なるをも思ひ合すべし、産業を那理と云ひ、物の生出るを那流と云も此に同じ、傳一、一物の下に、物は諸名にて、未其名と爲べき事の出來ざるが故に物と云ひ、又物の成出て後も、其を混同にして物と云事なるなど、此の野の例にも又引出つ可なり、老子に、有物混成、先天地生云々と云て、終に吾不知其名、字之曰道、強名曰大と有も、無爲にして成れる物なるが故に、何とも號く可からぬを、強て大と云となり、又道之爲物云々、其精甚眞、其中有信、自古至今、其名不去と有も、古より今に、其神の闕衆甫と云て、萬有を造成し給ふ事止すと云り、又道可道非常道、名可名非常名、無名天地之始、有名萬物之母と云る道は

道德仁義の道に非ず、彼道と字したる物の奇異なるを云て、凡智を以て思及ぶべきならねは、然る著明なる者は、道の本體に非ず、名は天地萬物を成て名有るが、其も凡俗の測り知べからぬを云り、無名とは、天地有ざれば物なし、物なければ成す事もなき故に、天地之始と云り、有名とは、天地有れば神祇有て、萬物を造成し給ふを云なり、此等の名と云事、我古意に叶ふが故に引出たれども、諸家の注は然らず）○亦曰豐野尊の齧は買に同じければ、上の浮經野豐尊の下見るべし、又久比に來經の義も有るべし、古事記（日代宮段）歌に、阿良多麻能登斯賀岐布禮婆、阿良多麻能都紀婆岐閉由久と有る岐閉是なり、上に云る、天日の周圍に在る大地の公運する氣脈に浮びて、日夜の動きを爲しつゝ漸次に來經る故に、年月日時を成すなり、上の浮經も亦此に近し、又來經を経往とも云り、萬葉十（三十九丁）に環年之經往者など有て、常も多く云語なり、（來經は萬葉十五に、安良多麻能月日毛伎倍奴など、其外にも阿良多麻能吉倍由久等志とも、年乎會來經とも有り、十四に阿良多麻能伎倍乃波也之と有るは、右とは異にて地名なる物から、其意を以續けたり）○亦曰葉木國野尊二次の一書に葉木國此云播舉短爾と註せり、若て此の葉木は借字にて、運なり、楮、運は毎日毎夜と息む事なく、自ら私運を爲つゝも、公運の氣脈に運び送るを云なり、物を送る事を運ぶと云事は、崇神天皇十年御紀に、是墓者、日也人作、夜也神作、故運大坂山石而造、則自山至于墓、人民相踵以手遞傳而運焉、神功皇后御紀に、詣播磨、與山陵於赤石、仍編船經于淡路島、運其島石而造之、宣化天皇元年御紀に、加運河內國茨田郡屯倉之穀云々、又筑紫肥豐三國屯倉、散在縣隔、運輪遙阻など、猶其外にも見えたり、（但し此等の運を、引と云事にて、宮木を運ぶを、宮木引など云是なり、齊明天皇二年御紀に、以船



二百艘、載石上山石順流、控引於宮東山、累石爲垣と有を、四年御紀に、於舟載石運積爲丘と見えて、控引と運とを竝へたるを見べし、比久と波許と、又近き語にて、波許は歷來の義なるをも、又思ふべし、萬葉一藤原役民作歌に、泉乃河爾、持越流眞木乃都麻手乎、百不足五十日太爾作、近須良牟伊蘇波久見者、神隨爾有之の伊蘇波久は勤しむなどと同じく、物を勉強る辭と思へりしを、此考成りて思へば、伊蘇は五十にて、其筏の多き事、波久は運ふにて、其材木を引事を云る者なり）然れば此御名は國を運輸す義なる事、著明き者なり、彼神代系紀には、葉木國尊と有て、野字無きも、後に脱せる者とも見えざるは、然も傳はれるなるべし、（但しこの御名を國常立尊の下に收めて、其亦名の列に擧たるは、杜撰ならむも知べからざれば、容易く信ひ難けれども、又心得置べくなむ有ける）○亦曰見野尊、の見は、滿にて、右の豐國とも豐斟とも種々に負坐る御功の至極まりて、大地に萬物の生々として満足へる義の御名なり、然るは其地動の神業に依て晝夜を成し、豐雲に資て萬物の質を成せる、其實を身と云て、人は更なり、草木などにも、幹と云は身葉なども云ひ、菓實をも美と云へる、其も身の義なるが、實より幹を生し、幹より實を結々て止まざる故に、人類萬物の滿益る由を以て、見野尊と御名に負給へりし者なり、傳一（天地條陰陽條）に云りし精の説をも此に合せて、精より質の成就れる事をなむ思ふ可かりける、（神代系紀に、此御名を擧げざるは、事の意を得ざりし故に漏せるにや、此にて其大造の績を建給へる事を知る可くして、止事なき者なるをや）

一書曰。古國稚地稚之時。譬猶浮膏而漂蕩。于時國中生物。狀如葦牙之抽出也。因此有化生之神。號可美葦牙彥舅尊。次國常立尊。

尊。次國狹槌尊。葉木國此云播舉矩爾。可美。此云于麻時。

國稚地稚之時とは、國土の未だ容貌らざる以前の狀を云へり、前に一物在る於虛中、狀貌難言と云る是なり、此に國地と云るは、正書に洲壤と有るに同じ物ながら、彼は浮漂よへる事を云む爲なる故に、洲壤の文字を以て記され、此は世の始の時を云出るのみなる故に、國地の文字を以て書て、其を見混ふまじく思ひ誤るまじき意味の有る事ごとよ、記傳三（二十丁）國稚の下に、「國土は伊邪那岐伊邪那美大神の始て、生成賜へれば、此時には未だ然る物はなきを、如此言へるは成れる後の名を借りて其始の狀を談れるなり」と云れたるは、然る言ながら、既に虚中に生れたる、即ち國と云ひ地と云へる者は是なり、國常立尊の國と、國狹槌尊の槌とは、國地の元にて、神名にも負坐せるなれば、彼二柱神より古に其稱有りけむ事云も更なり、（故翁の然思取られたるは、國形を成せる國と土塊を成せる土とに依て、始て國地と云ふ名の出來し者と思はれたるから、然は云れしなり、予が考得たる説は、己に傳一に云れば、其を見て曉るべし、通證に或説に、國主火食言、地以全體言など云るは、更に論ふに足す）稚は古來伊志と讀む事と聞えて、釋秘訓（溟滓條）に、古事記を引けるにも國稚如浮脂の稚をも然訓りき、神代口訣に國稚地稚者國宇比志地宇比志也稚幼也と有を記傳三（十九丁）にも引かれて、其説に「宇比を約むれば伊と成れば然も有べし、然れど伊志能時と云ては言の狀協はず、國伊志久、地伊志伎時とぞ訓むべき」と云れたるは、實に謂れたる言なり、奥儀抄に、うひにぞ見つるは、うひとは初てぞ見つると云るなり、うひ男、うひ立皆はじめたる事なり云々、（此は甚く文を約めて、此に用有る事のみを引けり、師の古史徴にも、此宇比志の訓を用ひられたり、然して此語を泥土煮尊に係られたるは然る言なり）



伊志久は、物の速なる状を云語にて、即ち初なる義なり、古事記(高津宮段)御歌に、夜麻斯呂邁、伊志久登理夜麻、伊志久伊志久、阿賀波斯豆摩邁、伊志岐阿波牟迦毛と詠せさせ給へる伊志久は速くと云意にて、山背に速け鳥山よ、速け々々、我愛妻に伊及逢む哉にて、下に及逢む事を宣はさむ料に、伊志久とは先歌ひ出し給へるなり、中昔の物語書などに、伊志久も申されたりと有も其意なり、物の速きは事の始にて、未だ成り整はざる間なるが故に、宇比志とも云ひ、又約めて伊志とも云るなり、鼻祖を宇比父、初子を宇比子と云を始として、初立初陣又物の幼きを初々しと云ひ、未しき事を宇比と云へる常の事なり、古今(物名)に、我は今朝宇比にぞ見つるなど詠める是にて、大凡は和詞志と云ふに近き語ながら、宇比は幼稚の初なり、和詞は幼稚の盛なり、此計りの差別は有る事なり、(纂疏に、如三人之幼稚近於生時と有は、能も譬させ給へり、未生れざるに和詞志と云事無く、已に生れ出でて容貌れるに、宇比志と云事は無き事と見ゆめり)○猶浮膏は、第六一書に、有物若浮膏、生於空中と見え、古事記には上より續けて、國稚如浮脂而と有り、國稚は如浮脂の體にて、如浮脂は國稚の用なる事を知べく、右の有物は、上に一物と有る其にて、其一物は國稚地稚と云物なる事を思ひ合す可くなむ有ける、記傳三(二十二丁)に、「此浮脂の如く漂蕩へりし物は何物ぞと云ふに、是即ち天地に成べき物にして、其天と成べき物と地に成べき物と、未だ分れず一に滄りて沌がれたるなり、書紀一書に、天地混成之時と有る是なり、混とは未だ分れずして滄りて一沌なる事にて、即ち此浮脂の如くなる物の、始て生ひ出たる事を混成とは云るなり」と有は然る言なり、(傳一、渾沌如鷄子の下にも云る如く、大虚は氣なり、其氣の神を含みたる物を精と云て、彼雞子の如くも、此浮膏の如くも、混り成れる物なる

が、其氣も精も共に、目にも遮らず手にも障らぬ物なれども、其物大に聚る時は此天地と成り、小さく屯がる時は萬物と成て、常在に天地も萬物も生々として息ざるは、極て微く極て細なる精氣を産靈給ふ神業有が故なり、而して其精は虚中に煌々として浮べる者にて、即膏なり、然れば氣は油子の如く、精は油の如く、産靈神は麻を迄油を取る者の如く、右の一物は油を再熟して、脂膏と成すに似たり、春秋元命苞に、膏者神之液也と見え、素問に、五穀之精液、和合而爲膏など有も、精より膏と云へる次第は、此に似たる事なり、又記傳に、浮脂は宇伎阿夫良と訓むべしと云はれたれば、此浮膏も其如く訓むべきなり、其にも引れたる古事記(朝倉宮段)に、大御蓋に楓葉の落浮べるを詠へる三重姦が歌に、本都延能、延能宇良婆波、那加都延爾、淤知布良婆閏、斯豆延能、延能宇良婆波、阿理岐奴能、美幣能古賀、佐々賀世流、美豆多麻宇岐爾、宇伎志阿夫良、淤知那豆佐比、美那許袁呂、許袁呂爾、と有る此歌共を、其に天語歌と有るは、大嘗の時に、天語連と云が、語部を率ゐて奏す古詞を、直に其時の事に取成して詠める者なれば、上に云る事も、唯歌の序には非ざるなり、然れば秀枝中枝下枝より、葉の淤知布良婆閏と云は、天中より一物と聚り成べき精の、彼寄り此寄り觸經來るを云ひ、瑞玉蓋に宇伎志阿夫良とは、其一物を云が、阿夫良とは、大聚にて其精の大に聚れる謂なり、右前に佐々賀世流と有は指上爲にて氣の其を虚中に擧る事を知せ、次に淤知那豆佐比は落泥障にて、其一物の何方までも聚りては落ち、合ては泥み沈まむと爲るを、指上る氣に障られて、終に浮膏の如くなる一物と、質を成すが故に、皆凝々と云顯はせる傳にて、三神造化の首を、今眼前に仰瞻奉るが如し、(又其より初にも、其秀枝は天を覆ひ、中枝は東を覆ひ、下枝は鄙を覆へりと有る



東鄙は、歌の對に云るにて、其には心無く、唯天の事を云るが、其天は謂ゆる天中にて、精氣の充々たる世の界りを云なり、布良婆罔は、萬葉二に、上瀬爾生玉藻者、下瀬爾流觸經、玉藻成彼依此依、塵相之孺乃命乃と詠るも、此の語脉に類たり、觸經の字の如く物に觸て、又其物と共に下延ふを云へり、源氏常夏卷に、「然様にも布禮婆比ぬ可き驗や有と尋ね訪らひ侍る」篝火に、「布禮婆比給へる」若菜上に、「布禮婆波世ま欲しけれ」など有も、物の落着かぬ意に用ひたり、宇伎志阿布良は、槻葉の玉盞に浮べるを、神代の古詞に合せ云ふなり、記傳三に、「如浮脂」と譬へたるは、其漂蕩る形狀の似たるなり、其物を脂の如くなる物と謂ふには非ず」と云れたるは、其如く字に泥まれたる説にて、此も上の葦牙の如く、阿夫良と云し一物の名を借て、油にも脂にも膏にも號けたるを、再復譬とは成る故に、如とは云ふなり、然れば右の三重姦の歌は、其漂蕩る狀を譬へたりし事論無きを、此は眞に脂膏の如く有りしなり、猶此天語歌の事、天語連の事、語部の事、古詞の事は、中臣壽詞講義發題第十條に記し置けりきかし）（諸此猶浮膏と云へる一物はしも、高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資て、天中に成り出でたる物にて、男女遺合して、父母の精と精と相感け合て、胎中に孕まりて一物と成る、其狀貌難言と云べくして實に浮膏とも號く可き物なるが、神其中に生て、已に生産るに至ては、骨肉相具りて等しく人體を成す如く、凡て天地の初に異なる事なし、（浮膏の如き物よりして人體を成す事は、誰も知る事なれば、此を疑はずと雖も、天地の始は、其始を見ざる故に、人皆疑ふ事なれども、已に鈴屋大人も、玉勝間に云れたる如く、若人と云物も、古に出來て今出來ざる世にも遇へらば漢意などの人に云聞かせたらむにも、然る理は非じなど云はむを、此は幸にして誰しも自ら物爲る事なれば、疑は出來ぬなんめり、

憐むべし）人耳には非ず、萬物悉く然り、活きとし生ける物は、禽獸蟲魚の末に至るまで、體生卵生濕生化生の別有と雖も、其成り出づる始は、如浮膏物ならざるは無く、草木に至ても亦皆然り、其草木の種を土中に下せば、天地の氣此に相感けて、一度は如浮膏に立復り、其中より萌芽る事、猶此浮膏より葦牙の抽出るが如し、金石の如く堅く硬きも、亦浮膏の如きよりして體を成す事、亦右の如きなり、（其は大地の浮膏より成れるを以て、土石の浮膏に成れるを知るべく、又其土石に胎まる金も、此を鋒化すれば、金と成り銀と成り銅と成り鐵と成れるが如し、其鋒化せる即ち浮膏なり、草木の枯朽て土と成も然り、一度地上の濕氣に依て朽腐れて如浮膏に成り、其より後土と成る事、人も見て知れるが如し）然れば、天地は其如浮膏物に成て、又天地の内に在りと有らゆる萬物も、悉く如浮膏物に生々て、古より今に至る迄、今より後代迄も、盡極る事なきぞ、產靈神二柱の恩頼なりける、顯宗天皇御紀に見えたる、日神月神の人に著りて、天皇に令奏給へりし御言に、我祖高皇產靈尊、有預鋒造天地之功と有る其にて、此に預鋒造とは、先天地と成べき一物を天中に生給ひ、其を天地と判て、各、其神を生給ひて、天地を令鋒造給ふ其神等に預ひ御在し坐て、產靈の御功を建給ふ事にて、國土は更なり、萬物にも各自の神御在せるが、悉に預鋒造り坐と云義の御託言なり、今も人の子を男子女子と云ひ、苔の生、草の生など云は、鈴屋大人の「凡て世間に在りと有事は、此天地の始て萬物も事業も、此二柱の產巢日大御神の產靈に資て成出る者なり」と有に依事なるが、其男子も女子も苔の生も草の生も、如浮脂物に成れるを以知べし、（此は甚も奇異なる事にて、中々に一枚二枚には書き盡す可くも非らぬを、委しく第四一書に云むを、其所此所にも云はでは、其意を盡し難きが故なり、此浮膏の傳説な



どは、外國などには且てもなき事なれば、彼の小賢しき心にて、理を以つて云出づる事の出来まじき事なり、神代の傳説を仰ぎ聞く皇國人計り、世に樂しきは非じ）○漂蕩は正書に浮漂と有るに同じ、其は上（本傳一之卷四五頁）に云り、偕、釋秘訓に、私記曰、此一書文、已引古事記、然則漂蕩乎、久羅下那洲多陀用幣理止可讀也、而多陀用幣理止訓、其由如何と有は、古事記と同じ傳なるに、久羅下那洲を略きて、唯多陀用幣理と訓は如何と問へるなり、答、師說古事記、上宮記、大倭本紀等、皆久羅下那洲多陀用幣理止云々、然則其說爲先、多陀用幣理止云乎可爲後說と有は古くより、諸書に古事記の如く訓來りて、却りて字の如く讀むは後の事となり、（又公望私記曰、橘侍郎案、依古事記可讀云々、而師不讀之と有り、正書の浮漂の訓にも、右の如き論ひ有て、其傳に云ひき）其續きに、參議淑光朝臣云、或舊說、此漂蕩二字乎、久羅下那洲和多多祁理止讀、於今言之、頗似有便、と有る、此和多々祁理は心得ぬ讀なり、如何なる意にか思ひ得ざれば、古訓に従ふべきのみ、（今試に強て説を成さむには、和多々祁理は、和良々祁理には非ざるか、たとらと、片假字にて混ひ易き字なればなり、萬葉八に、秋芽子乃字禮和々良葉爾、置有白露と有る和々良は、弱々しく和なる義と聞え、源氏若菜卷に、和良々加に氣近く云々、横柱卷に、和良々加なる氣も無き人云々と有るを、河海抄に和なりと見えたるを思ふに、水母の如く和々然なりと云事にてぞ有べきなる）○國中有物と、正書に天地之中生一物と見え、第五一書に海上浮雲を云て、其中生一物と有も同じ事にて、此の國中は猶浮膏と有る物の中を云へるなり、（第一一書に、一物在於虛中、狀貌難言其中自有化生之神と云る、其中も同じ一物の中を云には有れども、其より別に成出る物の有りしには非ずして、唯神の成坐る事を云なれば、何れ

か其國の内にての意なるなり）有物は、次に云ふ葦牙なり、然れば此に國中と云て、葦牙の如くなりし物の抽出たりしは、其一物の根と有る女島の、謂ゆる天一根と云ふ邊なる事、上に云るが如し、然れば此の國中と云るは、指す所ある者なりけり、（其は傳一、狀如葦牙の下、及び此卷の豐國主尊の下に委しく云へれば、今又此に云ふ限に非るなり）○狀如葦牙之抽出也は、第五一書に、如葦牙之初生溷中也と有も同じく、其狀貌を細しく談れるなり、此事古事記には、如葦牙因萌騰之物と見えれば、其に合せて説くべしと雖も、抽出と云ひ初生と云ふに、少云様の異なる所有り、（記傳三に引かれたるには、抽出の抽をも、初生の生をも、共に母延と訓まれたるは、萬葉十に、春楊者目生來鴨、又此河楊波毛延爾家留可聞と有る、慥なる證も有れば、然も有まほしき事ながら、抽出とも初生とも、又書れたる、撰者の心用ひも有る事なれば、其字面を立てぞ有るべかりける）抽出とは、其牙の地上に見はるゝを云なり、景行天皇二十八年御紀に、王所佩劍自抽之、難攘王之傍草と見え、萬葉十三（七丁）劍刀鞘從拔出而伊香胡山と有るなど、抽出の例なり、江次第相撲拔出の裏書に、相撲人中拔出之令取相撲也と有るは、人の特に出すを擢と云に同じ、其擢は拔出の義なり、（文選、擢の注に、獨出貌と云ひ、抽を字書に拔也と注せり、子華子に、左旋右抽、軍由是以止也と有も、行進む義なり、通證に引る茶歌に、先春抽出黄金芽とも見えたり）然れば、右の猶浮膏として漂蕩へりし物に牙を含めりしが、清陽なるは如葦牙物と成り、薄靡き昇れる事をしも、抽出とは傳へたりし者なり、（通證に、抽出形容一氣發生之勢と云れども、然る空理を云るには非ず、此は其事實を云へる者なり）○因此有化生之神は、第六一書にも、因此化神と二處に出たり、口訣に因猶託也と有が如く、物有



り其に託て成り坐せるが故に、因とは云り、但し此は、因葦牙て可美葦牙彦舅尊は生坐し、因浮膏て國常立尊の生坐せる意なるなり、さて此因は寄に同じ、古事記國作段に、是等有光海依來之神とある如く、宇宙に在らゆる神靈の、其葦牙にも浮膏にも寄來て、大神と成給へる者なり、(第一一書に其中自有化生之神と有は、物有れども狀貌難言と有が故に、因とは云はぬなり、此も其同じ物には有れども、浮膏と云ひ葦牙と云ひて、已に其物の定れるを以て、因此とは云へり、但し正書に便化爲神と云ひ、第五一書に便化爲人と有るは、此の因此の例に非ざる事、其に註すが如し) 因は依の對にて、自佗の別有なり、譬へば、四神出生章第十一一書に、伊弉諾尊勅任三子曰、天照太神者、可<sub>レ</sub>以御<sub>レ</sub>高天之原也、月夜見尊者、可<sub>レ</sub>以配<sub>レ</sub>日而知<sub>レ</sub>天事也、素盞鳴尊者可<sub>レ</sub>以御<sub>レ</sub>滄海之原也と有るは日神も月神も、其物に因て成り坐せる神ならざる故に、父尊の御依を得て、其神と成給ふなり、然れば佗より任られ其物に託は依なり、(古事記訶志比宮段なる神の御言に、西方有國云々、吾今歸賜其國と見え、應神天皇御紀に任<sub>レ</sub>大山守命<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>掌<sub>レ</sub>山川林野などの類是なり、但し此は因と依との對へる事を知さむ爲に、聊か云ふにこそ有れ、此にて盡せるならず) 因と此に有は、自ら其物に縁て物と俱に生坐るを云なり、萬葉一(十九丁)に、山神乃奉御調等云々、川之神母大御食爾仕奉等云々と云て、其結に、山川母依氏奉流神乃御代鴨と見え、其反歌に、山川毛因而奉流神長柄云々と詠み、又(二十二丁)に食國乎賣之賜牟登と、上に云へるに對へて、下に天地毛因而有許會と云るにて、因の義明かなり、物の來るを寄ると云も、彼より來て、此と俱に成る故に然言ふなり、物を裝ひて、其形容を具足はすを、萬葉一(七丁)に、取與呂布天乃香具山と云ひ、具足を與呂比と云も右に同じ、(因を山とも作て、因縁とも山

縁とも熟する字なり、子華子に、凡物之有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>由者、事之所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>因也、理之所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>然也、軸之軸車由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>運也、軸之軸絲由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>屬也、姓由之由族、由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>分也、橘柚之柚味、由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>別也、宇宙之宙理由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>傳也、禾之油油穀由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>登也、雲之油油雨由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>降也、憂心有<sub>レ</sub>由心由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>動也、左旋右抽軍由<sub>レ</sub>是以<sub>レ</sub>止也、故物之有<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>由者、事之所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>因也、理之所<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>相<sub>レ</sub>然也と見えて、因と由との義を、悉く此に盡し究めたるなり、或説に由甲申母の字、共に日の變體にて、一と一とを以て形を成せり、上に縁る所有れば、由と成り下に物有て甲となり、上下に通りて申と成り、横に貫きて母となれる者なりと云るは、大に據あり、傳一神聖生<sub>レ</sub>其中<sub>レ</sub>焉の下見合すべし) 古語に、高天原爾神留坐と云て、凡て此天中は、天御中主尊の神隨なる奇靈に微妙なる大御靈の、天地に先立て御在坐す其大御靈に資て、二柱産靈神の成出給へりしより、萬の神も人も、其産靈に因て成出る物なる事、誰も知れるが如し、然して隱身の神は、天地を身體として、天地即ち神の御身なる事、猶現身の人の骨肉を身體として、其神は體中に在が如し、心行かむと欲すれば、足此に隨ひて行き、心止らむと欲すれば、足此に從て止まるに同じく、天地は隱身の神の身體なるが故に、其動靜共に神の御心の隨に神隨にして、行ひ給ふ事を知べし、然れば、此に有<sub>レ</sub>化生之神と云へる神は、右の造化三神の中に在る神靈を別て成坐るなるが、其生<sub>レ</sub>物と云へる物の生らむとして、天中より精氣の聚りて結々すると共に、神靈も共に寄託々々し給ひて、終に其物の神としも成足<sub>レ</sub>坐るに依て、因<sub>レ</sub>此とは有<sub>レ</sub>なりけり、如此して浮膏と葦牙と二物に判れて天地と成り、其物に因て俱に生座る神は即ち天地の神にして、右の三神の造化になれりと雖も、各々獨神成坐て隱身を以て顯身の如くして天地を保ち給へる大神等にして、西蕃などに陽陰不測之謂



レ神などの如く、其神妙なる物事を指して、此方より神と稱け謂ふ類に非ず、實に其神の在して此行事を成し給ひて此傳を遣し給へる者なり、(物に因て化とは、高き處は山と成て、草木此に因て生ひ、凹き處は海と成て水此に因て湛へ、偕、其草木に因て禽獸此に棲み、潮水に因て魚貝此に生るを、猶其上に又神隨なる事有り、鳥獸と雖も、其行ふ所に因て容姿も亦各異なる事有り、虚空を翔る鳥は風切羽有り、水に浮ぶ者は水搔有り、木に宿る者は足に跨有り、汀渚に立つ者は脛の長在るなど、其物に因て生出る者も、亦其事に因て種々に別るゝ者なれば、産靈の御業計り、妙に奇しく靈しき物は非ざりけり)○號ミ可美葦牙彦舅尊は、此傳と第五第六の一書には、如葦牙一物に因て成坐事に云へるを、第三一書には、天地混成之時始有ニ神人ニ焉と見えたり、實に三神の造化に資て産靈給へる一物に因て始て成座れば、必ず然こそ傳はり來らし、(但し其一物は浮膏と葦牙と未だ相分れざりし間なれば、其を此神に係む事は、如何なる如く思ふらむ人も有りなめども、已に正書にも含牙と云へり、含とは其一物の中に混淆たりし間に發生むと爲る機は有ながら、未だ其物と別れざりしを云なれば、其一物に依らずと云事なき物なるをや)此終に、可美此云ミ于麻時と有る可美は、後に物を美稱へて然云に依て、此字を當られたるこそは有けれ、其義に轉れるは後にて、此二柱神の産靈に因て、其一物を天中に生成し給へりしに起れる御名にて、于麻時は大聚成にて、天地と未だ相分れざる其全體に互る稱なる事、右に引る天地混成之時始有ニ神人ニ焉の文を以て曉るべし、(凡て物の容貌成すは、大に彼精と云る物の聚在圓在が故なる事、傳一如ニ雞子の下に云るが如し、偕、其物と成れる精に、宇麻の語有る故に仁德天皇御紀には、然訓せたり)若て其物に牙を含むに至りて、彼は如浮膏に成て止まり、此は如葦牙に成て、其中より

抽出づるが、彼大地の陰門と云べき女鳥の天一根より萌騰れるも、亦母の子を産む狀なりしかば、此に至りて于麻時は生産成の意とは成れりけり、(生るゝを阿禮出づると云は、顯出なる如く、大に聚がり成たる物の出來れるが、即其事の名とは成れるなり、宇宙に物の産るゝ事は、此なむ初めなる)其物上り極りて天日と成り、又別れて恒天と成れり、于麻時は大聚成に復り、天を阿米とも阿麻とも云ふに合せて、その言同じき事、傳一天先成の下に註へるが如し(傳一之卷二九頁)、かくて世間に奇異なる物、美麗しき物、尊貴き物、盛大なる物、偉慶しき物、歡喜ばしき物は、唯天日耳なる故に美稱と成て、記傳三(二十八丁)に、宇麻志は心にも目にも耳にも口にも美きをば皆讀て云言なり」と有るが如くには成れども、其本は右の生産より出でたるなり、然るは世に物の生産れ出るより、可美き事無ければ、心に思ひ目に見耳に聞き口に味ふ迄も、皆其に物を得たる上の事なれば、又生産の義に遠しとは云ふべからず、(方位の十二宮の名は、日に依て附たる名なるが、日の初て見はるゝ正東を卯と云ふは、美麗しき義なる可く、日の盛に照らす正南を午と云は、可美と云義なるを以て、予が強ざる事を知べし、西戎にも似たるは、莊子に、天地有ニ大美、而不レ言と云へるは、天地の間に美と稱ふ者は、天日の光輝より外に勝る者有る事無きが故なり、易にも、日を離に配し、此を文明に象るなどは、大に近き者なり)記傳に引れたる御紀に、可憐小汀(可憐此云ミ于麻師)可憐御路、可憐國など見え、人の美稱には、古事記(白檮原宮段)に、宇麻志麻遲命又(塚原宮段)に、味師内宿禰、崇神天皇御紀に、甘美韓日狹など有り、萬葉三に見えたる、吉野人味稻と云を、懷風藻には美稻と作り、宇麻志てふ言には美字允當れりと云れたるが如く、如此く美稱には成れる者なり、(顯宗天皇御紀に、美飲喫哉の美を、于麻羅と



註され、繼體天皇御紀の歌に、矢泊短矢慮于魔伊禰矢度備と有る于魔を、釋に稱美物之詞也と有り、又蕃息の二字を宇麻波流と云も、産々て子孫の廣くなる義なり、蕃息字允恭天皇御紀に見え、雄略天皇御紀には産兒の字をも然訓せたりき、又通證にも、有味曰可美、與產生熟旨等字訓義相通と云へるは、皆同義の故なり、葦牙は、譬に如葦牙と云へると此とは同じからざる事、傳一(清陽及狀如葦牙一條)に云へるが如し、又正書に含牙と有は、其の混成し時より、萌騰らむと爲し、氣機は有りながら未だ抽出ざりつるを、今抽出づる形貌をしも葦牙と云へる、葦は明清にて、正書に其清陽者薄靡而爲天と見えたる清陽此に同じ、牙は凝精にて、正書に精妙之合搏易と有る是なり、此に依て、天先成り地後定れる時に、其天地の成れる狀を見行し、神等の、其萌出狀も何も甚能似たりける草をしも、葦牙とは號させ給ひて、其如葦牙と傳へさせ給へるなるを、神名をも其を以て後に稱奉れる如く思ふ事には成れりし者なり、(又神名の上にてても體用の差有り、其は今此に明清凝精と云は體にて、天重凝日と云は用なる事、傳一如葦牙の下に己に云りき)古事記に萌騰之と有は、其一物の中より出る清陽にして精妙なる精氣の精妙なるが合搏ぐ事を云へるが、萌は聚動にて、火などに燃と云も此に同じく、其氣機の勢を得て震動き出るを云ふなり、寔に世間を照す天日と成れる物なれば、盛に燃え進みけむ事云も更なり、又物の殖るを母由流と云も同語にて、其抽出たりし地は小さなれども、其中より生産れたる天日の、宇宙に二なく大きになれるは殖たるにて、其光輝の四方八面に及至るは、又燃るが故なり、萬葉一(廿二丁)に、天日の見え初る事を、東野炎立所見而と詠るは、炫火なるを、發語に毛由流と續け云事にて、日と火と同じ物なればなり、(和名抄に藥は牙米也、和名與禰乃毛夜之と有るも、米を蒸して殖せ

る山なり、俗にも草木の芽を母延と云も、火氣を得て殖て芽ぐみ出づるを云ふ、萌字は呂氏春秋に、萬物所出造於大一化於陰陽、萌芽始震凝寒以形と有り、火を得て萌芽み、水に依て形成る山なり、我か萌は燃殖同じき事を曉る可し、字書に草木初生と有れば、字にのみ泥む可きに非ず、又俗にも、物の芽さすことを催すといへるなども、此例なり、源氏若菜上に、僅なる芽木の蔭に云々ともいへり、騰は清陽にして萌えつゝ離る物の明けく置しき狀を云ふにて、唯上方に昇るを云のみならず、姓氏錄に、明立天御影命と有る神名も、葦牙の萌騰りて立てる天と云ふ續きなり、崇神天皇御紀の人名に、八坂振天某邊と有るも、坂彌眞明にて、明立の明に同じく、振は合搏易の搏と同じき事、其は傳一に註せるが如し(傳一之卷二八頁)、何れも此の古事に依れる語共なり、(又此語共を以て、上に葦は明清、牙は凝精なる事をも明らむべき者なり、凡て神代の傳説は奇しく妙なる者にして、此を融會すれば、此より彼を知り、彼を明らめて、此を細く爲る事なるが、實に神の幸ひを蒙ふる人ならでは、自も説き得難く、人にも聞き受け難き者なり、文子上仁篇に、老子曰道之所以至妙者、父不能以教子、子亦不能受之於父、故道可道非常道、名可名非常名也、と有は謂れたる言にて、我亦如此くなる故に、序に引出づる者なり)彦舅は、次に此云比古尼と有り、比古は延と同じく、葦牙の萌騰る事を云なり、常に引と云へば、彼より此方に來る事と思ふめれども、秀を比伊豆流と云ふも延出る義なるに、比古は歴來にて、彼にも此にも云ふ語なりけり、然れば大虚に在ゆる氣脈をしも彼に延へ此に引て天と成せる山を以て申せるなり、然れども、其引聯なるに起りたる語なれば、氣脈を引脈とも號くべかり、此事、祈年祭祝詞講義生魂神の下にも云ひ、次の一書に亦名を説ける所にいふべし、比久を比古と云ふ例は、



古事記八千矛神の御歌に、比許豆良比と詠せ給ひ、源氏權卷(十三丁)に、「良久しく比許じろひ開て入り給ふ」、若菜上(百一丁)に、「逃むと比古じろふ程に」、宿木(卅四丁)に「比古じろふ可にも非ねば」、夕霧(廿二丁)に、「惜みがほにも比許じろひ給はねば」など見えたり、(説文に、神、天神引出萬物者也と有は、天神の方よりは引出し、萬物の方よりは申出せるにて、此の比古と同じ、又漢文に延字を比伊氏と讀めるは比伎氏なるなり) 儲、上よりして可美は生産成にて、浮膏より生産分るゝを云ひ、葦牙は明清凝精にて、其萌騰る物を云ひて、其條理甚明かなるに就て、猶熟思ふに、比古尼は日擬立の義に歸めり、若て其葦牙を引上らして、天日を造立て給へる意とは成るなり、(國にも引くと云語あり、佗國の餘りを以て、此國の不足る處を縫造る事なり、出雲風土記國引の文に、國引坐八束水臣津野命詔、八雲立出雲國者、狹布之堆國在哉、初國小所作、故將作縫詔而、栲衾志羅紀乃三埜矣、國之餘々有耶見者、國之餘有詔而、童女胸釵所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穗振別而、三身之綱打挂而、霜黑葛閣々耶々爾、河船之毛々呂々爾、國々來々引來縫國者云々、今者國引詔詔と有る、引是なり、此國の引來て成れるを以て、天の引上りて成れるをも想像ふ可くなむ) 儲葦牙の角芽み出たりしは、女島の天一根より成出でたるが、其狀を葦牙と云へるは、今も葦の芽み出づるを見るに、實に小兒などの男根の勢り出でたるが如し、然れば男を比古と云も、此神の男神なるに起り、女神に對へて古事記に八千矛神をも、火遠理命をも比古遲神と申すは、女島の天一根に對ひて、可美葦牙の彦舅に在せるに起れる者とぞ所思たる、比古比賣の男根女陰なる事は、大戸之道尊、大戸之邊尊の傳に云ふを見るべし、(傳一天先成の下に引ける角凝魂命の傳、次には狀如葦牙の下に云へる事共を合せ讀めらむには、更に疑

ふ所無る可くこそは所思えたれ) ○次國常立尊は、葦牙より此神の成座せりとは非ず、上に猶浮膏と云ひ、次に如葦牙之抽出と云ひ、其物の次第は云ひたれども、正書にも、天先成而地後定と有が如く、可美葦牙彦舅尊と天地に分れて、浮膏に國常立尊は成坐る由の傳なり、第六一書に、天地初判有物若葦牙、生於空中、因此化神號天常立尊、次可美葦牙彦舅尊、又有物若浮膏、生於空中、因此化神號國常立尊と有を校合せて、其然る所由を知べし、(此に就ても、正書及び第五一書等には、可美葦牙彦舅尊を省きて載せられざる傳なる事を知べし、此事古よりして曉り得難たると見えて、釋に引ける私記などにも、狀如葦牙より直に便化爲神へ續けて、其を國常立尊の出自と成すこそ氣疎かりけれ、右の如く見たらむには、可美葦牙彦舅尊の出自を何れよとか爲む、心行ぬ事なりけり、延喜六年竟宴、得國常立尊藤原朝臣春海、葦牙の浪の芽しも遠からず、天津日嗣の始めと思へば、昔の人と雖ども斯る誤は有なり、況て後世の識者をや) ○國狹槌尊に就ては既に(傳一之卷七三頁)に詳しく説きたれば爰には云はず。

一書曰 天地混成之時 始有神人焉 號可美葦牙彦舅尊 次國底立尊 彦舅此云比古尼

天地混成之時とは、正書に天地未割、陰陽不分、渾沌如雞子と云ひ、第一一書に一物在於虛中、第二一書に古は古事記と同じ狀にて、猶浮膏而漂蕩など云へる此にて、天地と未だ判れざりし間を云ふなり、(此等の事共は、各



所々に已に説きたれば、其處を披きて此に校合すべし。記傳三(二十三丁)に、「混とは未だ分れずして、滄りて一  
沌なる事にて、即ち此浮脂の如くなる物の始て成出たるを混成とは云なり」と云れたる如く、其如き葦牙くして萌  
騰りて天と成れるも、即ち其浮膏の中よりなるが故に、其を指て混成と見られしは、實に然る言なり、(混成は渾沌  
に同じき事、傳一に註せるが如し、老子に、有物混成、先天地生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、以爲  
天下母、吾不知其名、字之曰道、強名曰大と見えたる物は、此の一物なり、先天地生とは、天地は後に判れ  
たる者にして、一物は後に天地と成れる者となり、獨立而不改とは、無爲に成れるを云ひ、周行而不殆とは、其  
物の漂蕩て空中に在るを云なり、以爲天下母とは、先天地生に對へて、天地の成れる事を云へるにて、此は正し  
く神典の古傳を受て云へる語なり、赤縣太古傳に、右の物を無始無終の物として、北辰の事と爲られたるは、漢意に  
思はずも混こられたり)○始有<sub>三</sub>神人焉は、高皇產靈尊、神皇產靈尊の產靈に資て、始て混成れる一物成り、其に依て  
其出来る初より其神としてを御し給ふ神も共に成坐りとなり、次の一書に天地初判始有<sub>三</sub>俱生之神と有るに、大凡  
の意味同じかるべし、但し此二の始字大に力有り、其は一物の成り訖へたるに因て成坐るならず、一物の出来ざりし  
始より、神人焉に在して、其始を成し給へる事を傳へたる古語なれば、其意を得て波自米與理とは讀べかりけり、(此  
を波自米氏と訓む時は、混成す物の成出でたる時に始而と云意になれども、上に因<sub>レ</sub>此の所に云る如く、因は縁に  
て、其物を由縁として、神の寄託給へるに合せて、此始を解<sub>レ</sub>し)有<sub>三</sub>神人の神人は、正書に便化爲神と有を、第  
五、一書に便化爲人に作りて、此をも迦微と訓めるを合せて、神人と書れたるにて、正書に神聖と有に同じ義なり、

私記に、問神者何哉、聖者何哉、答神聖者、是下文所謂數箇神人也、或曰<sub>三</sub>之神、或曰<sub>三</sub>之聖、並是通號耳と云へる  
を以て、人字を比登とは訓むまじき所なるを知べし、(但し上古に神をも人と云る事有り、寶鏡開始章第三、一書なる  
日神の大御命に、頃者人雖多請と有は、必ず比登と訓むべき所なるなり、口訣に、神人訓<sub>三</sub>嘉美と云ひ、通證にも  
引ける列子に幾神人哉と有り、此神人の字の據なりける者なり)有は麻世理と訓べし、坐有の意なり、口訣に、此言  
自<sub>三</sub>未分而有<sub>レ</sub>神之理也と有れども、有<sub>レ</sub>神之理を云に非ず、有<sub>レ</sub>神之事を記し傳へられたる者なれば、疎略に見る可  
からず、未分よりして神の成り御在し坐せりと云義にて、傳々の有る中にも、殊に眼を着くべき所なるなり、(有を  
麻須と訓るは、古く其意を得て讀るが故なり、第四、一書高天原所生神名の所に、又も此事を註す可し)○號<sub>三</sub>可美葦  
牙彦舅尊上(傳二之卷一二頁)に出たり、此神の出自はしも、上にも云如く、混成れる物より牙を含みて萌騰れり  
し物に因て成坐りと雖も、然る細々と爲たる事は云はずして、大朴に如此も傳はれる者なり、事の序なれば、此神の  
亦名を説くべし、(若て中臣忌部二氏の出自は此神に坐を、日神の石窟段に至ては、此神の末と坐す中臣忌部神の  
招奉らしに感<sub>レ</sub>けて出坐せる事など、云ひ知らず妙なる事共多在り、此は此傳の始終に互る事なり、先心得置<sub>レ</sub>べし)  
神名式に、出雲國神門郡比布智神社、同社神魂子角魂神社と有るに、姓氏錄(山城國神別)に、稅部神魂命子角凝魂命  
之後也と有て合へれば、決<sub>レ</sub>く亦名なる可き事、下に其名義を説くのみならず、神魂命子と有るを以て定む可なり、(出  
雲風土記には比布智社、又比布知社など記されて、神名は載せられずと雖も、社號を比布知と云ふは、日貴などの意  
にもや有るべからむ、右の姓氏錄は一本に依れり)又同錄(河内國神別)に、委文宿禰、角凝魂命之後也、又(右京



神別)鳥取部連、角凝魂命云々之後也と有り、又魂字を省きて同録(山城國神別)に、鳥取連、天角已利命云々之後也、又(左京神別)雄儀連、角凝命云々之後也なども見えたり、斯れば角凝魂命の凝を省きて角魂命と申し、魂を省きて角凝命とは申すなりけり、(但し此等は角凝魂命に用有て、其子孫の事を云ふならねば、唯神名のみを出せるなり、神祇伯仲資王記に、建久五年六月十二日、阿波國忌部之家、還補氏長者、角凝魂命之後也とも有り、此事寶鏡開始章第三書、粟國忌部の下に註す可し、鈴屋大人は右の神名を角代神ならむと云はれたれども叶はず、平川翁は天底立尊の亦名と爲られたれど、共に事實に合はず)角凝は葦牙と同義なり、葦などの芽むを角具牟と云如く、清陽なる物の精妙なるが聚り凝る意なる事、已に上に神名の葦牙の義を説けるを以て知るべきなり、傳一(天先成條)に引けるが如く和名抄に、莖蘆之初生也、和名阿之豆乃と有を、鈴屋大人の是葦牙なりと云れたる如くなり、本草和名にも、菰首和名古毛都乃と有り、然れば其葦牙を正書には含牙と云ひて、牙を以名と爲るを以て、角を以ても名と爲べき理なる事を曉るべし、若て此角の延へて天日と結び成り、其より又綱と成別りて、四方上下に薄靡き廣がりて百結々び八十結々ばりて、天極とは成れりける、故に天は綱の義なりとは云ふなり、(此角凝魂命と申す御名は、日天と別天との成定れる意を明むべき御名なる故に、此計りにては中々に盡し難かり、上の天先成の傳に合せて曉るべき者なり)此考成て思ふに、津速産靈神と申すも同神にて、津速は角生にて、葦牙の萌騰れる義なり、和名抄近江國高島郡角野都乃土佐國長岡郡大角於保都と註せるを以て都奴を都と云事知べし、然れば綱と云も角繩の義なる可し、若て同神なりと云證は、舊事記に、別高皇産靈尊、次神皇産靈尊、次津速魂尊と有て、可美葦牙彦舅尊の在處に充當り、古語拾遺異

本に、天中所生之神、曰天御中主神、其子有三男、長高皇産靈神、次津速産靈神、次神皇産靈神と有る、其三男と云ひ、津速産靈神を二神の中間に收めたるなどこそは妄なりけれ、右の舊事記に合すれば、其次に在るべき事所知られ、又通本に、高皇産靈神(是皇親神留伎命)、次神皇産靈神(是皇親神留彌命)と有に比ぶれば、彌錯亂なる事知らる、(三男を妄なりと云は、上の二神は、神留伎命、神留彌命と並坐て、夫婦の神に渡らせ給ひ、又可美葦牙彦舅尊にも有れ、津速産靈神にも有れ、右の二神の御子に坐せば、其を計へて三男とは、謂れなき事なり、姓氏錄右京神別に、伊與部、高媚牟須比命三世孫、天辭代主命之後也と有る天辭代主命は、興台産靈神の亦名なるが、其三世は、舊事記に、津速魂尊兒、市千魂尊兒、興登魂命と有る數に合へるに、高皇産靈尊、神皇産靈尊二柱にして生み給へる神なるが故に、高媚牟須比命三世孫とは云へるなり)若て津速は角生にて、其は葦牙の事なるを、其物即ち天日と成り、其より別天はしも形の如く成訖りたるに、其天日を津速の本處として、別天の壁立極みに至る迄も引聯りて在る故に日天の氣は別天に通ひ、別天の氣は日天に通ひて、陰陽二柱の産靈の靈威を資けて、天中に神靈の神積り彌綸ひ坐るが故に、此神にも産靈と申す御名は負給へる者にぞ有ける、(又姓氏錄未定雜姓、葦田臣條に、都早古命とも有り、古は凝の義にて、産靈を武須毘と云も、物を結び合するなれば、凝と其意通へり、猶此神と火産靈神の相混はり坐る事と、人身の靈府津液の神なる所由の委しき事は、祈年祭詞講義生魂神の下に已に註し、今亦寶鏡開始章第三書興台産靈神の傳に云ふべし)又神名式御巫祭神八座の中に、生産日神と申すも此神なり、姓氏錄(河内國神別)に、恩智神主高魂命兒伊久魂命之後也と有る、其は同式に、河内國高安郡恩智神社二座(並名神大月次相嘗新嘗)と有る、



其神主なるを、三代實錄に、恩智大御食津比古神、恩智大御食津比咩神と有は、天兒屋命の玄孫大御食津臣命夫妻を祀れる社なるを以思ふに、其神は子孫にして其祖神を持齋くなり、然れば其系を原に浜りて見るに、高魂命の子と直に指し云べき神は、又津速産靈神を除ては非ざる事、上に註せる如くなればなり、(舊事紀に神皇産靈尊兒、次生魂命猪使連等祖と有て津速魂尊と別神と爲るは明かならぬ故にも有べけれども、神皇産靈尊兒と有るは、世數の疑ひ無きに似たり)生とは氣息の名なるが、右の津速産靈神の津速も同じく、此天中にて日天より別天へ、別天より日天へ互に氣息の往來ふ故に、宇宙に萬物の生々として息ざるは、天中の活物に居る活物なるが故なり、偕此神を皇御孫尊の大御守護の神と齋き奉らせ給ふ事は、右の如く氣息の神にて、天地萬物を活し養ひ立て坐が故なる事など、已に祝詞講義に説へるが如し、(瑞珠盟約章なる五男三女の事は、五男と云は實は三男なる事、其傳に云如くにて、活津彦根命は天津彦根命の亦名なるに、天津と活津と對へるも、天の徳は氣息を以て物を成すが故なり、此は此に預らぬ事なれども、生の義を知らせむ爲に云なり、御門祭祝詞講義、櫛髻歸命の下に云へる久志の事をも思ひ合す可し)○次國底立尊上(本傳二之卷九一頁)に出づ、偕此傳は天地の混成す時の事なれば、葦牙と浮膏とは未だ判れざりし間なりけれども、彼は牙を含み此は凝揚るべき氣機有が故に、始より天と地との神は在りと傳へたるにて、此は其混成す物を二に別けて天に可美葦牙彦舅尊、地に國底立尊と云意にて、第二一書に、浮膏と葦牙と二物を云て、其に成坐る天地の神の事を續けて並擧げたと、其言は反様なれども趣は同じき者なり、(然して其收る所も同じく一途に成るなり、古文を見るには、文字の上は唯目標のみにこそ有りけれ、語と意に斯る文は有めれば等閑に思ふ可に非らず)古史

徴に引かれたるには、天底立尊と作て、其説に、諸本に國と有るを、今は一古本に依て改めつ、能く古事記と合へればなり」と有り、如何にも然有らま欲しき事には有れども、此は混成す一物に天と地との神等の成坐る由なれば容易く從ひ難し、然れども國常立尊に國底立尊と申す御名有るが如く、必ず然有るべきを、然も有らぬは實に可惜しき事なり、(然れども姓氏錄及神名式に慥に傳はらせ給へば、御紀にこそは如何してか漏らされたりけれ、必ず此傳々の中になくは得あらぬ、甚も止事なき神に坐故に、第六一書に天常立尊の御名坐る其に至りて委しく説明らめ奉らむを、例の常と底と同じと思へらむ人も見よかし)

一書曰。天地初判。始有俱生之神。號國常立尊。次國狹槌尊。  
又曰。高天原所生神名。曰天御中主尊。次高皇産靈尊。次神皇産  
靈尊。皇産靈。此云美武須毘。

天地初判は上(第一一書)に出たり、但し其には一物在於於虚中」と云ひ、第六一書には有物云々と見えたるを、此には下に始有俱生之神」と有りて、其漂蕩へりし本の状を云はざれば、唯神の成坐し、事を主と立てたる傳なり、(然れども天地初判と云へる上は、天は葦牙地は浮膏なる事云も更なり、但し、下に又曰高天原所生神名と有るへ係けて、天地初判と云へるにも有べし、然れども此く甚く事略きたる傳なるには、佗一書に委ねて、俱生之神の有り」と云事をのみ慥に知らせたるるべし)○始有俱生之神」とは、其天にも地にも俱共に成坐る神坐るなるが、例の正書及第五



一書に、國土に屬たる神耳を擧げて、可美葦牙彥尊などの天に屬る神を省かれたる者なり、(古史徴に、「此傳は都に探べき事なく、國常立尊と國狹槌尊とを俱生之神と云へるなどは、別に甚しき傳の誤なり」と云はれたれども、其は一互りに見られたる故なめり) 俱生は因<sub>レ</sub>此など云よりは重くして、殊に其物と親しく離れざる由なり、口訣に俱生與<sub>二</sub>天地<sub>一</sub>俱生也と有るは然る事なれども、天と俱に生坐る神は佗の傳に譲りて、此には地と俱に生坐る神に云へるなり、然れば下の又曰には係らぬ事と知るべし、(然るは又曰と有る傳は、其天地と成るべき物を成し給ひし神等に坐せば、俱生とは云ふべからず、又此の二神などに對へ見る可き神には坐すして、遙に遠き古より、天中に其始有る事なく常在<sub>ト</sub>くに坐々し神等なればなり、通證に珊瑚集引<sub>三</sub>大宗秘府<sub>一</sub>與<sub>二</sub>口訣<sub>一</sub>と見ゆ、淮南子精神訓、有<sub>二</sub>二神<sub>一</sub>混生の注に、二神陰陽之神、混生俱生也とあり) 俱は其物と親しき由は、此章の終の一書に男女耦生之神と有るを取りて、舊事紀には夫婦竝坐す如き神等の系紀を立て、俱生天神とも耦生天神とも云へる事は皆がら妄なれども、俱と耦とを同じく見たるは允に當れり、俱の例は八洲起元章に共計曰、四神出生章、第六一書に共生<sub>三</sub>大八洲國<sub>一</sub>など多き言なり、古事記に能<sub>レ</sub>治我前者、吾能共與<sub>ト</sub>相作成とも見えたり、俱生は其物と耦<sub>レ</sub>ひて俱共に成坐る事と知るべし、(言義を考ふるに、俱は足聚<sub>ト</sub>にて、彼と此と集會<sub>ト</sub>て過不及なき謂なり、古事記に美斗能麻具彼比と有るを、此に共爲<sub>二</sub>夫婦<sub>一</sub>の字に當られたるは、共に俱にて耦なるが故なり) ○號<sub>三</sub>國常立尊<sub>一</sub>、次國狹槌尊は上(傳一)に出づ、○又曰は、上の天地初判を受けて云ふならず、それに對へて、又斯る傳説有りて曰ふなり、(纂疏に、又曰者、書中一説也と、有る事なれども、これぞ天の最初の傳にて、外に比類なき眞古説なり) ○高天原は、古事記にも天地初發之時於<sub>三</sub>高天原<sub>一</sub>成神名

云々と有りて、此と同じきを、古語拾遺には天地剖判之時、天中所<sub>レ</sub>生之神と有れば天御中至尊の御名に合せて説くべきなり、(然れば此の説も其所に讓る事多かり、平田翁の古史成文には文を換へて、於<sub>三</sub>天御虛空<sub>一</sub>と爲られたれども、虛空と云稱は天地を内として、其外なる空しき所を云ふ名と成れる由、己に第一一書在於<sub>三</sub>於虛中<sub>一</sub>の傳に註へるが如し又古事記に訓<sub>三</sub>高下天<sub>一</sub>云<sub>三</sub>阿麻<sub>一</sub>、下倣<sub>レ</sub>此とも所<sub>レ</sub>見たり) 然れば高天原と云も猶後にて、神の御名にも負<sub>レ</sub>坐せれば、天中と云ふなむ此上なく古かりける、坐此三柱神の成坐せりし高天原はしも、天日とも別天とも局<sub>レ</sub>れる天には非<sub>レ</sub>坐體の天中を云ひ、又成坐る神も一神人と顯れ坐せるには非<sub>レ</sub>坐して、天中の惣體に御靈の充塞<sub>ト</sub>がり給へる事にて、祝詞に高天原爾神留坐とも云ひて、都麻流とは、高天原は悉く神にて、神留坐る處は悉く高天原と云意なる事、祝詞講義(祈年第三詞及大稜詞)に註せるが如し、(此世の始の神等を、御靈耳御在る由に云は、予が始たる説なるが故に、如何と思ふ人も有れども、御身を以て成給ふには事に限有りて、成り給ふ事にも限有るを、此天地世間を立給ひ始給ふ神等は、唯御靈の活機にて産靈の神業を行ひ給へば、右の三柱神の隱身は天地世間を合せて太しく坐<sub>レ</sub>すが故に、斯る尊き高き廣き厚き神業は成れる者なり、然れども天地の立てる後に佗神に對はせ給ふ時などには、顯身と現れ坐て神議り爲給へれども、天御中至尊の如きは、其事にも預らせ給はねば、終に顯れ出給へる事は物にも見えざるをや) 高は足氣にて、何方迄も天氣の足らひ満みて、此世間と成る限を云なり、唯大地より天を望見るに、遠く遙なるに依て高と云には非<sub>レ</sub>らず、廣々として限なき物なるが故に、天にても地にても云事と所<sub>レ</sub>見たり、(四神出生章第六一書に、伊弉諾尊勅<sub>レ</sub>任三子<sub>一</sub>曰、天照太神者可<sub>レ</sub>以治<sub>三</sub>高天原<sub>一</sub>、第十一書にも、天照太神者可<sub>レ</sub>以御<sub>三</sub>高天之原<sub>一</sub>と有る、同じ事



を古事記に、汝命者所知高天原矣、事依而賜也と有るなどは、此地よりなれば然も云べきを、天孫降臨章第二一書なる天照太神の勅言に、以吾高天原所御齋庭之穗、亦當御於吾兒と有るなどは、天にても然云ふ事と見えたり、記傳三に「古事記天石屋段に、大御神の大御言に天原自闇と見え、此の瑞珠盟約章第一一書なる、日神の勅言に、當奪我天原、第三一書に令治天原などを引きて、天原に高てふ言を添へて、高天原と云は、此國土より云ふ事なり」と云はれたるは然る言ながら、全體の天に互る名なれば、省きては天原とも云べく、出雲神賀詞には原を略きて高天とも種々に云事なり）右の高は足氣にて惣天の稱なるが故に、記傳三（五丁）に、「高とは是も天を云稱にて、唯に高き意に云へるとは少異なり、日の枕詞に高光と云も、天照と同意、高御座も天御座と云ふ事にて、是等の高も同じ、又古事記（水垣宮段）に聞高往鶴之音、又（高津宮段）に多加由久夜波夜夫佐和氣などの高往は、虚空を高と云ふなり」と云はれたる如くなるを惣括て見るに、其虚空を云は、氣の足満ちたる所なるが故なるべし、（右の足は、萬葉二に天原振放見者、大王乃御壽者長久、天足有と見え、又十三に、天之足夜爾など云へる是なり、猶傳一陰陽不分の下に註せるを見よ）天は例の天なるが、此時未だ物是非ざりし間なれば、唯大虚空にて有りしなり、然れども、其天地の未だ生らざりし當時より、天日及び別天とも成るべき其物質は、天中に聚かり圜がりつゝ有しかば、空しと云は顯身の論にて、隱身に坐す神等の御上にて申さば、後に出來る質の有る天地に往坐るに、少かの異りも無かる可くぞ想像らるゝ、（此天と云事の較略は、傳一天地未剖條、及び天先成條などにも云ひ、次なる天御中主尊の下に云へれば、此には唯大凡を云耳なり、私記に高天原、師說謂上天也、案可謂虚空也とあり、此意を得たるなり）原は

祈年祭詞に皇神能見霧志坐と有る霧に同じく、押排ぐるを云なり、古事記に、欽明天皇の大御名を天國押波流岐廣庭天皇と記されたるを、御紀に天國排開廣庭天皇と記させ給ひ、開を波流岐に當てられたるを、繼體天皇御紀に其御名の出でたるには、開此云波羅爾とも見えれば、波流も波羅も同じ事なるなり、神賀詞に、眞蘇比乃大御鏡乃面乎意志波留志天見行事能已登久と有るも、鏡の隈々しき所なきを云へるにて、皆同言なり、所以に後の事ながら、天智天皇を天命開別天皇と稱奉るも、此天原を以て稱申し、天武天皇を天淳中原瀛真人天皇と稱奉る、天中を以て稱申せるにて、淳は廣野の野に同じ、持統天皇を高天原廣野姬天皇と稱奉るは申す迄もなく、高天原と云へるなり、當時の人々漢意佛意なるも多在りしかども、然すがに古言を失はざりし故に、如此も詳しき御名を稱奉れるが、今此の證に引く事と成れるも亦妙なる事なり、（猶祈年祭詞、又神賀詞などに説へるをも見合す可し、然れば、記傳に「原とは廣く平なる處を云ふ、海原野原河原葦原などの如し、萬葉には國原ともあり、斯れば天をも天原とは云ふなり」と有るは、然る言ながら猶末にて、其元は天の押開けるより云ふ稱なる事、上に云へるが如し、萬葉二十に、安麻乎夫禰波良々爾宇伎氏と有るは、小艇の散見ゆるを詠めるなれども、洋中の開在なる狀を云ひて此に同じ、又曇に對へて晴と云ひ、遠き事を遙と云ふも、此より轉れるなり、文選に陸離と有るを、註に分散也と見え、俗に雨の下るを斑々と云ひ、涙の垂るゝを瀾然と書くなども、廣く引分れたるなり、偕、原字は、字書に廣平之野曰原と見え、左傳註に、土地寬博而平正、名之曰原と見えられども、高天原の原にも正しく叶へりとも見えず）然して天中に一物成り、其相分判れて、天日はも天中にして其眞中央と云所に立有しが、是即ち天の眞壠とも云ふべき所なるが故に、打任せ



て高天原と云は、天日を云事と成れり、右の細書に引ける四神出生章、天照太神者可<sub>レ</sub>以治<sub>ニ</sub>高天原<sub>一</sub>と見えたる是なり、天御中主尊の隱身にて静まり坐も亦是なり、高皇產靈尊、神皇產靈尊は、天<sub>二</sub>上<sub>一</sub>に坐し、八百萬神の神集ひ坐は天安河原、及び天高市なる事、古傳に所見て明らかし、(祝詞に高天原爾神留坐と云は、此天日に係けて云事、講義に云へるが如し、天<sub>二</sub>上<sub>一</sub>の事は、中臣壽詞考に委しく註せりき、偕又御紀に天上と有るは、何れも天原と訓むべきこと下に註せり)若て其天日より別れて別天は立てり、天底と云へる是なり、日之少宮はし其最上に在り、謂ゆる天極紫微宮なるが、其別天に散在ける恆星はしも、剛健なる水氣の中に火氣の凝魂れるが水氣に押れて、火氣の圓かりたる耳こそ有けれ、殊に一の世界と云には非ずして、別天は唯日天を圍める垣の如き者なり、所以に祝詞には、天能壁立極に見えたる事、傳一(天地未剖條、天先成條)に云へるが如し、其樞軸と有る日之少宮耳は別天神の幽都なるべき事、瑞珠盟約章に、伊弉諾尊功既至矣、德亦大矣、於是登<sub>レ</sub>天報命、仍留<sub>ニ</sub>宅<sub>一</sub>於日之少宮矣と有は日天に非ざる事、其上下の文を見ても知る事なり、此も亦高天原なる事、古書に往々見えたるが如し、(神賀詞に高天能神王高御魂神魂命と見え、古事記に於<sub>ニ</sub>高天原<sub>一</sub>者神產巢日御祖命之、登陀琉如<sub>ニ</sub>天之御巢<sub>一</sub>と有る御巢は、御舍なれども日隅と通ひて、幽都の名なる事知らる、西蕃にても此を大一と云ひて、天日にも天極にも通はし云て、我が古傳の如し)又虚空をも高天原と云へり、八洲起元章に、伊弉諾尊、伊弉册尊、立<sub>ニ</sub>於天浮橋之上<sub>一</sub>と有るを、第二一書に、立<sub>ニ</sub>于天霧之中<sub>一</sub>と云ふは、謂ゆる空氣を云へるが、第三一書に至りては、座<sub>ニ</sub>于高天原<sub>一</sub>と有る是なり、祝詞に下津石根爾宮柱太敷立氏、高天原爾千木高知氏と云ふが多く、大殿祭詞には、高天原波青雲乃霽久極美など有るは、廣く大虚空を云

へる者なり、然れば高天原とは、右の三つを云ふ事には在れども、此と局れる事なく、天日をも天底をも天露をも合せて、廣く大朴に云へる者なりけるが、此世の始に高天原と云ふは、天日も天底も天露も未だ定まらざる時にて、其等を摠ね混がして天中と云へるを、又高天原と云ふ事には成れりし者なりけり、(猶大祓詞講義に、高天原の事を云へるを合せ見るべし、但し彼は彼の文の次第に依て説るなれば、世の始の事を云ふも猶略なるなり、此と彼と互ひに見合せて明らかむには如ざるなり)○所生を阿禮麻須と訓みて、正書に神聖生<sub>ニ</sub>其中<sub>一</sub>の生と同訓なり、太神宮月次神嘗等祭詞に、阿禮坐皇子等乎毛惠給比とは、皇子等の生坐る事なり、萬葉六(四十四丁)に、八千年爾安禮衛之乍、天下所知食跡と有るは、御子等の生繼す由なり、同三(三十七丁)に久堅之天原從生來神之命と詠めるは、大伴の遠祖神の天に生坐て此國に降らせる故に、生來と云ふなり、此等は阿禮の例なり、猶外にも多在り、(同じ事ながら、萬葉一に藤原之大宮都可倍、安禮衛武處女之友者、乏吉呂賀聞と有るは、生繼は宮任に參り侍ふ事を云ふなり、類聚國史に、天長八年十二月替賀茂齋内親王、其辭曰云々、皇太神乃阿禮乎止賣爾云々、時子女王乎卜定氏進狀乎云々、又清和天皇實錄に、貞觀十九年二月、齋王卜定の告文にも、敦子内親王乎阿禮乎度女爾進狀乎云々と有るなども、其の替る々々仕奉らせ給ふ事を云ひて、右の萬葉一なるに同じきなり)偕、其阿禮は顯にて人などの生るゝを然云ふも、其意同じ、此三柱神等は、實に其始有る事なくして、第三一書に、始有<sub>ニ</sub>神人<sub>一</sub>焉と見えたるが如く、素より高天原に神積り坐し、大神等に坐せるが、此は天地の始を云所なるが故に、其時運を云ふを以て、所<sub>レ</sub>生<sub>ニ</sub>とこそは傳へたりけれ如何なる遠く遼なる太古より坐りけむ伺知り奉る可きに非ねども、唯其大神等に成れりし天地の始を云故に、此を



其神の顯坐し時とは成せる者にて、古事記(御天降段)に、猿田毘古神の天之八衢に出迎へ奉らししを、天宇受賣命の其  
に行向はして、其消息を見認給ひし事に就て、此猿田毘古大神者、專所顯申、之汝送奉と詔ひ、又(朝倉宮段)に  
天皇葛城山に御狩立たし、時に、一言主神の出御在して共に御狩爲給へる事を記して、其終に故是一言主之大神者、  
彼時所顯也と有る、此猿田毘古神も一言主神も、本より成て御在し、神には坐せども、此顯れ給ふ時迄には、別に事  
無き故に出坐さるるにて、本より無かりし神の或出で給ふには非ざるを以て、この所生の事をも曉るべき者なりか  
し、(此の三柱神などは、次に物に因て成坐る神等、又御腹より生給へる神等の列とは、遙に事替りたる事なれば、等  
し竝に説くべきに非ず)又那理麻世流とも訓べし、正書に生一物、第二一書に生一物、此に有俱生之神、第五一書  
に天地未生之時云々生一物、第六一書に生於空中などある生を、有とも在とも作り、第一一書に一物在於虚中、  
第六一書に有物など有るは、外には生とも書ける所なるを通はせ用ひたるは、此の所生に阿禮と那理と二の訓有る  
が如し、古事記には、此の事を於高天原成神名と所見たるを思ふべし、(但し那流は爾在流の切れるなりと云へ  
れども、其は上より續き來る時こそ有りけれ、言の上より成某と云ひ下したるを、爾在某と云ふべからねば、近き語  
と心得て宜しけむ、譬は主は能宇斯の切れるも有れども、上より言ひ下すに能宇斯某とは云はれぬが如し、那理は那  
理、阿禮は阿禮にて別なるを思ふべし)那流は物も事も成就ふ由なり、古事記に吾身者成々而、不成合一處一處在とも  
我身者成々而成餘處一處在とも有るは、頭成り手成り足成る意にて、終々身體の足整ふ事なり、寶劍出現章第六一書  
に、嘗大己貴命謂少彥名命曰、吾等所造之國、豈謂善成之乎、少彥名命對曰、或有所成、或有不成と有るを

合せて、成は物の足整ふ事に云を曉るべし、(古事記の其段にも、能言我前者、吾能共與相作成、若不然者、國  
難成など作成と續けるを思ふべし、但し此等は記傳に「作事の成終るを云」と云はれたれども、那流と云ふ時は同じ  
例なり)記傳三(六丁)に、「那流はなかりし物の生出づるを云ふ、神の成坐ると云ふは其意なり」と云はれたる、一通  
りは然る言ながら、無りし物の生出づるには有るべからず、有る物の成顯るゝを云なり、大祓詞に國中成出武天之  
益人等と有も顯れ出る由なるなり、譬へば人の子を産事を成と云ふも、其は父母に在りし物の成顯るゝに同じくして、  
天地に神の成坐せると云ふも、天中に在りし神の天地に因りて大神と成顯はれ給へるを云なれば、那流とは物の成整  
へる由なり、人の産業を萬葉に那理と有るも、生出でし身に屬たる事を成し整ふるを云へり、(然れば此物の變りて  
彼物に化も、又作事の成終るも、草木に實の生と云も、皆同じ條の語共なり)然れば三柱神の此に始めて成出坐せり  
とには非ず、本より天中に成坐せりし神には坐せども、天地の成れる時を世の始に取りて、那理麻世流とこそは云へ  
れ、實には如何に久しき太古より在しけむ、其始はなき物から然は云へるなり、(其より後に神も人も成出たりといへ  
ども、其はまた右の三柱の産靈に資て出來る物にて、無かりし物の始て出來るならねば、此を以て成は成整ふ義なる  
事を知べし)○神名の神の義は上(傳一神聖條)に出でたり、名は成にて、人の營爲を那理波比と云が如し、物を成  
に依りて名有り、事の無爲し始に、その名と指し、又號くべからぬを思ふべし、然れば那須は名爲にて、名ある物事  
を行ふを云ひ、那流は名有にて、その行事に號くべき事有るを云なり、鈴屋大人の、「名と云ふ本の意は爲なり、爲  
とは爲りたる狀を云ふ、其は常に、爲人といふも、爲りたる形狀と云事、又物の形を那理と云も同意にて、名と云も



本其物の有る形なり、譬へば筆は文を書く手なる由の名、硯は墨を磨る由の名なるが如し、萬の物の名皆然り、人名も其有る形に依て負ひたる者なり」と有るは、記傳(三十九)名々の下に云はれたる説なるが、餘りに珍らしき任に大書にして引り、此ぞ天地の内に又比類有るまじき説なりける、其は右に名の本を爲なりと云はれたるは然る言にて、古事記に須佐之男大神の大穴牟遲神を呼びて、意禮爲大國主神、亦爲宇都志國玉神と詔給へるは、其神の爲給ふ可き職を賜へるにて、即ち名を賜ふ事なるが、其爲字正しく名の義に當れり、高橋氏文なる景行天皇の大御言に、大倭國者以行事負名國也と宣給へりし、其行事とは、鏡を造らせれば鏡作神と名に負ひ、玉を造る事を始め給へば、玉祖命など名に負ひて、子孫の八十連聯迄も、其業を代々負持ちて仕奉るが故に、鏡作連、玉祖連なるが故に、其職掌を以て家の名と爲るなり、然れども其子孫の代々を経る中に、何時も鏡作連、玉祖連にては世代を分別べからざるを以て、鏡作連某、玉祖連某と、又其祖名の上に、其人々の行事を以て、目易く何とか誰とか名を負持つ事なる故に、右の鏡作玉祖などは、氏と云物と成りて、何又誰は名とぞ成れりける、(此は名と云事の起元より、其沿革をも云へるなるが、後には其鏡作連、玉祖連などの下に附くる名をも、思ひ々々に其行事ならぬ事を以て、物爲る事に成りて、其神代の本意を失ふ事に成れりしは、外國に交こられたるなり) 所以に、大殿祭詞に、大宮賣命登御名乎申事波と云ひて、それより大宮を守奉り給ふ其行事を列ね擧げて、終に云々令仕奉坐爾依氏、大宮賣命止御名乎稱辭竟奉久登申と結べるも、其大宮賣命と御名に負せる所由を説るが如き者なり、又御門祭詞に、櫛磐闢豐磐闢命登御名乎申事波と云て、其より御門を守奉り給ふ其行事を列ね擧て、終に云々令奉仕賜故爾豐磐闢命櫛磐闢命登御名乎稱辭竟奉久登白

と結べるも、亦右の例なり、此を以て、右の大倭國者以行事負名國也と有る大御言の正しきを思ふべし、(此外にも、大殿祭詞に廣瀬能川合爾稱辭竟奉流皇神能御名乎白久、御膳持須流若宇加能賣能命登御名者白氏と有るも、右に同じくして、御膳を持たせる若宇加能賣と申すは、其行事なり、御名なる故に然言へるなり、祈年祭詞に、大御巫能辭竟奉皇神等能前爾白久神魂高御魂生魂足魂玉留魂大宮乃賣大御膳都神辭代主登御名者白氏云々と有るも、神魂と申し、高御魂と申すが、其行事を以て名に負坐せるなるが故に別に事を云ざるなり、座摩生島などの詞も右の例なり、御縣、山口、水分等詞には、地名を擧て其に御名者白氏と有るも、其地は其神のト居る所にて、其處にて神の行事有が故に云へるにて、上に異らす) 又其住着ける地を名と云へり、其は八洲起元章第一一書宜汝往循之の下に古事記の修理固成是多陀用幣流之國と有る文を引て委しく説るが如く、國土は神の成し給へるを、人の住着きて成す者なればなり、其大名持命と申すも、國土を經營り成して、持ち坐せる由にて、少名御神の名も此に同じ、但し此大少は皇國を大と云ひ、外國は其始に粟島とも云ひて、小島なりしに依て、少と云へる者なり、地震を武烈天皇御紀に那爲と見えたるを、推古天皇七年御紀に、地動舍屋悉破、則令四方伴祭地震神と有り、此の那は地、爲は潮の佐和久を佐爲と云ふ爲に同じく、動き震る事なり、又産土を宇夫須那と云は、産爲地の義なり、(又本草和名に、鉛、和名奈末利と有るは地餘と云ふことにて、地中より出づる由なるべし、金を加根と云ふは、地根の義なるか、若くは堅地にて有るべし) 此等の名は、何れも地を云事なるが、此亦上に説へるが如く、名と云は成の意なる事、今世も然り、大名小名など云を、今は字音に唱ふる事なれども、其にては義を成さず、大に地を持てるを大名と云ひ、小さく地を



ト居るを小名など云へりけむ事、一村の長たる者を名主と云ふを以知るべし、(此に就て思ふに、産業を那理波比と云事はしも、土地に物を生ずる農作に起れる名なるべし、俗に土農工商など云て、其を四民と云へる民は、田身にて、農を本と爲る名稱なる事、百姓を大御寶と云ふ寶は田族にて、田に預る者と云義なるにて曉るべし、萬葉五に比佐迦多能阿麻遲波等保斯、奈保奈保爾伊弊爾可弊利提、奈利乎斯麻佐爾と有るは、天路は遠し、國に在りては奈利と云ふ事あり、此國に住む限の人は、成さでは得有らぬ事なれば、其を成し坐さねとなり、此も天を云へるに對へて思ふに、地の事なれば、奈利は農作を云と聞ゆ、十八に、萬調麻都流都加佐等、都久里多流會能奈里波比乎と有るは正しく農作の事なり、靈異記に、不能營農令懈産業とある産業を奈利波比と訓ませたるも、亦右の例の如し、又收家營造産業とも見ゆ、然れば、那理波比は農作に起れるが、外の産業の事にも及べるなり、又生毛を那理毛と訓めるも、草は地の毛なればなり、又土毛とも云を以知るべし、又別業を那理所と云も、田園などに設けたりし故に然は云ふなるべし) 其は祈年祭詞に、御縣爾坐皇神等前爾白久高市葛木十市志貴山邊曾布登御名者白氏と、其地名を以て御名と申す事はしも、其地の御縣と成れるに就て、高市御縣坐神社、葛木御縣坐神社と祀らせ給ふ故に、地名が即ち神名なるにて、御縣に生出づる菜蔬の事を、其地に依り成給ふが故の事なるなり、次なる山口神、水分神なども右の例なり、但し其地を祭るに非ず、其地に行事御在し坐す神を祭れるなり、(此等の事共、云以て行けば、大名持、少名御神などの名と同じくして異らざるなり) 然れば、右の鏡作神玉祖命など申すは、事に依て御名を負せるなり、大名持命、少名御神など申すは、物に依て御名を負坐るなり、右の如く事と物と二の差有るが如くなれども、事は物の用なり、物は事の體にして、二ながら相離れざる者なり、又其鏡作連、玉祖連などは、事に就きたる職號なるに對ひて、古に伊勢朝臣、出雲國造など云は、物に就たる職號なる事云ふも更なれども、其國を以て名に負へるは、農桑を勸め人民を治むるなれば、此亦右の行事を以て名に負へるにて、歸り皆同じく一致なり、(但し人の形貌に依て御名に負坐るあり、應神天皇御紀に、天皇の生坐し事を宍生腕上、其形如輶、是宵皇太后爲雄裝之負輶、故稱其名謂譽田天皇と見え、古事記柴垣宮段に、御齒長一寸廣二分、上下等齊、既如貫珠と有るは、瑞齒別天皇と申す御名の起る由縁なり、此等を名と云は、右に行事と云へるに合はぬが如くなれども然らず、其は其御身の成れる狀に依て負坐るなれば、同事なり、又由縁に依て御名と成れるは、天孫降臨章第二書に、焔初起時共生兒、號火酸芹命、次火盛時生兒號火明命云々と有る、其火を以て室を焚くは母神の行事により、其初と盛りの成行に依て御名と成れる者にて、此等の類猶多かるも皆同じ) 然れば、天皇の御事を、神代より皇御孫尊とも、天皇とも、現御神止大八島國所知食須天皇命とも、大倭根子天皇など申奉るは、天地と共に無窮き天皇の大御名にて右の鏡作連、玉祖連などの如し、其にては御世繼を別奉り難き故に、譬へば大日本根子彥太瓊天皇、大日本根子彥國牽天皇など稱奉るは、鏡作連某、玉祖連某と云ふに當るべし、記傳三十九(十三丁)に「續紀第十七詔に、進氏波掛畏天皇大御名乎受賜利、退氏波婆々大御祖乃御名乎蒙之、食國天下乎婆撫賜惠賜夫云々、男能未父名負氏女波伊波禮奴物爾阿禮夜、立雙任奉自理在止云々、此は天津日嗣所看す御職業を、天皇の大御名、又婆々は母にて、後官の御政を御母の御名と詔へり、次に父名負氏と有る、父の職業を承繼ぐを云り」と有るは、實に珍らしき説なり、(神武天皇元年御紀、天皇即帝位於

の用なり、物は事の體にして、二ながら相離れざる者なり、又其鏡作連、玉祖連などは、事に就きたる職號なるに對ひて、古に伊勢朝臣、出雲國造など云は、物に就たる職號なる事云ふも更なれども、其國を以て名に負へるは、農桑を勸め人民を治むるなれば、此亦右の行事を以て名に負へるにて、歸り皆同じく一致なり、(但し人の形貌に依て御名に負坐るあり、應神天皇御紀に、天皇の生坐し事を宍生腕上、其形如輶、是宵皇太后爲雄裝之負輶、故稱其名謂譽田天皇と見え、古事記柴垣宮段に、御齒長一寸廣二分、上下等齊、既如貫珠と有るは、瑞齒別天皇と申す御名の起る由縁なり、此等を名と云は、右に行事と云へるに合はぬが如くなれども然らず、其は其御身の成れる狀に依て負坐るなれば、同事なり、又由縁に依て御名と成れるは、天孫降臨章第二書に、焔初起時共生兒、號火酸芹命、次火盛時生兒號火明命云々と有る、其火を以て室を焚くは母神の行事により、其初と盛りの成行に依て御名と成れる者にて、此等の類猶多かるも皆同じ) 然れば、天皇の御事を、神代より皇御孫尊とも、天皇とも、現御神止大八島國所知食須天皇命とも、大倭根子天皇など申奉るは、天地と共に無窮き天皇の大御名にて右の鏡作連、玉祖連などの如し、其にては御世繼を別奉り難き故に、譬へば大日本根子彥太瓊天皇、大日本根子彥國牽天皇など稱奉るは、鏡作連某、玉祖連某と云ふに當るべし、記傳三十九(十三丁)に「續紀第十七詔に、進氏波掛畏天皇大御名乎受賜利、退氏波婆々大御祖乃御名乎蒙之、食國天下乎婆撫賜惠賜夫云々、男能未父名負氏女波伊波禮奴物爾阿禮夜、立雙任奉自理在止云々、此は天津日嗣所看す御職業を、天皇の大御名、又婆々は母にて、後官の御政を御母の御名と詔へり、次に父名負氏と有る、父の職業を承繼ぐを云り」と有るは、實に珍らしき説なり、(神武天皇元年御紀、天皇即帝位於



橿原宮、是歲爲天皇元年と先に地詞を云て、後に故古語稱之曰於畝火橿原也太立宮柱於底磐之根峻峙搏風於高天之原而始馭天下之天皇、號曰神日本磐余彥火々出見天皇焉と有るは、始て天下を馭め給ひし故に、御名の外に又始馭天下之天皇と稱申せるにて、崇神天皇十二年御紀に、又其天皇をも故稱謂御肇國天皇也と有るも同じ事にて、其行ひ給ふ事に依て、大御名と成れる事右に等し、斯れば名と云は、行事の有る狀に因て定まれる者にして、右にも云ふ如く、鏡作神の裔は鏡作連と成り、玉祖命の裔は玉祖連と成りて、代々其職業に任奉れりし事、記傳に「其職即ち其家の名なる故に、其職業を指ても名と云へり」と有るが如くなり、其を子孫に傳ふるを祖名と云へり萬葉十八(二十一丁)、に丈夫乃伎欲吉彼名乎、伊余之倣欲伊麻乃乎追通爾、奈我佐倍倣流於夜能子等毛曾云々、人祖乃立流辭立、人子者祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等、伊比都雅流許等能都加佐曾と有る、辭立は先祖よりの申立にて、祖名は其家に傳はる、職を云ひ、都加佐は今も拜らるゝを云なり、又(二十三丁)毛能乃數能夜蘇等母能乎毛、於能我於倣流於能我名々負、大王乃麻氣能麻久麻久云々、可久之許曾都可倍麻都良米とある、於能我名々負は、各々の職々に負持ちて仕奉る事を云なり(但し名々負は、本に名負名負と有るを、記傳に改めて引かれたるに依れり、名々は古事記遠飛鳥宮段に、天下氏々名々人等之氏姓と有り、序に思出でたる事あり、予が淡路國などには、一村をも壑開たる者を名主と云ひ、又田を始て墾たる者の名を、其田に負せて、此を名負と云ひ、其名負の者の子孫にして、其を持つを名田と云へり、此は此の職などは異なるれども、名負と云事の證には成るべき者なり、凡て田舎には斯る古言も多く傳はれる者多かり)又廿(五十一丁)に、都可倍久流於夜能都可佐等、許等太互々佐豆氣多麻倣流云々、

安多良之伎吉用吉曾乃名曾云々、於夜乃名多都奈と有るは、右の十八卷なるに同じ、記傳に此歌共を引きて、「此等皆先祖より承嗣き來る家の職業を名と云へり」と有るは然る事なり、續紀第廿五詔に、先祖乃大臣止之天仕奉之位名乎繼止念氏云々、先祖乃名乎與繼比呂米武止不念阿流方不在と有るは、右の例共とは違ひて、位名は其位階と職掌を云へるが、此は世々同じ狀にも有るまじき物ながら、先祖に係て其家に詔へるなり、但し右の例共に職掌を名と云ふ事、猶古意の存れりし者なりけり、(但し此は思はえず長き説言は物爲たり、然れども予が心には、猶云々ても言足はぬ心ちの爲るは、例の屑々しき心辭なるにや、猶傳一、國常立尊の下にも且々云へる者なり)右の如く、我、古の大御手振はしも、大御命に大倭國者以行事負名國也と詔ひ顯はし給へる如くなりしかば、今しも天地の元始の形象を知り、神祇の靈威の較略を明らかにむ事はしも、神名に依るより外無かりけり、所以に予が古傳を説く事は、専ら神名には殊に力を入れて、事實の傳は其次におく事なり、然るは神名は其神の行事の著明き形狀を以て、御身自らに負坐せる耳ならず、誰が號け奉るにも、鏡を作らせれば鏡作神、玉を作る祖と坐せば玉祖命にて、彼此の異義はしも非ざるを、事實の傳も其と同じき物から、遠き天津神代に天地を造化し給ふ神々より、天語り國語りに語り傳へさせ給ふに、天地の初の狀は如此も有りけり、一物の成れる象は然こそ有しかと、其承る神等の熟に得曉り易かる可く、譬などを設くるにも、或は如雞子と教へ給ひ、或は如浮膏とも諭し給へる故に、同じ一事なるも別事の如くにも聞え、又口々に相傳ふる内には、其と此とを混かし、又文字に書き記すには、此彼の取捨なども有りつる狀なれば、神名の異義なきには如ざるなり、此を以て神名を本に立て、事實は其微文なる心掟なり、(必ず神名などを、遂に神代を過し



て後より、稱へ號け奉る者と思ふべからず、其心の清く成らざらむ限は、神代の事實を窺ひ奉る事を得じ。○天御中主尊は、天の壁立つ極み青雲の棚曳く限りを混がして、其を天中と成し給ひ有ち給ふ主宰と坐す大御神に大座々て、世に神はしも多く坐せども悉皆此神の御靈を得て成出で坐しつれば、其八百萬千萬神と分り坐て立給ふ神功も何も、云以て行けば此神の御徳に止まれる者なり、其は此一柱の御靈を、高皇產靈尊、神皇產靈尊と二神に別て、產靈の神功を令立給ふが故に其御徳大に坐々て、此二柱は天地にも神祇にも祖神たる事、下に云ふを見て知るべし、(先此事を心にして、然して此傳を明らむべきなり、斯計り尊しとも高しとも、世中に比なき大御神に坐すなるに、世に祭奉る御社などの事の聞えぬは、此大御神の神功は、右の二柱神をして令立給へるが故なり) 此大御名に天と負坐せる事はしも、此天地の出來れる後より稱奉れるには非ず、此神等の成坐し、高天原とも天中とも云ひける、即ち大虚空なる事、上に説けるを見て知るべし、未だ一物も非ざりける太古なれば、天地日月星辰も何も有る事なくして、唯々空しき大虚には有れども、其天地日月星辰と成るべき精を收めて、其質は氣の足はひ満ちて有りしなり、若て、二柱產靈神の靈威に資て、氣中に其精の聚がり圓がりて一物となり、天地日月星辰の出來れるに依て、恒天を云と日天を云と虚空を云と三ながらに、天と云ふ稱こそは有りけれ、其は此地上より然差別を立云へる耳にて、高天原より云ふ時は、右の天地日月星辰の文ある耳にして、古も今も替りなき天にして、即ち高天原、又天中なる者なりかし、(然れば此大御神の御名に負する天はしも、世中の有りの限りを盡し究めたる天なれば、大なりとも廣しとも、言も意も及ぶ可からざる事如レ此きなり) 御は、此に皇產靈、此云美武須毘と有る美に同じきが、彼には皇字を美と訓ませ、此には御字を美と訓ま

せたるを、記傳三(九丁)に、「御中は真中と云はむが如し、凡て眞と御とは、本通ふ辭なるを良後には分けて、御は尊む方、眞は美稱ると、甚じく云ふと全き事とに用ふ」と云はれたると合せて、御と皇と眞と三つ共に、美の言に正しく當れるに依りて、此の御中も其例に説くべきが如く所思ゆれども、其尊む方も甚しきに云ふも全きに云ふも、其は中々に末にして、本意は謂ゆる精と云ふ物の稱にて、天地萬物を造成し給ふ物質になむ有りける、所以に正書に精妙之合搏易と有る其に因准て姑く御に精字を用ひて、其義を説くべし、(易に精氣爲物、游魂爲變と云ひ、管子に、凡人之生也、天出其精地出其形、合此以爲人と云ひ、列子に、精神者天之分、骨骸者地之分など云へり、又天に云へるは、説文に、萬物之精上爲列星と見え、春秋説題辭に、陽精爲日、日分爲星なども見えたり、莊子刻意注に、精者物之眞也と云ひ、字典に引増韻、凡物之純至者、皆曰精と云ひ、又精細也密也粹也潔也とも云へり) 偕、其精は天中に屯聚る物にして、彼一物となり、分れて天地となり、天地の成就て後には聚がりて萬物となり、分散て元の精に復れる物にて、天地の元、萬物の始、諸神の祖、產靈の靈物是なり、然れば、精は天中に充塞れる氣中に含藏る水火の精神にして、大に聚りて土となり、又土より生て萬物と成れる、皆同物なる事疑ひ無らむ者ぞかし、天中の至靈にして至實なるは、此精の氣と共に大に聚がり圓在るが故なり、(然れば天は唯氣のみなりと云ふなどは、猶未だ盡さる者なり、氣は精の舍にして、精は氣の純粹なる物なる事、此に至る迄條々云へるが如し) 其精の形状はしも、微細にして見え難しと雖も、此を推すに、正書に渾沌如雞子と有るは惣天にして、謂ゆる高天原の形象なり、若て其天中に一物の生れる、此亦右の渾沌如雞子と云ふ狀貌なりし事、上に云へるが如し、而して其



一物と成れる物實の天中に渾沌たる、謂ゆる精と云ふ物の形状も、亦雞子の如くなりしなり、其は何を以て云ぞならば、譬へば稜角有りて自ら生れる物は、幾箇に砕けても稜角あり、圓體にして自ら生れる物は、幾箇に割りても圓體なるが如く、稀微に爲すと雖も、自然に其性を亡はざるは、元來稜角の質聚りて稜角の物となり、圓體なる質凝りて圓體の物となれるが故に、其性を存てるなり、然れば此渾沌如雞子を以て、稀微なる精の物實を知るべく、又其聚りて一物と成れる形貌を思ふべく、又其天中の至に大きく至に廣くして、涯際を極むべからざる、其極みをも思ひ及ぼして曉り得べくなむ有ける、(但し此は餘に言痛く云過したる説にて、大らかなる神代の傳説の注釋めかしくも非ずとや、人は思ふらむなれども、假令古人に然る似着はしき説の聞えざればとて、眼前に其道理なる事を措きて、如何にも説き曲ぐべきならねば、今は唯皇神等の御實しに依るより外は非じと思定めて云物ぞ、傳一、天地未剖より、如雞子と云ふに至る迄に、委しく云へれば、今此には唯大凡を説けり) 然れば、美を御字に當て、物を尊む方に云ふ事となれりしも、右の如くにて、精は天地萬物の物實なりければ、世に此に亞ぎて尊き物非ざるが故に、物を尊むと云も、其對ふ方に比較ぶべからざる所有を以てなり、又眞の美稱て云ふと、甚しく云ふと、全き事に用ふるも、皆同じ事なり、美を麻と云は、體を常に美と云ふを、皇御孫尊と申し、儀式に御體を辭曰於保美麻と有るは、皇御身尊、大御體なるを以て知るべし、(記傳三に「古の言の遺れるは、猶通はして眞熊野とも三熊野とも云へる類多く、又眞と云べきを御と云へるも御空御雪御路など多かり」と云はれたる是なり、又眞を轉じて毛とも云へり、最上最中など云へる類亦多在り) 中は長と同じく通ふ言にて物を有る限りを云なり、偕、那迦は名所にて、物有り事ある所の義なり、

迦は在處住處などの迦に同じ、又、那に成の義ある山、已に神名の下に云ひ、又、那に伸出づる意も有るに就て思ふに、此高天原の極りなき處なるも、此大御神の排開かし伸出して、此世と成し給へるなるべければ、其中央と云邊より開き伸びて、此天中とはなし給へるに起れる言とぞ所思えたる、中央を眞中と云は更なり、大同類聚方に、奈伽母と云語の有るは眞中を倒反せる者なり、(但し名所にて成處にても、伸所にて、迦の義は同じきなり、又那迦と云語と成りては、那賀とは清濁の差有りとも雖も、神功皇后御紀に見えたる、地名の大津渟中倉長峽は、渟中倉は野長谷ならむと思え、天武天皇御紀の息長横川を、後の歌に息中川と詠めるも、誤れるには非ず、語の通ふ故なり、物の長きを云も、其端方に遠くして、中と云べき所の大なるなり、然れば長久、長志、長伎など云ふ、中の言に辭の外はれるにぞ有ける、因に云、短は身退と云事にて、其中の實なる所の退くなるを思へ) 偕、中は名所又成處と云意なりと云ふ所由はしも、天御中主尊、天中を排開かし坐して、其を天の壁立極と成して、其裏方を天地の底方の内となし給ひて、此を世の限と立定め給へれば、此外に又物有る事なく、物無ければ成す事なく、成す事無ければ、又名有る事なき理なるを、此天中はしも物有り事あり、又名有りて如此く世界なる故に、名所と見ても、成處と云ひても同じ義なる者なり、所以に彼神功皇后御紀の、大津渟中倉之長峽を、攝津風土記には沼名掠之長岡之前と作り、渟中倉太珠敷天皇を、古事記には、沼名倉太玉敷命と作かれ、天渟中原瀛真人天皇の中をも、古く那と訓來れり、繼體天皇御紀に、中此云、那とも有るは中は名所なりと云説も、當時に在りしなりけり、(子華子に、天地之大數、莫過乎五、莫中乎五、五居中宮、以制萬品、沖氣之守也、中之所以起也、中之所以止也、龜策之所以靈也、神響之所



以豐融也、通乎此、則條達而無礙者矣と、天地の教を究盡して五と云ひ、其五の所在を中と云ひ、其中に起と云ひ、止と云へるは、予が意に合へるものなり、又曰、五居中宮、數之所由成、一縱一横、數之所由成ともあり、此に就て思ふに、中字は○に一を貫きて出來たる會意の字なるべし、若て○は天の圓在たる象形、一は、説文に上下通也と有れば、大一の上昇下降して、其徳の天地の外に及び至る意を以て、○と如此く作れるなる可し、此に横に一を加へて○に作れば、神の本字なる事、已に傳一天地未割條、及び神聖生其中一條の下に云へり、斯在ば、天御中とは、天之精成處と云ふ事にて、唯天の中央に當る一處を云ふならず、悉く此世の限りを混かしたる稱なり、然れども其中の起る所にして其中の止まる所は、後に天日の成れりし、其所在なる事云ふも更なり、若て日神の成坐して高天原を所知食し間より、日神は此神の顯身とも申すべく、此神は日神の隱身とも申すべくして、此二柱の差別の分難き事、彼大神宮祈年祭詞に見えたるが如し、偕、又傳三天地未割條にも云へる神隨と云ひ神道と云ふは、此神に起れる事なるを、神武天皇御紀に、天道と詔ひて、日神に係けさせ給へる大御言の有るを思ふ可し、（此二柱の御徳を合せ御在し坐す、奇しき神事の有る旨は此に盡すべくも非ざれば四神出生章に就きて云ふべし）主は成爲なるべき事、上（豊國野尊條）に云へる如く、物を成爲りて、其物に主宰たる由なり、記傳三（九丁）に、「主は太人と同言にて、能宇斯の切れるなり」と云はれたるは然る事ながら、能宇斯の切まりて奴斯ともなり、又奴斯より切まりて奴とも成れども、熟思ふに、猶然るべからずなむ所思えたる、其は能宇斯より切まりて奴斯と云ふは、猶長の義にして其部の首と云意味あり、天孫降臨章第二一書に、齋主神號齋之大人と有るなどは、齋之長者と云ふ義なり、此とは異りて、

奴と切まる奴斯は成爲にて、行事を以て其に主宰たる義にて、能宇斯より切まれるも、奴より延たるも、奴斯の物に主宰たる意は大凡同じき物から、言の初に置きて主と云ふ事常なるを、其を悉く能宇斯の切れるとは云ふべからぬ者なり、萬葉三に山守を山主とも作り、四に玉主爾珠者授而とある、主字を母理と訓めるをも又思ふ可し、又人を敬ひて奴斯と云ふこと、空穗藤原君卷、又新猿樂記に見えたり、（能宇斯と奴斯との事は、記傳に云はれたる甚委しければ、其に従ふべき事本よりなれども、今は主と云ふ語の條、異にして別に在るを知らせむとて云ふ事なり）又此神に、亦御名御在せり、延曆奏上の紀伊國丹生郡姫神記に始祖天魂命として、高御魂命、神魂命などより前に出でたるは、何れの神にか有む、決く此天御中主尊の亦御名なる事申すも更なり、斯れば天魂は、阿麻美武須毘と訓奉るべきなり、古事記國生段に、於是天神諸命以云々とある天神諸と有は皇産靈神二柱耳とは聞えず、又記傳には、五柱天神なりと云はれたれども、序に乾坤初分參神爲造化之首と見えれば、此神と共に三柱にして、造化の首を爲し給ふ趣に聞ゆれば、其無爲なるは、却りて此神の造化の首を爲給へるにぞ有りける、（然れば、此神の行事は幽にて、其顯かなる行事は、二柱神に立る所由とぞ見えたる）然れば天魂命と稱奉るは、高天原を産靈び成給へる義の御名にして、天御中主尊と申奉るに能く相協へる亦御名なり、餘りに珍奇しき御名の、世に埋れ給はむ事の可惜しくて、此に因に擧奉る者なり、美武須毘の事は次に説くべきなり、（但し阿麻は常に阿米と云格なるを、今阿麻と訓み奉るは神皇産靈尊の迦微を迦牟と申し、津速魂尊の速は上に説ける如く生なるを、波夜と申す例に倣へるなり、其は如此く能の辭無くして續く語はしも、下の意重きが故に、上の語の轉れる者なり）○高皇産靈尊、神皇産靈尊は、天御中主尊の混



成る神徳を別けて、陰陽の元始の大御神等に坐事、傳一(陰陽不分條)に云へるが如し、先其高皇產靈尊は、古事記に高御產巢日神に作り、亦御名を高木神とも記されたる、高木は高城の義なるなり、下に高座の事を云へるを思ひ合すべし、記傳三(十二丁)に引かれたる古語拾遺に、高皇產靈神(古語多賀美武須比)姓氏錄には天高御魂乃命とも、高御牟須比乃命とも、高皇產靈命とも、高媚牟須比命とも、高御魂命とも、高魂命とも種々に作り、祝詞式には神魂、高御魂と並擧げ、神名式には神產日神、高御產日神と又共に記され、山城風土記には久世郡水渡社名天照高彌牟須比命云々と出で、三代實錄には薦枕高御產栖日神と出でたるなどは、亦御名の例なり、(上田百樹が奇異大本圖考に、神名式河内國高安郡天照太神、高座神社二座と有る高座神は、此神なる可しと云へるは然る言なり、尾張國愛市郡高座結御子神社と申も有を思ふに、高座結神とも申せるなり、又三代實錄に、貞觀十八年八月二日の下に近江國正六位上天高魂神從五位下とも見えたり、右の天照高彌牟須比命と、上に天照と冠て申すは、天照太神の警窟隱の時に功用有りしに依て稱奉れる事なり、寶鏡開始章第一一書に其御名の出でたる下に云べし)高は足氣にて、天中に充塞れる氣の伸び進みて足滿る義なり、然るは天中は琬の如く氣は水の如し、彼渾沌如雞子と云も天中に此の氣の満足へるが故に圓在て有るを知べし、雄略天皇二十二年御紀に、水江浦島子乘舟而釣、遂得大龜、便化爲女、於是浦島子が故に圓在て有るを知べし、感多禰理と訓ませたるは、其女に見感て情の動き起れるを云ひ、俗に陰莖を多禰理と云も其義にて、共に氣の伸進むを云へれば此も其例にて有べき事、傳一(陰陽不分條)に引合せ讀みて曉るべし、物に健と云も、水に沸と云も、皆此類の語なるなり、(古事記に、宇士多加禮斗呂々岐氏と有るを、此に膿沸蟲流と有りて、

流を多加流と訓ませたるも、右におなじ、此に爲吐と有るを、記に多具理と作れたる多具理は、口氣の外に餘り出づるなり、髮に多具と云ひ、繩に多具流と云も同じ、此を束ぬる事と爲るは非ず、又健き事を多具と云は、尾張風土記に、丹羽郡吾縵郷、品津別皇子生七歳而不語、皇后夢有神告曰、吾多具國之神、名曰阿麻乃彌加都比女云々と有るは、禍津日神なるに、多具は出雲國島根郡なる多久郷の事にて、荒魂の健きに依れる名なるを知べし、譽重が此考を見て、萬葉十四に古麻波多具等毛、十九に石瀬野爾馬太伎由吉氏の多具も多吉も、健き由なりと云へるは然る言なり)神皇產靈尊は、古事記には神產巢日神に作り、又神產巢日御祖命とも出で、高皇產靈尊に相配ひ給へる女神に御在す事、古語拾遺に、高皇產靈神を皇親神留伎命に、神皇產靈神を皇親神留彌命に當たる本註有り、又出雲神賀詞に、上に高天能神王高御魂神魂命云々と有て、下に於是親神魯伎神魯美乃命宣々と受けたるなど見えたるは、諳しく女神に坐が故なり、神名式に、出雲國出雲郡阿須伎神社の並に、同社神魂意保刀自神社と有るも、高御魂神の後神に坐る謂なり、又杵築大社の並に同社神魂伊能知奴志神社と有るは、大國主神の八十神の爲に被殺坐しを御子神を遣して令作活給へりし意の御名なり、又水戸家藏異本舊事紀には、神魂祝尊と有りと云へり、祝は祈年月次等の其神等に申す詞に、皇御孫命御世乎、手長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉と有る齋の義なるべし、舊古事記など、右に引ける書共に多く御字なきは、迦微武須比と訓べく、記傳に、古言に同音の二つ重なるをば、約めて一つに云ふ例此彼あれば、此も神御と美の重なる故に、多く約めて申し習へるなり、然れば神の微に、御は具はれり、神字迦微と訓むべしと云れたるが如し、但し月次祭詞に神魂高御魂と有るを、本朝月令に引けるには、神御魂とあり、此は神魂をも迦牟



美武須毘とも唱へたりし故に、然る本も有しなるべし、其は如何にもあれ、此紀の如く皇字の有には、迦牟美武須毘と訓奉るべき事、云も更なり、姓氏録には、多く神魂命と有るを、又、神御魂命とも記されたるを以て、御字は有るもなきも然訓べきも有るを知べし、(又神名式に、出雲國杵築大社の次に、同社坐伊能知比賣神社は此神には非じ、必ず彼神を令作活給へる盃貝比賣なる可く、又伊努神社の並に、同社神魂伊豆乃賣神社と有る、此も別神にて、天穗日命の後神なる事、隨に考得て神賀詞講義に云へり、必ず就て見るべし)神は氣聚にて、常に神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、神大市比賣命などと、御名の上に冠らせ云ふ崇辭の神と言は、同じき物から大に異なり、然るは男神の方より高と云ひて進來る氣を女神の方に待ち迎へさせ給ひて混和がり給ひて、天地萬物を成し給ふ義にて、傳一(神聖生其中條)に神は感なりと云へるが如く惟神にして、其氣の通ひて物を成して、其迹に所見謂なり、委しくは其下に就て見べし、大同類聚方に、於保奈牟智命乃美已止爾、比登乃美乃奈連流半自免波、安萬都美他麻美豆保乃計乃、不多通乎加波世云々と有る、天津御靈は、此の二神にて、其水と火氣と二つを交へ和し給ふ内に、孕りてある御靈を云へり、此即ち多祁理加牟斯と結び聚めて、一物を相成し坐せる謂なり、右に引ける雄略天皇御紀に、感を多祁理に、又傳一に引ける、皇極天皇御紀に感を加麻那に用ひさせ給へる、古人の用意を思ふに、浦島子のは其女に愛で、此方より其方に心の進む所なる故に多祁理と云ひ、鎌子連のは、輕皇子の所遇を得て心に黙止し難き所なるに依りて、加麻那氏とは云ふにて、此の高と神とは氣の動靜を云所なるにも、右の二を引て能く合へり、風土記及び神名式には見えざれども、出雲國造の新嘗に參向ふ社を、神魂社と書きて神魂を迦母斯と訓むも、彼國に傳はる舊訓にて、物を

資熟せる器の釜を迦麻と云ひ、米と水とを合せて酒に製るを釀と書きて、迦美とも迦牟とも迦母須とも訓めるも、此の感に相近く、又物を嚙など云ふも同語の例なる者なりかし、(和名抄麴藥類に、麴朽也、鬱之使生衣朽敗也、和名加無太知と有るは、釀立の義なり、右に例して思ふに、麴を俗に音便に加字自と云も、加無志にて釀實の義なるべし、儲こそ此も、又右の語の徴とは成りにたれ)皇産靈、此云美武須毘と有るは、美は精にて、其天中にて其多祁理と迦麻久と相成し坐るに資て成れる子にて、混がりて一物と成り、別れて天地となり、區分て萬物と成りて、如此く物の衆多なるも、天地と共に生々として少も不息るは、此二柱神等天中に在して、其精を産靈ばして天地を養ひ萬物を有たせ給ふなり、此事已に天御中主尊の傳に云へり、(今此に譬を一つ思ひ得たり、天御中主尊は戲場を構造て持てる人の如く、此二柱神は舞伎の如し、戲場は其體なれども、此は其見物人の爲に悦ばるゝ者に非ざるが如く、天御中主尊の御事は餘りに幽玄して其の妙なる旨、人の心も言も及ばぬ所に在る事なれども、舞伎の其事に預る眼よりは、舞臺の仕懸などに及ばぬ妙處有るが故に、其下風に居て仰き畏まるが如し)武須は、記傳に、産巢は生なり、其は男子女子又苔の牟須、又萬葉に草武佐受とも有り、物の成出るを云ふ、然れば産字は正字と見ても可し、書紀にも産靈と作かれ、又産日とも書ける事あればなり、儲、牟に此字を書くは牟牟と云はれたる、寔に然る言なり、第を古牟と詠ませ給へり」と有るは謂れたる言にて、産字尤に當れり、又牟は牟牟と云はれたる、寔に然る言なり、第三一書に、可美とある傳に、委しく云へるを此に見合すべし、(今も夫婦の始を契るを結ぶなど云ひ、又絲などに結ぶなど云へるは、此の字牟より約まれる牟とは異なるが如く見のれども、夫婦は合ひて一つに成る者なり、絲は結び



て一つに固る者なり、共に宇牟の義無しとは云ふべからざるなり、又絲を紬を宇牟と云も同例なり、毘は、記傳に、「書紀に産靈と書かれたる靈字能當れり、凡て物の靈異なるを比と云ふ、久志毘の毘も是なり、高天原に坐します天照大御神を、此地より瞻望奉りて日と申すも、天地間に比類もなく最靈異に坐が故の御名なり」と云はれたるは、動くまじき説なるに就て思ふに、久志毘の毘は、河合を加波比、坂合を佐加比など云ふ合の義なるべく、天日を云ふも、正書に精妙之合搏易と有る如く、天中に在らゆる精妙なる物の、合搏ぎ成れる由なるべし、若て物は孤獨にては奇靈なる事も何もなきを、相求め相合ひたる上にこそ思ひ議る可からざる事も成就ふ者なりけれ、大同類聚方に保豆禰乎牟須比阿都尤と續けて物の聚り合ひ結ばるゝ謂なるを曉る可し、（此に合と云は、男女の相慕ひ、磁石の鐵を吸ふ如く、互に相求め合混がりて、終に其勢力の一に成て、大に奇しく妙なる事有るに及ぶを云へるなり）記傳に、「産靈とは、凡て物を生成す事の靈異なる神靈を申すなり、此外に火産靈、稚産靈、生産日、足産日、玉留産日、角凝魂など申す御名もあり、牟須毘の意皆同じ、偕、世中に在りと有る事は、此天地を始めて萬の物も事業も、悉に皆此二柱の産巢日大御神の産靈に資て成出る者なり」と有るは、古より以降初めて此説の成れるにて、尊しと云はむも中々なり、其引れたる拾遺集歌に、「君見れば結ぶの神ぞ恨めしき、つれなき人を何造りけむ」狭衣物語に、「いと斯くも造り置き聞えさせけむ、結ぶの神さへ恨めしければ」など有る外にも、詞花集に、「心さへ結ぶの神や造りけむ、解くるけしきも見えぬ君かな」長清集に、「解けやらぬ人の心の難面より、結ぶの神を恨みつる哉」元輔集に、「袴着侍りしに、千年をば我ならずとも木綿纏、結ぶの神も祈り懸くらむ」十六夜日記に、「晝つ方行き過ぐる道に、目立

つ社あり、人に問へば、結ぶの神ぞと聞ゆると云へば、守れ唯契り結ぶの神ならば、解けぬ恨に我迷はさで」など有れば、何れも右の拾遺集を本歌にとれるのみこそ有けれ、作者に心得有りて詠めるには非ざれども、皆共に此二柱神に係けたるなり、（但し武須毘を武須夫と云は訛れるなり、何れも唯結ぶと云ふ言を以て仕立たる者にて、何の至りも深からぬ物から、然すがに微とも爲るべき事多在り、和名抄に、日本紀云、産靈無須比乃加美と有るは、皇字を除きたる訓なり、然れども其は稚産靈神、津速産靈神などの産靈こそ有りけれ、此二柱神に限りては、正しく美無須比と訓み奉るべき事、右にいへるが如し）顯宗天皇三年御紀に、月神著人謂之曰、我祖高皇産靈尊、有預鑿造天地之功、宜以民地奉我月神、若依請獻、我當福慶云々奉以歌荒樺田と見え、又次に、日神著人謂阿閉臣事代曰、以磐余田、獻我祖高皇産靈尊とあり、此にも有預鑿造天地之功と詔ひけむを、先に譲りて略かれたる者なり、偕、此二つ共に、高皇産靈尊一柱をのみ出したれども、神皇産靈尊をも並べて御諭有しなり、何を以知るぞならば、右の磐余田は大和國十市郡なるに、神名式に、十市郡目原坐高御魂神社二座（並大、月次、新嘗）と有るを平田翁説に「其一柱は神皇産靈尊なるべし」と云はれたるが如くなればなり、若て右の預鑿造を、舊く曾比阿比伊多勢流と訓めるを、記傳に阿比都久理麻志々と訓まれたるは愛たけれども、預字を訓み漏らされたり、綏靖天皇御紀に、預者の二字を阿曾布毛能と有れば、阿比の比を脱せるなり、其傍訓阿比伊布比登と有を以て知るべし、又繼體天皇二十一年御紀に預字を久波々流と有るを合せて曉るべきなり、皇極天皇元年御紀に預造と見えたるなどは、字書に預與豫通と有る意なれども、此は副字の義なり、同三年御紀には、預を麻自利氏と訓みて、交際の意に用ひ、孝徳天皇



元年御紀には、預を久波々流と訓みて、加勢の義に被用たるなどを合せて考ふるに、此預鑿造の中には、預字ぞ殊に眼目には有りける、(右の高皇產靈尊の尊字、本には脱せるを、若槻某が見たる卷本に在る山、同人の著せる某と云ふ書に所見たるに従ひて今補へり、鑿造の二字は阿比伊多勢流よりは、阿比都久流の方宜しかるべし、名義抄に、預を豫の俗字として、其訓に、阿豆迦流とも麻自波流とも有を合せ考ふべきなり) 右の如く、預は副加はる由なるは如何と云に、天は可美葦牙彥舅尊、天常立尊、地は國常立尊、豐斟野尊と持ち分けて、其神等の鑿造り給へるを、此高皇產靈尊、神皇產靈尊と二柱は、其上に在して幽贊給ふが、即ち副加はらせ給へるにぞ有ける、鈴屋大人も、既に其意なりし故に、其とはなしに擧られたる記傳の説を摘て云は、一先伊弉諾尊、伊弉冊尊の、國土萬物をも諸神をも生み成し給へるは、此神等の詔命に依り、又其時の唱和の前後の次第をも教へ給ひ、其事を善く成さしめ給ひ、神功既に至り坐し、徳も亦大に成りて、天に復命し給へるは、其結びにて天神と申すは、専ら此神なる事、人の知れるが如し、天石窟隱の時には、古語拾遺に、高皇產靈神會八十萬神於天八湍河原、議奉謝之方と見え、其時にも天孫降臨の時にも、其事思慮給ひし思兼神は、此神の御子と見え、天照太御神に相並び坐て大御詔仰せて、皇御孫尊の初國所<sup>クニ</sup>知<sup>レ</sup>食<sup>レ</sup>す萬の事共成り、大己貴命に少彥名命相並び坐て國土經營の事共成り、天忍穗耳尊に萬幡姫命兒、玉依姫命相配坐て皇御孫尊を生み坐せり、是等何れも相並び坐神有りて、此神の產靈の御功の成れる狀なるも、深き理有る事なるべしと云はれたる、此相並び坐す神有りて事の成れるなむ、右の有預鑿造天地之功と云者にて、天地の初時より次々に成り坐せる神は更にも云ず、此神の產靈に資て成り出づるのみならず、萬の事業の上に、其副加はり

て其を令成給ふ者なる事灼然し、(記傳の右文は、唯其意を取りて補ひも削りも爲て引けり、見む人怪しむ事勿れ、又同書に、「大體是等を以て、世に諸の物類も事業も成るは、皆此神の產靈の御徳なる事を考へ知るべし」と云はれたるは、然る言なり、次に云へる幸魂奇魂の事をも、亦見合すべし) 右の預鑿造と云ふに、猶思合せらる事多在り、其は寶劔出現章第六一書に、大己貴神、遂到出雲國、乃興言曰、夫葦原中國本自荒茫、至及磐石草木成能強暴、然吾已摧伏莫不和順、遂因言、今理此國唯吾一身而已、其可與吾共理天下者、蓋有之乎、于時神光照海忽然有浮來者曰、如吾不在者、汝何能平此國乎、由吾在故、汝得建其大造之績矣、是時大己貴神問曰、然則汝是誰耶、對曰、吾是汝之幸魂奇魂也、大己貴神曰、唯然、迺知汝是吾之幸魂、今欲何處住耶、對曰、吾欲住於日本國之三諸山、故即營宮彼處、使就而居、此大三輪之神也と有るを熟考ふるに、大己貴神は已命の御徳を以て、大造の績を得建て給へりと所思して興言し給ひけるに、其を抑へて幸魂奇魂神の顯れ坐して、却に其神の御功の如宣へりしを、然すかに得曉り給ひし故に、其宮處を問ひ奉らしければ、三諸山に居らむと宣ひし任に、其處に鎮め奉り給へりしなるが、此に大三輪之神也と有るに依りて、大物主神と爲るに非ざる事、已に神賀詞講義に註せるが如く、古事記にも、答曰吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上、此者坐御諸山上神也と有りて、神名式に、大和國城上郡神坐日向神社(大、月次、新嘗)と見えたる是にて、大神大物主神社(名神大、月次、相嘗、新嘗)とは異なるが故に大神に對へて神坐とは有るなり、又宇陀郡神御子美牟須比命神社は、決く其神の御子なり、然らずは大神大物主神の御子と有らむ神に、美牟須比命と申す御名の似着きても通えざるを如何にか爲む、此を以て幸魂奇魂と申すは、右の預



鑿造給ふ御靈なる事を思ひ定む可し、(然れば右の大三輪之神也の大は衍か、又は撰者の何心もなく書れたるにも有べし、大物主神の方には何れも大神と申せる格にて、城上郡狹井坐大神荒魂神社五座、添上郡率川坐大神御子神社三座などと此等には、唯に神と耳は記されざるを思ふべし、此幸魂奇魂の事は殊に深く考へ得たる事有りて、生島詞及び神賀詞の講義に云へるを、傳には右の章に就て云ふべく思ふ物から、此にも其端を云へるなり)又記傳に、「世に神はしも多に坐せども、此神は殊に尊く座座て、産靈の御徳申すも更なれば、有るが中にも仰ぎ奉るべく崇め奉るべき神になむ坐しける、儲、此大御神は、如此二柱坐すを記中に其御事を記せるには、二柱並び出で給へる處はなくしき、或時は高御産巢日神、或時は神産巢日御祖命と、旁一柱のみ出で給へる、其御名は異れども、唯同神の如聞えたり、抑如此二柱にして一柱の如く、一柱かと思へば二柱にして、其差の髣髴しきは、甚深き所以有る事にぞ有るべき」と有るに就て猶考るに、此二柱神はしも、天御中至尊の荒魂和魂の如く御在し坐て、天照大御神の荒魂枉津日神、和魂大直日神に應へる者と推し察り奉らる、(但し荒魂和魂の善惡の義を取るなどは、甚じき僻事なり、荒魂とは物に進む方の御魂を申し、和魂とは御身に和み鎮まる方の御魂を申せり、神功皇后御紀に、既而神有誨曰、和魂服王身守壽命、荒魂爲先鋒而導王船と有る、此一を以て曉るべし、其委しき事は、祈年第三詞、及び伊勢太神宮詞の講義に説き、又四神出生章第六一書、枉津日神、直日神の下に云べし)祝詞に、神漏岐神漏美命と申して、萬の事の始を成し給へるは、此二柱神に坐す事、上にも註せる如くなるが、紀記共に其御事を記されたるに、二柱並び出で給へる處はなくして、旁一柱耳出で給へるは、甚深き故有る事にて、萬の事業の上にも、荒魂の事には高皇産靈尊、

和魂の事には神皇産靈尊と、其並び坐て神議り給ふ中にも、其方に主たる御名を擧て傳へさせ給ふ者にぞ有ける、厭乞其一二例を出さば、天石窟の時、又御天降の時などは荒振神の所爲なる故に、高皇産靈尊の御名多く出でたる中に、甚尤けきは天孫降臨章第一一書、天稚彦が雉を射たりし矢の天に到ける時の文に、天神見其矢曰、此昔我賜天稚彦之矢也、今何故來、乃取矢而咒之曰、若以惡心射者、則天稚彦必當遭害、若以平心射者、則當無恙、因還投之と有る天神を、正書及び古事記には高皇産靈尊と見え、此必當遭害を記には天若日子於此矢麻賀禮と有るを以て、予が説の強ざるを思ふべし、又神武天皇御紀に、御軍の半なる時に、勅道臣命、今以高皇産靈尊、朕親作顯齋、用汝爲齋主と有りて、後に躬自齋戒祭諸神、遂得安定區宇と見えれば、自餘の神等をも祭り給へるなるに此神を主と立て齋かせ給へるは、其御稜威を仰ぎ奉らせ給へるが故なる事著明し(古事記には彼神劔を降し給へる事には天照大御神高木神二柱神之命以と見え、八咫鳥を遣せ給へる事には高木大神之命以と有るは、共に事實に叶へるを、御紀に天照太神一柱にのみ係けたるは、事略て聞ゆめり)又古事記、大宜津比賣神の御身より種々物の成れる所には、故是神産巢日御祖命取茲成種と見え、大穴牟遲神の八十神に被殺坐し、件には、爾其御祖命哭患而、參上于天、請神産巢日之命時、乃遣鬻貝比賣與蛤貝比賣、令作活など有るは、和魂に坐せる故にて、右の高皇産靈尊とは反對也、所以に御巫祭神八座の中なるも、神産日神、高御産日神と次序し、祝詞にも神魂、高御魂と有て、常に神漏岐神漏美命と申す例に異るは、皇御孫命御世乎長御世登堅磐爾常磐爾齋比奉茂御世爾幸門奉と有る如く、事なき節に大御身の守護をのみ祈らせ給ふが故に、二柱共に並べ擧げたるも、其專と有る方を先には爲られ



つる者なり、彼神功皇后御紀なる神の御誨には、和魂服王身而守壽命、荒魂爲先鋒而導師船と見え、皇后の御方には、則搗荒魂爲軍先鋒、請和魂爲王船鎮と有るを合せて思ふべく、又四時祭式鎮魂條には、右の神魂、高御魂神等の八神に、大直日神一座を合せ祭らるゝを以て、和魂を主として、神産日神を先に被定たる所由を思ふべき者なりかし、(然るを古語拾遺神武天皇段には、爰仰從皇天二祖之詔、建樹神籬、所謂高皇產靈、神皇產靈云々と次序たるは、當然の事にて宜しくは有れども誰しも知れる右の次序には違へる、神魂、高御魂と錯置たるに由縁勿らじやは、此は高千穂大宮に事始めて祀祭給へる神等に坐せば、天神の御教に依りて如此く定め給ひけむと所思きなり、委しくは祝詞講義に就て見るべし、夫妻二柱並び坐す中に、女神を先に爲る例は、賀茂御祖神社二座などは、大己貴命と玉依姫命と二柱なれども、其后神の方は左に、夫神の方は右に在して、其后神の方を主と爲て御祖神社と申すが如し)右の御巫祭神八座の餘にも、此神を祭れる社は、神名帳に山城國乙訓郡羽束師坐高御産日神社(大、月次、新嘗)和名抄郷名に羽束(波豆賀之)とある是なり、垂仁天皇三十九年御紀に五十瓊敷命に賜へる十箇品部の中に、神矢作部などに並びて泊樞部と有る、其品部の居りし地なり、羽束師とは矢の羽を著る義なるべし、此地に祀祭れる事は彼顯宗天皇三年御紀に、奉以歌荒樞田(歌荒樞田、在山背國葛野郡)と有る、其時迄は未だ官社の狀ならざりしを此より其に此田を寄せて齋き始め給へるなる可し、郡も隣りて遠からぬに、其時に御誨有りし月神は、葛野坐月讀神社(名神大、月次、新嘗)に坐せばなり、文武天皇大寶元年御紀に勅山背國云々、波都賀志等神稻自今以後給中臣氏と有れば、歌荒樞田も其時などよりや廢れけむ甚可畏き御事なり、天神本紀なる天物部二十五部の中に、羽

東物部あり、然れば右の泊樞部は、饒速日命の率て天降り給へる天物部なりけり、姓氏錄(攝津國神別天神)に羽束天佐鬼利命三世孫、斯鬼乃命之後也と有るは其部なるべく、又同書(攝津國皇別)に、羽束首天足彥國押人命男、彥姥津命之後也と有るは其長なるべし、此は此神社に屬たる事には非ざれども、地名に就きて云なり、(後撰集に「忘られて思ふ歎きの繁るをや、身を羽束師の杜と云らむ」と有るを始として、後の歌に羽束師を恥かしに寄せて多く詠めり、山城志に今在下鳥羽西南志水村と云へる是なり、或書に、羽束師杜所祭天兒屋命、相殿猿田彥、右社家記也、と云へれば、已く祭神の傳を亡ひしにこそ、但し、御紀に壹伎縣主先祖押見宿禰侍祠と有るを、姓氏錄に、壹岐直、天兒屋命十一世孫雷大臣之後也と有れば、その祠れる人の祖神と打ち混れつるなるべし)大和國添上郡宇奈太理坐高御魂神社(大、月次、相嘗、新嘗)は、持統天皇六年御紀に十二月甲申奉新羅調於五社、伊勢住吉紀伊大倭菟名足と有りて止事なき列に御在せり、記傳に三代實錄元慶三年六月八日丁卯、授法華寺正三位高御産栖日神從二位と有るを此社なる由云はれたるは然る言なり、玉海、治承二年十一月春日使條に、傳饒岡の事を自法華寺鳥居一町許北行路、西邊岸上也と云へる鳥居は、此神社のなるべし、(兼俱本書入に、武内宿禰勸請也と有るは然る古説も有けるならむ、大和志に、在法華寺村、稱揚梅天神と云へり、予嘉永三年五月に詣たりしに、法華寺の西南田中に立たせ給へり、彼寺の鎮守として奉崇る由なり、右の宇奈太理は溝の事なり、座摩神詞、及び神賀詞講義に云へり)十市郡目原坐高御魂神社(並大、月次、新嘗)は、彼顯宗天皇御紀なる日神の御誨に依りて祀り給へるなるべき事上に云へるが如し、三代實錄に貞觀元年正月廿七日、授目原坐高御魂神從五位上と有るは、今一座の神名を漏されたるにや、同じ八年



三月二日授大和國從五位下神皇產靈神正五位下とあるは從五位下、若くは上の誤なるべし、然して高御魂神も、此時に同じく正五位下には進み給へるならむを、互に漏せるなり、然らずては、右の八年の神名を收むべき社有る事なき者をや、又同十七年三月廿九日壬子、授大和國正五位下神靈產魂神從四位下と有り、(但し此御社の所在今詳ならぬは、御名の埋れ給へるにて甚可惜し、彼御誨を見るに、月神のは以民地奉と有りて、何れとも田地を指して宣はざるを、此なる日神の御命には、以磐余田獻と有れば、必其邊なる可き事所<sub>レ</sub>知たり、後人其心を得て探索奉るべし)壹岐島壹岐郡高御祖神社は祖は、魂の誤なるべし、同郡月讀神社(名神大)有るも由有る事なり、右の顯宗天皇御紀なる月神の御言の終に、壹岐縣主先祖押見宿禰侍祠と有るは、山城國にての事なれども、其本貫<sub>ニテ</sub>も其裔<sub>ナド</sub>の祀祭<sub>ル</sub>可きを思ふべし、(姓氏錄右京神別天神に、壹岐直天兒屋根命十一世孫、雷大臣之後也と有り、然れば其島より出でたる子孫なるなり)對馬島下縣郡高御魂神社(名神大)有りて又此に阿麻氏留神社立せ給ふ事は、右の御紀に依れる者なり、續後紀に承和四年二月甲子朔戊戌、對馬下縣郡、無位高御魂神奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>從五位下<sub>一</sub>と見え、又三代實錄に、貞觀元年正月廿七日甲申、奉<sub>レ</sub>授<sub>ニ</sub>對馬島從五位下高御魂神從五位上<sub>一</sub>、同十二年三月五日丁巳詔授<sub>ニ</sub>對馬從五位上高御魂神、天氏留神、並正五位下<sub>一</sub>と有り、偕、其は日神の御誨の終に、對馬下縣直侍祠と有るは、大和にての事なれども、猶其本國にも移して仕へ奉れりし者なり、(姓氏錄攝津國神別天神に、津島朝臣、大中臣朝臣同祖、津速魂命三世孫天兒屋根命之後也と有り、又未定雜姓攝津國に、津島直、天兒屋根命十一世孫雷大臣命之後也とあり、古事記に、天菩比命之子建比良島命、此津島縣直之祖也と有れども、此には非らじ)又河內國高安郡天照太神、高座神社二座(並

大、月次、新嘗、元號春春日神)は、上にも引る上田百樹説に「天照太神と共に並び坐せば高御產日神に御在するべし、尾張國愛西市郡高座結御子神社(名神大)を考ふべし」と云へるに就て考ふるに、續後紀に承和二年十二月壬午高座結御子神奉<sub>レ</sub>預<sub>ニ</sub>名神<sub>一</sub>、熱田大神御子神也と有るに依りて、社説に足仲彥天皇など云ふは妄にて、御子也とは神の御子の謂に非ず社に就て云ふ者なり、然れば高座結神とも申せるを略きて、高座神とも申せるなるが、彼高木大神とも申奉る高木は高城、高座は字の如くにて、共に此神等の常宮敷給<sub>ニ</sub>天<sub>一</sub>上<sub>一</sub>の上の事に依れる御名なり、天<sub>二</sub>上<sub>一</sub>は此神の都城なる事、已に中臣壽詞講義に説きたるが如し、又高安郡と云ふも此神に依れるにや、安<sub>ハ</sub>蕃<sub>ノ</sub>息<sub>ノ</sub>義<sub>ニテ</sub>産靈の義なる事下(埴山媛條)に云へり、三代實錄に、貞觀元年正月廿七日、授<sub>ニ</sub>從五位下春日神從五位上<sub>一</sub>と見ゆ、河内志に、在<sub>ニ</sub>教興寺村東山<sub>一</sub>、今稱<sub>ニ</sub>辨財天<sub>一</sub>と云へり、又式に丹波國水上市郡高座神社有り、同神なるべし、(此元號春春日神の號を、一本には名と有り、又一本には元名號とも見えたり、偕、春日神と云は、大和國春日社の神戸ならむかと年頃思へりしを、今に至て疑を開きたり、其は續紀に、養老元年二月壬申朔、遺唐使祠<sub>ニ</sub>神祇於蓋山之南<sub>一</sub>と有るは、彼神武天皇の顯齋の例にて、高皇產靈尊を前に立て被<sub>レ</sub>祭<sub>ニ</sub>祭<sub>一</sub>なるべし、彼顯宗天皇御紀なるも、大御使を任那國に下し賜ふ時なるを思ふべきなり、偕、萬葉十九、春日祭<sub>ニ</sub>神之日<sub>一</sub>、藤原太后御製歌と有るも春日社よりは以前の事なり、又三に、春日乎春日山乃、高座之御笠乃山爾と詠めるなども、高御座の上には蓋<sub>ヲ</sub>を覆ふ山なる發語と見ても宜しかれども、猶然のみに非ず、彼神祭の事をも持ち込みたるなり、然れば春日神は其蕃國の事に依る御料の神戸なりし故に、此にも然云へるなりけり)



一書曰。天地未生之時。譬猶海上浮雲無所根係。其中生一物。

如葦牙之初生渥中也。便化爲人。號國常立尊。

天地未生之時とは、浮雲の如くなりし物出來りて浮漂よへりし程の事にて、其物未だ天とも地とも成らざりし時を云ひて、第三一書に、天地混成之時と有るも同じ趣なる傳なり、口訣に未生、將開闢時也と有るは謂れたる事なり、其は此文の浮雲は天地の混成し物なるが、其中より如葦牙なりしは清み升り去りて天となり、迹に止まれるは地となれる物なる事、佗傳共に同じければなり、(古史徴に記傳に「開闢之初又天地初判云々よりは天地未生之時と云へるは聊委しく云へるなり」と有るに據て此文を取りて、於高天原成神云々の上に置かれたるは如何なる事なり、此は其神等の産靈に依りて一物の成れる其始終を云はむ爲なる故に、其に係けて天地未生と云へるにこそ有り、唯世の始を大朴に云ふ所ならざる事、右に云へるが如し、又纂疏に、生、猶生熟之生也と有るも誤なり、所以に通證にも、如據此說則未字蛇足也と云ひける者をや) ○海上は鈴屋大人の宇那波羅と訓れたるに従ふべし、和名抄に海百川所歸也、(和名宇三)又溟渤(和名於保岐宇三)又滄溟(阿乎宇三波良)とあり、然れば宇美能波羅を切て然云ふなりけり、四神出生章第十一書に、吹生大地海原之諸神矣と有りて天地に對へ、萬葉一(七丁)に國原波羅立籠、海原波加萬目立多都と、此は池を海に見立てたるには有れども、國原に對へて海を海原と詠み給へる者なり、然れば此は唯海面の事なり、但し同章第六一書に、滄海原潮之八百重と有るは、國土海原を合せたる名なる事、其所に云へる如くなれば別なり、(海を宇美とも、和多とも云へるは、大地を都知とも久爾とも云ふが如し、萬集五には、

宇奈原能邊爾母與爾母など詠みて、外にも多き語なり、猶下に云ふべし)上は漢文に謂ゆる虚字の如くには有れども、齊明天皇五年御紀甘檮丘東之川上と有りて、下に川上此云箇播羅と注せる如く、古書の例多く原と訓せたり、然れば四神出生章、生日神云々の授以天上之事とも、擧於天上と有るも、第六一書に、天照太神者可治高天原也と有るに依て、天上を阿麻能波羅と訓むべきなり、古事記石屋戸段なる天安河之河上を、此には天安河邊に作りて、河上、河邊共に河原と訓めり、原とは廣く平なる處を云稱なれば、海上を然訓みて能く叶へり、(瑞珠盟約章第一一書に、背上と書きて曾比良と訓ませたるも、背の平なる所なるを以て、背腹の意を以て記るなり、海上を古史徴に和多乃閑と訓まれたるも惡からねども、猶宇那波羅の方宜し) ○浮雲は、屯屯として虚空に漂ふ雲なり、中臣壽詞に、天乃浮雲仁乘互と見ゆ、然れば宇伎具毛と訓むべきなり、浮は、萬集三(二十六丁)に、雲居奈須心射左欲比、十一(四十五丁)に、天雲之絶多不心など詠める如く、落着かざる義なるなり、(御紀には、多く浮を宇加倍流と訓みたりども、浮霧、浮船などの宇伎と同じく、此も體に云ふ所なれば、引續きて宇伎雲と云べし)右の浮雲を、今本には浮雲と誤れるを、記傳に引かれたるに依れり、然る善本の有りしなる可し、然從ひ改めたるは、海上に雪の浮くと云ふ事も根係ると云ふ事も有るべくも非らぬ事なるが故なり、古史徴にも其說に従ひ、猶類聚國史一本、又秘說本にも、浮雲と有り云はれたるが如し、(然るを、口訣に海上浮雲、陽氣發散貌、以昇譬沈と有るは心苦しき說なり、浮雲は浮膏なども云へる同じ物なれば、陽氣などの事を以ては云はれぬなり) 倭、浮雲は譬には有れども、正書に溟洋而含葦牙なども云へる如く、浮膏と成るべき其始は、彼二柱神の陰陽の氣の結び成れりしなれば、如何にも今の物に譬へて



云は、浮雲の如く在りしより、漸次に程を経て如く浮膏に成りて、大に黏りたる物なり、然れば唯漂蕩ふ状をのみ譬へたりと軽く見る可からざる者なり、(此事、已に傳一、猶淤魚之浮水上也の下に委しく註せり、凡て神代の傳は、如く此き譬と雖も皆儘に其物の實を以て、物爲させ給へるなれば、一として容易からざるなり) ○無所根係は日本後紀に、山出雲雨とも有る如く、雲は山より多く成りて、山に常に係る物なるを、洋々と爲たる海上に浮べる雲などは、左行き右行き其寄方定まらざる故に、根係る所なしと、海上を此に持ち出で云ふなり、此時海も何も未だ有らざりし程なれば唯此根係る所なしと云へる浮雲にのみ眼を著て、一物と成り出べき太初モトハジメの形貌をば知るべくなむ有ける、(通證に今按、無所根係、言消而不積也、氣氤氳騰難見形色之喻と有るは、雲と有る本を外に爲たる説にて、云ふも足ざるなり) 浮雲は寄方定らざる物には有れども、山を根係る所と爲るは常なる故に、此は海上なれば其反なる故に然云へる者なり、萬葉三(十四丁)に、三吉野之御船乃山爾立雲之常將在跡と詠める如く、山には雲の立居る事常なるは、其根係る所有るを以てなるを思合すべし(浮字に深く力を入れて見るべし、未だ落ちつく所なくして漂ひ巡りしなり、千載集に、天雲の係る浮世も晴れざらめやはと詠めるは、憂を浮に取成したるなり) ○其中生一物は、正書に天地之中有二物と有るが如し、此は浮雲の漂蕩へりし其中より、如く葦牙物の萌え騰れりしを、生一物と云へるなり、(平田翁説に、今本共に物の上に一字あり、古本無きに依べき由に云れたれども、其は誤なり、凡て此傳は正書に相も異らぬを、若し無きを宜しと云は、正書も然云ずては叶はず) ○初生蕨中ハジメニの初生は、淤比會牟流と訓まれたるに従ふべし、記傳に引れたるには、抽出をも此をも、共に母延と訓まれたるは、如く葦

牙因萌騰之物と有るに依られたるにて、儘には所思る物から、同じ言に殊更めかしく別字を用ひらる可くも非ざれば、彼は彼、此は此と訓み分てらむこそ却に宜しかるべけれ、生は大振にて、物の芽の振ひ起る義なり、(萬葉二に、不生有之草生爾來鴨と有りて、草木共に牙初るに云ふ事常なり) 蕨中は、右の浮雲を根として生初むるが、其狀葦の角芽ツノメむ如くなりしより、蕨中とは云へるなり、仁徳天皇十一年御紀に、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、道路亦ウレチアリ 蕨と有る蕨を、宇比地と訓めれば、此も然訓むべきなり、允恭天皇四年御紀に、蕨納釜煮沸、攘手探湯ウレチヲ 蕨と有るをも然訓めりき、(和名抄に、泥は土和水也、和名比知利古、一云古比千と有れども、右の二の訓に倣ふべし、猶宇比地の事は傳三なる御名の下に云ふべし) ○便化爲人號國常立尊は、傳一(便化爲神條)に云へる如く、葦牙は外の事にして、其地に就て神は成坐せりとの傳なれども、古より連ね讀む故に、葦牙の神に化る由に人皆思へり、偕、此の人字の上に神を脱せるか、鈴屋大人説に、化爲人は、上にも神人と有れば、此も然有りけむを、神字脱たる可し、人とのみは書かる可からずと有るが如し、(若は、口訣に、人亦訓嘉美と有る、其如くなりけむも知るべからざれども、人と書きて神と訓む事は、餘なる事なり)

一書曰 天地初判 有物若葦牙 生於空中 因此化神 號天常  
 立尊 次可美葦牙彥舅尊 又有物若浮膏 生於空中 因此化神  
 號國常立尊



天地初判とは、混成る一物より、若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>物生ひ出で、昇り、其<sub>レ</sub>殘<sub>レ</sub>在る物は、謂ゆる若<sub>レ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ふ狀に成れる、是を云へる者なり、但し有<sub>レ</sub>物若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>と云ひ、又有<sub>レ</sub>物若<sub>レ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ひ、其<sub>レ</sub>と此<sub>レ</sub>と各別に成れる狀にも聞えて、如何なる事にも所思<sub>レ</sub>のれども、(記傳三にも、「此傳を引れたる下に、此には浮膏の如くなる物と、葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>の如くなる物と、本より別に生れる狀に云へるは、少か異なる傳なり、然れど天と地との分れたる事は、此の傳にて殊に著明く聞えたり」とあり)熟思<sub>レ</sub>ふに、物の出來始を云ふ時は、先若<sub>レ</sub>浮膏<sub>一</sub>と云ふ物有りて、若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>と云ふ物は其中より芽み出たる者なり、然れども正書に、天先成而地定と有る如く、天地の成定<sub>レ</sub>まれる先後を以ては、天に成坐る神は先にして天を成し給へる事早く、地に成り坐る神は後にして地を定め給へる事晚き故に、此く物の始よりは神の始を立つる故に、如此く、有<sub>レ</sub>物の後に、又有<sub>レ</sub>物の事には又有<sub>レ</sub>物の事には及べりしかども、其意を得て見る時は、少かも異<sub>レ</sub>在る事なくして、鈴屋大人の説の如く、天と地との分れたる事は、此傳にて殊に著明く聞えたり、(然るを、古史徴に、「彼混成て漂在る物の中より、葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>の如き物の生れるとは別に、又浮膏の若<sub>レ</sub>き物<sub>一</sub>の生たるとの事なり、其は何處に生れると云ふに漂<sub>レ</sub>在る物の根底に垂り下り生りて、此即ち根國底國と成れり、此に因りて成り坐る神名を、國底立と申して、天の底に生り坐る天常立尊と、相對へたるにて知べし」と云はれたる、一應は然る事ながら、其<sub>レ</sub>混<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>て漂在る物は、即ち浮膏の若くなる物なる事、古事記、及び此紀の傳々も然なるを、其根底に垂り下りて同じ物の成れる意に見られたるは、甚々傍痛き事なり、其は漂在る物は浮々として縮らざりけむ、故に垂下るとも云は<sub>レ</sub>云ふべけれども、其漂在る内に、謂ゆる公運私運の事共有りしかば、一滴の水一撮の土と云へども、地外に散ると云事(△庸彦云事の下になし

の二字脱か)今も然り、此は謂ゆる豫美都國を立てむ種子と爲られたる文ながら、甚々可<sub>レ</sub>畏<sub>レ</sub>き僻説なり、天下には無上<sub>レ</sub>此の大御正史に始めて出で給へる大神等を、其穢繁國と云ふへ逐<sub>レ</sub>ひ奉らむとは、言ふに斷えたる妄説なり)○有<sub>レ</sub>物若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>、生<sub>レ</sub>於空中<sub>一</sub>は、次なる又曰有<sub>レ</sub>物若<sub>レ</sub>浮膏<sub>一</sub>、生<sub>レ</sub>於空中<sub>一</sub>と有る、其中より生り出たる事、右に云へるが如し、正書に、洲壤浮漂、譬猶<sub>レ</sub>游魚之浮水上<sub>一</sub>也、于時天地之中生<sub>レ</sub>一物<sub>一</sub>、狀如<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>と有る、此は浮漂よへる洲壤の未だ遊魚の水上に浮べる如き中より出でたりしなり、第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶<sub>レ</sub>海上浮雲無<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>根係、其中<sub>レ</sub>物<sub>一</sub>、狀如<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>之抽出<sub>一</sub>也と有るは、此の傳に同じく、第五一書に、天地未<sub>レ</sub>生之時、譬猶<sub>レ</sub>海上浮雲無<sub>レ</sub>所<sub>一</sub>根係、其中<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>一物<sub>一</sub>、如<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>之初<sub>レ</sub>生<sub>レ</sub>濕中<sub>一</sub>也と有るは、浮雲の猶<sub>レ</sub>くなりし中より生り出たるにて、右の游魚と云ひ浮膏と云ひ浮雲と云へるは、皆同じ一物なるが、何れの傳も若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>物の成り出し狀同じければ、此一のみ異なる可<sub>レ</sub>くも非ざるを思ふべし、(右にも云へる如く、有<sub>レ</sub>物、又有<sub>レ</sub>物と、別々に見る時は、突然<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>物の空中に生れる事に成て佗傳々の趣に合はざるなり、古事記にも、國稚如<sub>レ</sub>浮脂<sub>一</sub>而、久羅下那洲多陀用幣流之時、如<sub>レ</sub>葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>因<sub>レ</sub>萌騰之物<sub>一</sub>成神云々と有りて、右に引ける第二一書に異ならず)然れば此傳は、始に天地初判と大綱を云ひて、次に天は云々して成り地は云々して成れりと、小目<sub>レ</sub>して云へる故に物には先後の論ひ有れども、神の成り坐る次第も、天地の定れる次序に於ては、甚々分明しき事、佗の傳には遙に立ち勝れる者なりかし、(纂疏に、葦<sub>ノ</sub>牙<sub>一</sub>主<sub>レ</sub>氣而言、浮膏<sub>一</sub>主<sub>レ</sub>形而言と宣へるは、言<sub>レ</sub>痛<sub>レ</sub>き御説ながら、其意味無きにしも非ざるなり、但し天は唯積氣耳なりと云ふめる説々は、漢籍に溺れ惑へる説なれば取に足ず、此に云ふ天は、例の形有る天なる事、次に云を見て知るべし)○因<sub>レ</sub>此化神は、第二一書に、因



此有化生之神と有るよりは、甚く切めて書かれたる耳こそ有りけれ、其義は本より同じ、(化神の説は傳一便化爲神の下、及び第一一書、自有化生之神の所に註せれば、其に依て見るべきなり) ○號天常立尊は、可美葦牙彥男尊の次に在るべきを、此は若葦牙を天に、若浮膏を地に、天常立尊と國常立尊と相對へられたる事、此傳の主意なるが故なり、(然るを、口訣に、天常立尊者、天御中主尊也、以國常立尊、對天常立尊言と有るは、如何にぞや、此は舊事紀の神代系紀に、天御中主尊、亦云天常立尊とある、妄を受けて妄を傳ふる者なりかし) 天常立は、天之所擬立なる事、正書に、其清陽者薄靡而爲天の下に云へるが如く、其天は即ち天日を云なり、常は、其天の堅固にして不動る義なり、立は、造立なる事、國常立尊の下に註せるが如し、(傳一、爲天條、天先成條に、此神の御名を擧げて委しく云へれば、其に譲りつ、常立は國常立尊の常立に同じくして、底立と云は別なり、此次に云ふを見るべし) 此神の亦御名の事は、第三一書に、天地混成之時、始有神人焉、號可美葦牙彥男尊、次國底立尊と有るを、古史徴に引ける一古本に、國を天に作れるも有る由に云れたるは、天底立尊と申せる御名も有りし故に、斯る異同も有るなりけり、姓氏錄(左京神別天神)に、伊勢朝臣、天底立命六世孫天日別命之後也と見え、神名式に、伊豆國田方郡、阿米都瀬氣多知神社とある、曾許と瀬氣と近き言なるをも、又考ふべき者なり、(又遠江國敷智郡、曾許乃御立神社あり、三代實錄に、貞觀四年五月朔日、遠江國正六位上曾許乃御立神從五位下とあれば、乃は衍には非ざりけり、然れば曾許多知と常には申すを、延べては曾許乃御立と申す事なめり) 天底とは、天日を天中央と定めて、天常立尊、此を造り立て給ひ、其より無數に分れ散りて恒星の列なれる別天を云ふ稱なり、若て其最上に在るは日之少宮にて、

西蕃に謂ゆる天極紫微宮なる者なり、此事已に傳一(天地未剖條)に云へり、萬葉十五に安米都知乃曾許比乃字良爾、四に、天雲乃遠隔乃極、九に、天雲乃退部乃限などは、天に地と云ふ證なり、倭姬命世記に載する古語に、天船者大之曾已立、地船者地之御都張と有るは、船艇の浮べる狀を云語なるが、天船云々は天に譬へらむには、天底立の如く連聯きたりと云事なり、此を以て、天底立は列星の屯々と爲るに云へるを曉るべし、(其は地之御都張とは、其天の底としも云ふは、青雲の向伏狀を地の御幌と云事にて、船の多く浮びて陸の幌とも成り塞る如きを形容りて云ふなり、此を以て天底立と云る狀をも又思ふ可なり) 又姓氏錄(左京神別天神)に、宮部連、天壁立命子天背男命之後也と見ゆ、祈年祭詞に、天能壁立極、國能退立限と對へ云へる、國能退立は國底立なる事上(本傳二之卷九一頁)に云る如く、五緯星の事なるが、天能壁立は、別天の蕃垣の如く成有る限を云ふ稱なり、(西蕃にも、別天の中にて一區の域を紫微垣とも、大微垣とも、天市垣とも、垣を以て稱くる事は、上古に神聖通ひ給ひし時などに、傳はり漏れたるにや有るべからむ) 出雲風土記に、神須佐乃烏命、天壁立廻坐之と有るも、日天より外なる別天に至る迄も、廻り見坐せる由なり、唯に天より降り坐す事を、廻り坐すとは云ふべくも非ざれば、態と天底にも到り見坐しとなり、壁立は古く加伎立と訓めるに従ふべし、垣も亦限の事にして、天中は何方迄も朗かに通りて、限無き物から、列星の垣秀の如く、有る限りを以て極みとは爲る事なる故に、天底とも天壁立とも云ふ稱有る事なり、(此事已に傳一、天先成の下に、此御名を擧げて委しく云へれば、其に見合す可く、又祝詞講義にも、此説を詳に爲り) 楮、此神にして天の成り終る事はしも、上より次々説き來れる如く、天御中主尊天中を開かし成し給ひけるに、高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱神、



天中の氣を産靈て精となし、精を混成して一物と成し給へる事、妹妹相嫁繼て子を生ず始なり、若て其一物より如葦牙し萌て、可美葦牙彦舅尊成り坐る、此即ち神を生じ坐せる始なるに依て、第三一書に、始有三人と所見たる、其神の所爲と其物を引き昇り極めて天と成れり、即ち天日の事なり、此即ち天中と云處なるが故に、此よりは、昇りも降りも偏りも爲る事なき處に止住れるなる事決し、天常立尊と申す御名の義を以て曉るべし、(此に就て、其萌騰り去りし處の如き浮膏なりしも、其天氣に御れて治るべき處に止住りて國形を成せる、此即ち國常立尊の神事なり、但し此は唯天の事を云はむとて、序に説くなり)若て、其天日を造り立て天の眞區と成し給ふ、右の二柱神此に神留り坐て、此本域の餘りを別て日之少宮と成し給ふ、恒星是なり、少宮とは別宮と云事にて、天日を本と爲る名なり、此に依て此二柱神に、角凝魂尊、天底立尊と申す御名坐せり、角は綱にて其を凝らし結ぶ由なり、如此く百結びに結び八十結に結びて、天底と云に至り及べる義なるを、並べ見て知べし、(日之別宮の日と火と本より通ひ、星は火氣にて、唯天底の水氣に火氣の包まれたる物にして、氣よりは壓し、火よりは張りて、互に軋り合ふ如くして有てるなり、此相壓し相張る力に依て、天地は常在に立ちて、其位を失錯はざる事なり、今此を譬へむに、天日は宮殿の如く、大地は廳舎の如く、五星は廂の如く、其極は樓閣の如く、衆星の近きは門牆の如く、遠きは外郭の如くなる可きなり)若て、其衆星の許多なるも、唯其處に居るのみにては、其氣の相軋り持つ中に何れの力の弱き方の氣は水火共に缺乏する事を得ず、此を以て、津速産靈神、此を生じて補ひ給ふべく、天壁立神は、其天壁を造り立て維持せ給ふ事、上に云へる如くなるを思ふべし、(此二柱神、共に亦御名なる事、已に云るが如し、國土にては國常立尊、豊斟淳

尊二柱神、相並び坐せるが如く、天にては可美葦牙彦舅尊、天常立尊相並び坐して御功を成し給ふが故に、如此く亦御名は有なり、偕、予が常に云ふ如く、亦御名と云は、一神にして二名有るに非ず、其元は一神なるも、外に御功有れば其に依て外の御名を負ひ坐せるのみならず、御靈も更に別れ給ひて、殊に一柱神と成り坐せるなれば、鹿略に思ひ成し奉る可きに非ず、譬へば古事記に、故其猿田毘古神、坐阿邪訶時、爲漁而於比羅夫貝、其手見昨合而、沈瀆海鹽、故沈居底之時名謂底度久御魂、其海水之都夫多都時名、謂都夫多都御魂、其阿和佐久時名謂阿和佐久御魂と有る如く、此等、御自と物爲給へる事ならねども、其時時の事に依て、各一柱神と成り坐る故に、神名式に、伊勢國壹志郡阿邪加神社三座と有るなり、況て其行事に依て別れ坐る御靈は、其立給ふ御徳の程々に、如何にも尊く坐々さむ事、決き者をや)如此くして、天を造立て然後に、大地も亦定りて、萬の物満足ひ整へる時に、天照太神は生り出で坐して、天をば所知食す御事と成れるが、唯天上の事を所知食す耳ならず、四神出生章に、生三日神、此子光華明彩、照徹於六合之内と有る如く、大御身の御光を以て、宇宙に照り徹らせる故に、天照太神と大御名に負はせさせ給ひて、此大御神の石窟に隠り坐し、かば、世中は常夜往けるを以て、天は、天照太神の御爲に成れる物なる事を思ふ可く、天御中至尊の御徳の此に具はれる事を知るべき者なり、阿那可畏、(御祖と御在し坐す高皇産靈神皇産靈二柱神すらに、大御前の事を取り持ち奉らせ給へるを以ても、其大御徳の少縁に御在し坐さる事を想像り奉る可なり、然れば此天を造り立て給へりし右の二柱神は、大已貴命、少彦名命の如く、天照太神は皇御孫尊の如し、猶云將欲しき事多在れども、其は日神の傳にこそ)○次可美葦牙彦舅尊(本傳二之卷一二頁)に出づ、但し此傳は天と



國とに對へたる故に、天常立尊の御名先に出でたれども然るべくなむ有らぬ、古事記に、宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有るぞ、事實に叶ひて愛たければ、今も其如く心得べくこそ、然らざれば有物若葦牙、因此化神と云ふ續きに合はず、(又葦牙の若く成出たりし物の、萌騰り極りて、然して天の處は立ち定めば、必ず其次に有るべき事なり)古事記には、此の終めに、此二柱神亦獨成坐而隱身也と記され、又上なる三神を合せて、上件五柱神者別天神と記されたるを、此に無きは正書に、天地の始を神名を以ては記さずして、事實をのみ文に連ねられたる、其微に一書を悉く載せられたるが、一書は一讀の文ならざれば、終む可き所無きが故なり、(隱身とは、御靈を申し、別天とは天表を云事、此傳の始より、已に度々に説き來れば、今更に取り立て云べきに非ねども、此所にて先右の心得有るべきなり)○又有物若浮膏は、八州起元章第四一書にも見えたり、此は上に云へる如く、葦牙よりは先に在るべき文ながら、神の成坐る次第に依て、後には成れる者なり、然れども、有物又有物と云様に聞き成さるゝ故に、能く爲すば心得誤る可き文なり、然れども、若浮膏物に因りて成り坐るは國常立尊と有るぞ、甚々尊き御靈物なりける、(此御傳の無からましかば、彼正書及び其餘の傳々をも、見誤る事も有りなむを、此に依りて正書以下の如葦牙二物に因りて、國常立尊の成坐せりと思ふめる、千載の誤を正すに至れるは、我ながらも奇しき事なり)○國常立尊上(本傳一之卷六六頁)に出づ。

嘉永六癸丑年十二月十七日始同七甲寅年正月九日終

## 日本書紀傳 三之卷

穗積重胤謹撰

### 神代上第三 神世七代章

- 次有神。 涅土煮尊。 [涅土。此云于毘尼] 沙土煮尊。 [沙土。此云須毘尼亦曰涅土根尊。沙土根尊] 次有神。 大戸之道尊。 [一云大苦道尊] 大戸之邊尊。 [一云大苦邊尊亦曰大戸摩彦尊。大戸摩姬尊亦曰大富道尊。大富邊尊] 次有神。 面足尊。 惶根尊。 [亦曰吾屋惶根尊。亦曰吾忌樞城尊。亦曰青樞城根尊。亦曰吾屋樞城尊] 次有神。
- 伊弉諾尊。 伊弉册尊。

天御中主尊と申す大御神、天地未だ生らざりける時より、高天原に神積り御在し坐て、大凡世の始に神と申奉るは、唯此一柱のみ御在し坐て、神とも神と奇異に靈妙く渡せ給ひて、惟神も天地を立給ひ世中を定めさせ給ふべき御靈威なむ、此に起らせ御在し坐けらし、此時は世は唯空しき大虚のみにして、神體は唯御靈のみに御在し坐す、此を古事



記には隱身也と註されて、此天地初て立ち世中始て定りて後に顯れ出させ御在し坐す、顯身の神等に對へたる稱にして、其形體を顯はし御在し坐さずながら、其事迹の物に見え行く神事の覆ふ可からざるを申せるなり、次に高皇產靈尊、神皇產靈尊二柱成り出でさせ御在し坐せる、此は氣の神に御在し坐して、高は勢る義、神は感くる義にして、謂ゆる陰陽の氣の相交はるの始なり、皇は精にして、其氣中に物あり、天地と成り萬物と成る物根是なり、產靈は産生し相合ふを云なり、此二大神の未だ隱身と御在し坐しける其始、陰陽相交はり御在し坐ける狀は、已に天地立て後に、天地の氣相感けて世中に萬物の出來る如くして、其天中に御在し坐つゝも隱處に御處與はずが如く相交接らせ御在し坐て、天中に狀貌難言と云ふ一物を成し出ださせ御在し坐せり、是世中に男女相交接と云ふ事の起りにして、子を産むと云ふ事の始なる者なり、師説に、此二柱を御夫婦の神に渡らせ給ふ由に云はれたるなむ、實に然る言なりける、若て此別天神等以下の神々の御事迹を明らかめ奉るとならば、高橋氏文に載れる景行天皇の大御言に、大倭國者以三行事負名國也と詔給へる大御言を戴き持ちて、恐み恐みも御名義を説き明らかめ奉るなむ、專要と有る事なりける、物に名と云は成の義にて、此に謂ゆる行事なる由、已に（本傳二之卷一三一頁）に註へるが如し、（師の赤縣大古傳に、「此天御中主尊は、西蕃に謂ゆる上皇太一是なり」と云はれたり、史記封禪書、前漢郊祀志等に、天神貴者大一也と云ひ、史記正義に、大一天神最貴者也と見えて、我が上古に、神と申せば此大御神一柱のみに御在し坐せる古義に合へる者なり、其第四章に、老子中經を引きて、上皇太一者道之父也、天地之先也、一曰上大一一云々、乃在九天之上、大清之中、大寅之外、微細之内、吾不知其名也、元氣是耳と、書されたるも、我が古語拾遺に、天

地剖判之初、天中所生之神名、曰天御中主神と有るに合へり、又其九章に、盤古氏夫妻陰陽之始也、生於大荒、莫知其始、蓋陶鑄造化之主、天地萬物之祖、乃元始天皇、大元聖母是也と有りて、此盤古氏夫妻を、我が高皇產靈尊、神皇產靈尊に當てられたる、實に然る言なり、其元始天皇、大元聖母の元を、氣之始也とも、善之長也とも註せば、其も我が高は勢り、神は感くる意なりと云ふに合へり、莊子に、天地者形之大、陰陽者氣之大と有るをも思ひ合せ曉るべし、其一物を成し出させ御在し坐ける事を、今思ひ量り奉る事は、神世七代章第三一書に、天地混成之時、始有三人焉、號可美葦牙彥舅尊、次國底立尊と見えたるは、其物と共に其神の成出させ御在し坐りとなり、若て其混成と云ふ物は、第一一書に、天地初判、一物在於虛中、狀貌難言と有る一物是なり、其混成一物に就て成り坐せる御名に、可美葦牙彥舅尊と有る、可美此云于麻時は唯稱美の言と見ても有るべき狀なれども、上なる神名の皇產靈、此云美武須毘より續きて、產生の義なるにて、國底立尊と俱に成坐る故有り、其第二一書に、古國稚地稚之時、譬猶浮膏而、漂蕩と有るが如く、其浮膏の如く漂蕩へりし其一物の、未だ天地と分判れず混成して有りし間にも、國と云名なりしなりけり、若て其葦牙は正書に于時天地之中生一物、狀如葦牙、第二一書に、國中生物、狀如葦牙之抽出也、第五一書に、其中生一物、如葦牙之初生暹中也、第六一書に、天地初判有物若葦牙、生於空中など見え、古事記にも、此を次國稚如浮脂而、久羅下那洲多陀用幣琉之時、如葦牙因萌騰之物而成神名云々と有りて、如葦牙と云は譬なり、其譬を以て神名に負せさせ御在し坐すと云ふ事は有べき、其阿斯訶備と稱奉る物の消息に、水草の芽立つ狀の甚能く類たりける故に、後に葦牙と號け、又其物を以て元の阿斯訶備の譬とは



成せりし者にて、久羅下那洲、又は鷄子、游魚、浮雲、浮膏などの譬も然にて、其實は狀貌難言と有るが如く、天地出來て後より天地未だ生らざりし以前の事にし有りければ、此なむ其と正しく其名狀をば指難き事にて、其天地を預鑄造らし、別天神ならぬ神の、誰かは知らせ給はむ、然れば其別天神より天津神語に語り傳へさせ給ふにも、其受け賜はる神の心にも入り易く曉るに便宜しき爲に、譬へ易き物を以て其時其事の形狀を告げ給へるが故に、右の如く種種なる譬は有るなりけり、(其は天地には限らず、凡て世中に在りとし有らゆる物皆は、共に其出來れる後と、其の成り出づる先とは、大に形も何も趣の甚く異なる者にて、先其の近きは、男女交合せるに其氣相感くる時は、父の精母の血相混和して子宮に託る者なるが、月滿つれば母胎を分れて生れ出づる、其より稍々に育て上げ長したる上にて、其始は浮膏の如くにて有りけり、又は鷄子の狀にて有りけりと云ひたらむにも、あまりに係離れたる相違有りければ、誰かは其を信と爲む、此は人も我も覺えの有る事なるが故に、相互に異しと爲ざる事なり、此は又人のみには限るまじく、松栢の雲居を凌ぐ許に大なるも、實生の程は二葉の小草に同じく、竹などの千尋の陰と仰ぐ程なるも、其始筭なる程は甚嫩かにして食物にも爲る事なるにて、此等の事にすら然許の違有るを以ても、天地の初の事などは如何に奇しく妙なりけむ、甚思の外なる事にこそ有りけらし)故其一物の成れる事を、猶委しく曉さむには、大同類聚方に、比登乃美乃。奈連流半自免波。安萬都美他麻。美豆保乃計乃。不多通乎加波世。保豆禰奈理。知之保奈利。士々奈利。須知奈利。保念奈利。南訶和多奈俚云々と所見たる、此なむ人の始を云ふなれども、亦天地の初を云ふも此に異なる事非ざる可し、其天津靈と申すは、天御中至尊に當り、次に水火氣の二を交合すと云へるは高皇產靈尊、神皇產靈尊

二柱の、陰陽相交接せ御在し坐けるに當り、次に保豆禰奈理と云へるは、其適合に依りて天中に一物を成し出ださせ御在し坐けるにて、此に狀貌難言と云ひ、古事記に、國稚如浮脂と所見たる是なり、若て其血液は水なり、肉は土なり、筋は上下に相貫く神糸を云ひて、謂ゆる阿斯訶備是なり、此を惣括る處を頭腦と云ひて、那は右に謂る行事の那に等しくして、神の義なり、都は天津神、國津社など云ふ津にて、處と云はむが如し、伎は城にて、一區の圍みを成して在る域を云ふ稱なり、天なむ此には當る可き、若て其骨は天柱なり、中藏は黄泉にや譬ふ可からむ、人も一箇の小天地と云ひけるも、強事には非ざるなり、天地を以て人を知り、人を以て天地を知るなむ、神典を窺奉る者の規則には有るべき、(但し近き頃西洋學と云ふ一箇の學問出來りしより、新奇を愛づる俗士の僻として、萬に彼か云ふ所と云へば尤なる事と思ひて、其善惡をも取るべき辨へもなく、妄りに信用く弊風を羨みて、彼に似せたる異端の學を起して、神典究理と唱ふる輩、京にも江戸にも此彼有り、其云ふ所を聞くに、其説を立つる事は、皆西洋列國史略、又は西洋記聞などに有る、神怪奇談を本とし、其に言痛き小理を添へて、神は唯其引合ひに、往々御名を引出でたるのみの僻學にして、見るにも聞くにも穢らはしく爪弾きせらるゝ事になむ有ける、然る凡説を成さむよりは、右の大同類聚方は頃年世に出で、殊に其人身説などは、其始に於保奈牟知命の美己止仁と出でたれば神典の古傳に亞ぐべき者なり、此等を以て説弘めたらむには、上は天地の大なるより、下は人身の小なるまで、其理を盡さずと云事有るべからざるを、憐むべく且惡む可き者なりかし、素問舉痛論に、黃帝問曰、余聞善言天者、必有驗於人、善言古者、必有合于今、能言人者、必有脈於己、如此則道不惑、而要數極、所謂明也と云ひ、又生々化々品物論



に、帝曰、善言<sup>レ</sup>始者、必會<sup>ニ</sup>于終、善言<sup>レ</sup>近者、必知<sup>ニ</sup>其遠と云ひ、又氣交變大論にも、上經曰、夫道者、上知<sup>ニ</sup>天文、下知<sup>ニ</sup>地理、中知<sup>ニ</sup>人事、可<sup>ニ</sup>以長久と有りて、注に、夫道者大無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>包、細無<sup>レ</sup>不<sup>レ</sup>入、故天文地理人事咸通と有るなどは、彼國にも古説にて、信に然る言なり。偕、其阿斯訶備と云ひける物は、正書に渾沌如<sup>ニ</sup>鷄子、溟滓而含<sup>ニ</sup>牙と云へる牙にて、此を伎邪志と訓める、即ち天孫降臨章に、氣字を伊伎邪志と訓める是なり、故其下に及<sup>ニ</sup>其清陽者薄靡而爲<sup>ニ</sup>天、重濁者淹滯而爲<sup>ニ</sup>地、精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定とある文は、右の十字に次て事實なり、釋文なり、其文中に、清陽者薄靡而爲<sup>ニ</sup>天と云ひ、精妙之合搏易と有るは其含めりし牙の消長<sup>ニ</sup>て天と成る傳なり、其清陽と云ひ精妙と云へるは、其形狀を云へるなり、此に力を得て攷ふるに、阿斯は明筋<sup>ニ</sup>にて、其斯は級長津彦命、級長戸邊命と申す志は、氣の迫りて風となる、是即ち其一條<sup>ニ</sup>に成りて動く謂なり、息を志と云ふも口氣の筋と成りて出づる稱なり、嵐は荒筋、虹は丹筋なるを考へ合すべし、素より其混沌たる一物の中より萌騰れる物にし有ければ、火氣なる事云も更なるが、水氣と相混雜りて精妙なる物となれるなれば、赤く青かりけむ事思ふべし、然れば水草の莖も青筋の義を以て名となれるなりけり、訶備は氣牙と云はむが如く、其混沌たる中より精妙なる物の萌え牙み出づるを云ふ、後に物の初生を牙と書きて訶備と云ふも、地上に伸びて形を成すと雖ども地中より含まり出づる元は、彼氣になむ因れりければ、名と成れるなり、又此を譬に取りて如<sup>ニ</sup>葦牙と云ふも、彼葦草の叢り生ふるまでを係けて云へるなれば、其含<sup>ニ</sup>牙と云ひける阿斯訶備も、幾條に在りけむ事を察らむ可し、又此阿斯訶備を角とも云へるなり、其事(傳二之卷一二〇頁)に云へり、彦男は、古事記に婦神に對へて、其の夫神を日子遲と云ふ事有れども、其と此とは意味

少か異にて、引出<sup>レ</sup>の義なり、彼含<sup>ニ</sup>牙と云ふも自然に然るには有るべからず、此可美葦牙彦男尊御在し坐して其造化し御在し坐すを以て成れる事申すも更なればなり、(第三一書に、天地混成之時、始有<sup>ニ</sup>神人焉、號<sup>ニ</sup>可美葦牙彦男尊と有るは、彼産靈の御業に依りて天中に一物の生り出でたる、其物と共に生り出でさせ御在し坐る由、已に右に云へるが如し、其始有<sup>ニ</sup>神人焉と有るは其物を主宰して、其事を成し給ふと云義になむ有りける、偕、説文に申神也、外<sup>レ</sup>曰自持也と云ひ、神天神引<sup>ニ</sup>出萬物者也、外<sup>レ</sup>示申聲と云へるにも思ひ合すべき事のなきには非ず)若て其第六一書に、天地初判、有<sup>ニ</sup>物若<sup>ニ</sup>葦牙、生<sup>ニ</sup>於空中、因<sup>ニ</sup>此化神號<sup>ニ</sup>天常立尊、次可美葦牙彦男尊と有る、此傳は其一物の生るゝと共に可美葦牙彦男尊は生り出でさせ御在し坐し、又其一物の中より牙して萌え騰れりし阿斯訶備と共與に、天常立尊はしも成り出でさせ御在し坐せる御事を明らかめ奉るべき文なるなり、但し古事記には宇麻志阿斯訶備比古遲神、次天之常立神と有りて、其成り坐りし次第を以て云ふ時は、信に如此くなりと雖も、此は其並びに、又有<sup>ニ</sup>物若<sup>ニ</sup>浮膏、生<sup>ニ</sup>於空中、因<sup>ニ</sup>此化神、號<sup>ニ</sup>國常立尊と有る對文にて、實には浮膏は、正書に謂ゆる渾沌如<sup>ニ</sup>鷄子と云ふ物なり、葦牙は溟滓而含<sup>ニ</sup>牙と云ふ物なれば、浮膏は右の葦牙を出す本根なり、葦牙は其浮膏より生じ出でたる物にて、別物に非ずと雖も、一は上に表はれ、一は下に留りて、相離るとしては、共に空中に物ある故に、右の如く傳へたりし者なる事下に云へるを以て曉る可きなり、若て此は其天常立尊は、葦牙の萌騰れる末に成り坐る事を傳ふる事を主と爲るが故に、此にては天常立尊を主と爲る傳なるを以て、右の如く有るなりけり、偕、其阿斯訶備の萌え騰り留まる所即ち天中<sup>ニ</sup>にして、彼謂ゆる高天原と云ひけるも、唯大虚空の空しく有りけるに、天常立尊初て天の處<sup>ニ</sup>とて立たせ御在し



坐けるなむ、今も瞻望奉つる天日の御事なりける、師の五十音義訣に、彼萌騰の義を解きて、萌えつつ殖え明りつ、騰る由に説かれたるは、信に然る言にて、其萌騰りたる氣勢四方八面に散在に蕪靡き分りて、謂ゆる恆天の衆星は出來にけらし、其最頂に在りて其樞軸なる域なむ、天底と云ふ所なりける、天常立尊に、天底立尊と申し奉る御名御在し坐を以て知られたり、又此を日之少宮と申すも、天日を本として、其より別れたる謂なるべきをも思ふべき者なりかし、(天底と云ひ、日之少宮と云へるは、天の最頂にして、謂ゆる天極紫微宮是なり、師の赤縣大古傳に、老子に、有物混成、先天地一生、寂兮寥兮、獨立而不改、周行而不殆、以爲天下母と有る文を上皇大一記の發端に係けて、其説に云く、「是物本より無名にして、陰ならず陽ならず、其形質亦知るべからず、此謂ゆる地は大地を云事勿論なるが此謂ゆる天は蒼天を云ふに非ず天日を云へり、斯て是混成の物は、其天地の先に在り、天地も是に因て出でたれば、此物の始は誰か知らむ、然るに生としても云へるは、大朴に語り來し古傳の趣にて、實には無始無終の物たるに論なし、然れば此生字は在字の意にて見るべし」と云はれたるは、實に天御中主尊の御事を説き盡されて、妙なりとも妙なる事なり、然るに、其次に此物の在所は何物なると云ふに、「其在所は北極の上空、謂ゆる紫微垣の中宮なるが、是即ち今現に見放る北辰星にぞ有ける」と云はれ、又赤縣度制考に、大一とは、道の大祖上皇大一を謂ふ、此は老子に、有物混成、先天地一生と有る、北辰の主宰にして、始無く終無く、臭も無く聲もなき物から、無中に始めて有を出し、天地を踏造れる神にて、鸚冠子に、中央者大一之位、百神仰制焉と見え、史記封禪書に、「天神貴者太一也と有る即ち是なり」と云はれたれども、我が神典を以て證す時は、其北辰は日之少宮にして、即ち天日の

成り定りて後に別れたる者なりけり、右の有物の物は、其大一の神靈を云ひ、混成とは、天中に隱身に御在し坐て、天中を形體の如く成し給ひ、其中に神靈の充ち塞かりて御在し坐す謂なる可し、先天地一生は、其天地も大一の天中に成り出たる由なり、獨立而不改とは、天地の未だ成らざりし以前も、天地の已に成れる後も、世に神と申せば太一のみの謂なり、周行而不殆と云は、大一と天中と一にして、天地を其中に有たせ給ふ由なり、然れば大一とは然る象物を立て、云ふに非ず、其天中に隱身に御在し坐て、天地をも萬物をも諸神をも惣て、悉くに皆天中の象物たり、其物を該羅めて、天中に合せ持たせ御在し坐を以て、大一とは申せるなり、偕春秋說題辭に天者群陽之精也、合爲大一、分成殊名、故立字一大爲天と云ひ、五行大義にも天地因何生、曰、因大一一生、故變大一字爲天と云て、上世に天中の神靈の凡て合せて大一と云るなり、又右の合爲大一、分成殊名と云は、呂氏春秋に數始於一而不生、故分而爲陰陽、合和而萬物生と云る是にて、老子に道生一、一生二、二生三、三生萬物と云る、即大一の義なり、是大一の徳を云て我が天御中主尊と申し奉れるに異ならず、偕其天底を恆と見え、又日之少宮を北辰と見るに、其恆天に天壁と云ふ名あり、大神宮祈年月次第等祭詞に、天能壁立極、國能退立限と見え、出雲風土記に、神須佐乃烏命天壁之廻坐之と有る是なり、姓氏錄に、天壁立命と申す御名の出でたる、即ち天底立尊の亦御名に御在し坐すに思ひ合すべし、若て其可美葦牙彥尊の亦御名、角魂命とも、角凝命とも、角凝魂命とも申し奉つる、其角は傳二(二二〇頁)に註へるが如く右に謂ゆる阿斯訶備の事是なり、此に就て平田翁の(五十音義訣)に、萬葉十九(四十四丁)新嘗會肆宴應詔歌に、天爾波母五百都綱波布、萬代爾國所知等、五百都々奈波布(似古歌而未詳)とある歌を引ききて、此天空



の最中に動き移らざる域有り、是即ち天の本綱なるが、是より堅横に五百綱千綱引延べたる如く、圓々に向伏し餘り編み成れる者にて、天空即ち世界の大綱なる義なり、古語に此を都べて高天原と云へり」と云れたる信にさる言にて天に綱と云ふ事は、猶三(十三丁)に、久堅乃天歸月乎綱爾刺、我大王者蓋爾爲有と有るも、月の天中に懸れるは、其綱に羅れる由を述べたるなり、此を以て云ふ時は、恆天の衆星も綱に羅りて編み成せる如き故有るから、其所在を得たるにて、天の言の綱に通ふも、亦少縁の事には非ざるなり、續紀に聖武天皇の大御母尊を、千尋葛藤高知天宮姫尊と稱奉らせ給へる御事有るをも思ひ合すべきなり、然れば其角魂命と申すは、綱結なり、角凝命と申すは綱凝なり、角凝魂命と申すは綱凝結なり、其阿斯訶備を引き延べて、彼處に凝らし此に結びて、恆星とはなし給へるが、其作り成し堅め立て給ふは、其天底立尊に御在し坐が故に、天壁立命とも申し奉る事なるが、名義抄壁字に、加倍と加伎との二訓有りて、皇太神宮儀式帳の御壁代を、長曆造官符に御垣代と有り、其を明應五年遷宮記には、御絹垣と有るなど、各相通ふ言なるに意を得て、倭姫命世記を見るに、御船二隻捧氏天船者天之曾己立、地船者地之御戸張止白而進支と有るは、船に覆を成したるにて、謂ゆる船屋形を見立て云ふなるが、曾古立と御戸張とを相對へ云ふを以て、天底立尊に、天壁立命と申す御名御在し坐して、其垣を立て巡らしたる如く、天の外郭を作り堅めさせ給へる事を知るべし、偕其綱を天底に結び凝らし給へる、其天垣と成れる者を星と云へるにて、下の天鏡尊の下に出せる天八百日尊と申す日は借字にして、八百萬の火球を云て星即是なり、又天八十萬魂尊と申すは百結結び八十結結びて其物を成し給ふ謂なる事其に説けるを以て知るべし、偕、富志とは火氣と云ふ事なり、然るを外夷の輩など、漫りに天日の御國の如き

物なる由に云へるは、例の窮理の闇推なるにて、大に背ける者なり、此言義を説きて心得るに、彼は唯火氣の凝り結びたりたる物にして、其常性として燃え去らむと爲る氣勢なるらむを、空氣の水なるに迫りて、自然に球の如く成れるにて火の伸びむとし、水の壓さむと爲る、其凌ぎ躑らふ勢力を以て、各相退らざるが故に、天體の常在なるにて是即ち天壁立命と申す所以なりけり、其は何を以て知るぞと云ふに、右に引ける大神宮詞に、皇神乃見霽坐四方國者、天能壁立極、國乃退立限と有る霽の言、欽明天皇の大御名を、天國押開廣庭天皇と申奉るには、開の字を書れたる其意にて、其天壁をも國底をも、日神の押開かし有たせ給ふと云ふなむ、右の星と氣との押合に異ならざりける、偕、又此天壁立の内のみ謂ゆる世界にて、此外に物無く事なきが故に、其涯際をしも神名と共に天中と云ひて謂ゆる高天原是なり、若て其天中と云ふ中にも天壁立つ極み迄は、天日の御光の照徹らせ給はず、唯押開け御在し坐す爲に其壁立て有る境なるを以て、此天日の天に對へて、其を別天とは云なり、古事記に、上件五柱神者別天神とある是なり、(此を人身に取るに、天日は心藏の如く、天底なる日之少宮は頭腦の如く、恆星は神經の如く、皮毛の如くになむ有ける、偕、神にも其持ち別けさせ御在し坐す境に、限の有る事と所思えたり、其別天神と申すは、日の天より其天底に至る迄に渡る神等に御在し坐し、自餘の天神は日神を主宰として仕奉り給ひて、其御功用をしも日天の中のみ成し給ふ御事にて、大地と五緯星とに御靈を幸はへさせ御在し坐す御事なり、又師の五十音義訣に引れたる、説文に天は顛也、至高而無上、从一大と有る、段玉裁注に、至高無上、是其大無有二也、故从一大、於六書爲一會意と有り、又説文に立住也、从大立一之上と云る立字、天宇に義同じ、此に就て、又思ふに、上に註へる漢家